

91-147x



\*1200701744921\*

增訂版·第四版

法學博士 田尻稻次郎 著

坤

訂正 增補 財政と金融

東京

同文館藏版

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 1 2 3 4 5

始



増訂改版・第十四版

法學博士 田尻稻次郎 著 坤

訂正 財政と金融  
増補 財正と金融

東京

同文館藏版

第一編 第一卷 硬貨

增訂版 財政と金融

坤



80W47161

訂正増補 第十四版 財政と金融(貨幣及金融機關)

坤

目録

第一編 貨幣

第一卷 硬貨

第一章 硬貨の制度

第一節 本位

第一目 複本位

第二目 跛本位

第三目 本位の大小

第二節 補助貨

第一目 補助貨の通用制限

第二目 補助貨の實價減削の方法

一七 一六 一六 一三 八 一 一 一 一

第三目	補助貨の方式	一八
第四目	補助貨の供給	二〇
第五目	補助貨の貨面金額と物價との關係	二一
第六目	小額紙幣の引揚並に一回補助貨	二三
第三節	合法貨幣	二六
第四節	貨幣法の要素	二八
第一目	公差	二八
第二目	最輕量目	三〇
第三目	輕量貨幣の引揚	三一
第二章	造幣	三四
第一節	造幣局	三四
第二節	造幣に要する専門的注意	三九
第一目	贋造偽造變造及模造等の豫防	三九
第二目	盜削の豫防	四二

第三目	正當なる磨損の豫防	四五
第四目	造幣費の節約	四八
第五目	他の貨幣の性分と同種の金屬を以て其量目が 貨面價格に對し不相當の比例を有する貨幣を 製造するの不可	四九
第六目	貨幣の大小輕重は各種各々之を異にするを要 す	五〇
第三節	造幣大試験	五一
第三章	貨幣の取扱	五二
第一節	金屬製封筒	五二
第二節	貨幣の計數法	五五

第一編第一卷目錄終

訂正増補  
第十四版

# 財政と金融

貨幣及金  
融機關

坤

法學博士 田尻稻次郎著

## 第一編 貨幣

### 第一卷 硬貨

#### 第一章 硬貨の制度

##### 第一節 本位

###### 第一目 複本位

###### 一 複本位の誤謬

硬貨の制度は重量貨幣に始まり、單獨合法貨幣、複本位等種々の發達を經終に複合法貨幣法を見るに至れり。世上貨幣の事を論ずるの書に乏からず、是等の事は

第一章 硬貨の制度 第一節 本位 第一目 複本位

其論ずる所と爲り夙に世人の熟知する所なるを以て今之を詳論ずるを要せず、只其梗概を述ぶるを以て足れりとす。夫れ重量貨幣は太古の制に屬し別に説明の必要を見ず、而して複本位以下の如きは固より論ずるに足らざるなり。元來複本位は一箇以上の本位の成立を認め其根底に於て誤謬あり焉。堂に登るを得ん世に兩本位の名を以て知らるゝ者は即ち其一種なり抑々標準は事物の誤を正し若くは争を判するの用に供する者にして固より單一ならざるを得ず。若し夫れ標準にして大小、長短、輕重の別あらん乎億兆其歸着する所を知るを得ず。天下の事物何に依て乎收拾するを得ん。貨幣の本位は即ち價格の標準にして其單一たらざるを得ざる哉。論を埃たず、事を好むの士は兩金屬主義を辯護せんが爲め補償作用の名義の下に頗る巧妙なる論を試みると雖も國の利害を顧るに違あらず抑々亦窮せりと云ふべし。

## 二 グレシヤム氏法則との關係

今之を史乘に徵するに我國開港當時の實況、佛國數回の經驗、米國の西曆千八百三十年代の貨幣制度の改正、變更等例證點々として指呼の間にあり復た何をか疑

補償作用

兩本位

ばん。抑々兩本位制を採るの結果は徒らに高價品を廉賣し、低價品を高買すに過ぎずして多大の損失を蒙むるに終る耳。焉ぞ其愚を敢てせん哉。事固より一兒戯に屬し名は兩本位なりと雖も其實あるに非ず。事實は交代本位英語の「オルトルテト、スタンダルト」にして、法律上本位として選ばれたる兩金屬中の低價なる者が實際の本位となりて流通し、其高價なる者は去て跡を市場に絶つは猶ほ小人跳梁して君子隠るゝが如く彼の有名なるグレシヤム法則茲に其効力を顯はし兩本位國は常に高價品を廉價に賣り出し、廉價品を高價に買ひ込み金銀價格に變動ある毎に大損失を被るは數の免れざる所なり。古今貨幣の事を論ずる者にして未だ曾てグレシヤム氏法則の眞理を疑ふ者なし、然るに議論一たび兩本位に及んでは忽ち之を忘る豈に奇ならず哉。今日兩本位に就て議論未だ全く其餘焰を收めず時に再燃の勢なきに非ざるも、實際に於ては諸國既に其不利を察し復た之を用ふる者なし。彼の兩本位制を以て最も有名なる羅甸同盟と雖も實驗上其不利に懲り、銀貨は之を補助貨の地位に落し本位銀貨の製造を停止し、法律は其儘之を存じ事實上金本位を採用せり。是れ難を避けて易を求め、名を捨て實を採るものにして實に老練

の施設と云ふを得べく、而して兩本位の行ふ可らざるを證するに餘りあり

三 近年に於ける世界の金銀産出高及比價の變動

又金銀産出高及比價の變動より之を見るに兩本位の保ち難きは多辯を要せず其材料は世間之を得るに難からざるを以て之を省略し最近五六年の實況を擧れば左の如く

第一表

西曆年次	金		銀	
	産出高 (純分)	價格	産出高 (純分)	價格
千九百一年	一二、八九四、八五六 <sup>「オンス」</sup>	五四七、七四七、六九〇 <sup>円</sup>	一七三、〇一一、二八三 <sup>「オンス」</sup>	一九五、九八九、三四〇 <sup>円</sup>
二年	一四、四三七、六六九	六一三、二八三、三〇〇	一六二、七六三、四八三	一六三、一八七、三一〇
三年	一五、七七八、〇一六	六七〇、二一八、五六〇	一六七、六八九、一九二	一七二、九二九、四四〇
四年	一六、七三九、四四八	七一〇、〇五八、二七〇	一六四、三三六、四〇八	一八〇、五九八、八六〇
五年	一八、二九〇、五六七	七七六、九四六、七〇〇	一五七、三三九、九六二	一八二、三三四、〇七〇

六年	一九、〇五二、〇三五	八〇九、二九二、三四三	一五七、五三二、二一三	二〇二、六五八、八九一
----	------------	-------------	-------------	-------------

而して近年の最低は西曆千九百二年十一月の二十一片十六分の十一(九百二十五位の「オンス」)にして同一千九百六年の如きは最高三三片一三最低二九片平均三〇片六三の高價を呈はせり

四 本位の選擇

本位の選擇に付ては最深最厚の注意を要す、若し夫れ金本位及銀本位の得失の如きは世上既に定論あり復た之を論ずるを要せず、而して孤立本位の如きは固より大に戒めざる可らざるなり、即ち四隣の強大なる取引國は金本位を用るに其間に介在する我一國が孤立して銀本位を保存し、又は取引國は皆銀國なるに一國のみ孤立して金本位を用ふるが如きは其貿易雄大にして力能く四隣を壓するに足る者に非ざれば甚だ不可なり、英國が曾て四隣諸國は銀本位若くは兩本位なるに非拘はず、獨り率先して金本位を採用せしが如きは外觀孤立本位の形狀なきに非ずと雖も、英國は當時殆ど四海の貿易を壟斷せしを以て能く其成效を見るを得た

孤立本位



り、是れ固より他國の企て及ぶ所に非ず、貨幣の本位は成べく比隣の取引國と同様なる者を選ばざれば市場を共通すること能はず、周圍の情況と相容れずして不便尠からず

夫れ格幣は價格の標準交換の媒助たり、共通を便とし、隔絶を不便とするは論を俟たず、豈に人爲を以て便を捨て不便を選ばん哉、孤立本位の不可なる知るべき耳、時に人文發達の程度貴金屬產出の關係等一國獨特の情況ありて其利用を便とする場合なしとせざるも、普通の場合に於ては一般經濟事項は之を比隣の實況に鑑み、時勢に照應し、勞少くして効多き方法を選び、以て國を富まし、民を利するの道を講せざる可らず、明治三十年我國が金本位を採用したるが如きは外形に於ては孤立本位の觀なきに非ざるべしと雖も、我外國貿易の取引先は重に金貨國にして、又近年大に棉花の關係を生ぜし印度も既に金本位を採用したるを以て、實際に於ては孤立本位を採用せしものに非ざるなり、而して之が爲め從前爲替の變動より生ぜし所の不便は之を避くるを得たり、又世運の大勢如何を見るに、當時ニカラグワ運河開鑿の事は既に世評に登り、サイベリヤ鐵道の開通は將に目前に迫り、比隣の

我國の貨  
幣制度の  
改正

情況は益々我國をして世界行動を爲すに便ならしむるものありき、加ふるに本位の變更は巨大の費用を要す、情迫り勢極まるに當り、倏忽の間之が變更を爲すを得ず、事急なるに當り、強て之を決行せんと欲せば、勢ひ不利なる公債を起し、累を後世に遺さしむるを得ず、故に時勢の變遷に鑑み、風雲に乗じ、事情緩裕なる時を選び、之を決行するは亦國家の長計を誤らざるものと云つべし、即ち我國は別に費用を要せず、償金回收と相待つて之を決行し、世界の大勢を迎へ、利害關係の最大なる國家の一問題を圓滿に解決したるは國家の幸福と云はざるを得ず

今哉我國既に金貨本位を採用し、歐米向きの貿易は爲替の變動より生ずる不便を避け、時に不測の利益を獲得し、時に不測の損失を蒙むるが如き變動を見るなく、平穩に貿易に従事することを得るに至り、隨て其發達に多大の利益を得たりと雖も、一得一失は天下の常にして、銀貨國との關係は從前の如く便なる能はず、即ち從前は銀價廉なれば我國の輸出を促し、高きに向へば之を阻滯するの勢ありしと雖も、今や銀價廉なれば清國の輸出を促し、高きに向へば絹絲の如き清國との競争品の仕入を我國に求むるは、理勢の然らしむる所にして、亦往々市場の事實に顯出す、

銀價に就  
特色  
清國の

斯の如きの變動は大に留意すべきものにして輕々に看過すべきに非ざるなり、而して清國領土の廣大なる其銀相場も亦一種異様なるものあり、抑々銀國に於ては其輸出期に方り銀價低廉なるべきは普通の理なるべしと雖も清國領土の廣大にして、部局の利害相異なる未だ必しも然りと云ふを得ず時に或は輸出物仕入れの爲め開港場より内地生産地へ銀の仕送を要し、輸出期に於て銀價却て高きことなしとせず、臺灣銀行紙幣流通の普からざる今日に於ては臺灣に於ても同様の現象を見る、斯の如く清國の銀價は獨特の事情あり、加之倫敦、紐育等の相場を以てし事情錯綜殆ど其解決に若むの場合なしとせず、方今銀價の變動は清國貿易上絹絲及製茶の如き競争品に關しては我國の大に留意すべき事實の一たり

第二目 跛本位

茲に又兩本位の變態にして跛本位と號くる者あり、其最も著名なるものは西曆千八百九十三年東印度に於て採用せられたる制度なりとす、蓋し該制度の目的は金銀の時價如何に拘はらず「ルービー」の價格を十六片と定め銀本位貨「ルービー」の價格を百十六「グレイン」參和銅十五「グレイン」なり、の製造を政府の獨占と爲し

獨逸の跛  
本位

其供給を左右し以て法定價格を維持せんと欲するにあり、斯の如きは固より人爲を以て自然を制せんと欲するものにして、事財政の救治より生じ事情の酌量すべきものなしと雖も一般經濟上決して圓滿の結果を見る能はざるは多辯を要せず、而して當時印度内外貿易に異常の状態を呈せしは尙ほ世人の記憶に新たなり、輓近銀價騰貴等の爲め纒かに人爲の比價を保つと雖ども、抑々跛本位、獨逸も「ターレ」銀貨を無限に使用し跛本位たるを免れずと雖も新たに之を製造せず舊貨を用ゆるのみなれば印度と其趣を異にすたる其根底に於て無理の原素を含むを以て一弊去て一弊來り其止まる所を知らざるの觀あり、而して印度貨幣局に於て貿易の繁閑に應じ通貨の供給を調和するは固より容易の業に非ず、元來印度に於ては十二月より翌年三月までを金融繁忙の時季とし其時に當り國民新たに貨幣を得んと欲せば先づ金を貨幣局に致し之に對して紙幣を受取り之を以て銀貨と交換せざるを得ず、其盛時に際しては銀貨六千萬「ルービー」を要し、然らざるときは銀は却て貨幣局に向て逆流し凡そ四千萬「ルービー」の準備を以て足れりとす、三十六年の實況其繁閑に應ずるが爲め注意を要する斯の如く國民の通貨を得るが爲め要

印度の本  
位

する所の手數斯の如し、之を本位貨自由鑄造の國に於ける自然の屈伸と比して其便否固より同年の論に非ざるなり、而して廉價の金屬に高價の法定價格を附するは賈造の因たるや論を埃たず是れ亦一不便を添ふるものと云はざるを得ず

今試みに西曆千八百九十三年より近年に至るまでの「ルービ」銀貨賈造發見の實況を見るに左の如し、眞理の存する所皎々として光りを日月と争ふ豈に誣ゆ可ん哉

第二表

西曆年次	「ルービ」半「ルービ」	四分ノ「ルービ」	八分ノ「ルービ」	銀價 <small>「オンズ」九百廿五位</small>
一八九三	八三二〇	三五七	三三一	二四三
一八九四	一〇、一一二	四三六	四三八	一四八
一八九五	一〇、七五九	三五五	三八二	一八五
一八九六	一一、四三一	四一〇	三六八	二九二
一八九七	一五、三四三	五七八	五四八	二七〇
一八九八	二三、九六六	一、〇五六	一、五四七	一、五二九

「ルービ」銀貨の賈造

造幣價格と市價との差

一八九九	二七、二四〇	九六五	一、二七三	一、四〇二	二七、四強
一九〇〇	三〇、一九九	一、六九二	一、七八〇	二、〇九七	二八、二五
一九〇一	四三、一九三	二、一五四	二、三四五	一、九二八	二七、一強

而して西曆千九百三年の調査に依るにキヤルキヤタ造幣局の發見に係る賈造貨は十萬箇に付き十六、五九、アラバットに於ては十五、一五、ラホールに於ては十六、ホムベいに於ては十四、八七、マヅラスに於ては二十六、三二の割合にして尙ほ此調査は大に之を進むるの議あり、抑々留貨の正量は九百十六位の銀百八十「グレイン」にして其純分は百六十五「グレイン」なり、今「オンズ」の本位銀の純分は四百四十四「グレイン」なるを以て之を以て「ルービ」貨を製造するときは二「ルービ」六九〇九を得べし、而して一銀「ルービ」の法定價格は十六片なるを以て右二「ルービ」餘の片數は四十三片〇五四四なりとす、故に今本位銀「オンズ」の市價二十七片なるときは「オンズ」に付き造幣利益十六片〇五四四を生し、二十五片なるときは十八片〇五四四を生ず、賈造の頻繁なる固より怪むに足らざるなり、是由觀之近時賈造貨の發見大に増加し銀の下落と共に其度を進むるものゝ如し、印度當局者は其原因を

國情の斟酌を要す

調査の精密に歸すと雖も跛本位の弱點は下落金屬貨の賈造を促すは疑を容れず、殊に東印度の如き國に於ては勢ひ警察力の普及を望む能はず而して其大家貴族の後室、後宮には一種の慣習ありて秘密行はれ易く賈造小貨の増加は殊に注意も前記の實況或は弱點の發展を示すものに非ざるなきを得ん哉、此弊にして増張せば有名なる東印度跛本位の維持亦甚しき困難に陥るなきを保せざるなり、抑々遁辭は其窮まる所あり、無理の窮策亦何ぞ其窮まる所なきを得んや、鑑みずんばある可らざるなり

銀貨供給の困難

又西曆千九百四年より五年に亘り新たに銀貨の發行を要せし高一億三千九百四十九萬千四百八、ルイーピア、其他土人政府に供給せしもの百二十一萬五千六百八十二、ルイーピア、合計一億四千有餘萬、ルイーピアの巨額に達せり、而して西曆千九百五年に於ける貨幣の需用は棉花、五穀其他の農産物輸出の爲め例年より六七週間早目に始まり一月の初週の終に於て其極度に達し非常の缺乏を感ぜり、是に於て一月には銀貨準備七千萬乃至七千五百萬、ルイーピアに減ぜり、政府は此危急を救はんが爲め大に銀貨の製造を努め二月の末に於て準備を一億七十五萬、ルイーピアに増

加せり、當時機敏の働は眞に賞賛すべきものあるも跛本位の運用亦骨折の極はみなり、越へて西曆千九百六年に至り銀貨の需要益々甚しく前年の製造高約一億六千萬、ルイーピアに對し約二億の巨額に達せり、而して近年製造最小額は西曆千九百二年の約一億一千三百萬、ルイーピアにして最高は同四年の約二億八百三十萬、ルイーピアなりとす、年額の變化亦大なりと云つべし、本年、四十年の實況は未だ之を詳かにするを得ずと雖も之を昨年比し需用頗る減少し三月までに英國の印度向き銀の輸出高に於て百二萬九千五百十磅の減少を示せり、即ち昨年同期の輸出額は五百二十六萬九千七百九十磅にして本年は四百二十四萬二百八十磅なりとす

### 第三目 本位の大小

次に論ずべきは本位金額の大小是なり、元來本位金額の大小は國に依りて大に差違あり、即ち英の磅(一磅は九百十六位にして正量七、グラム九八八〇五、純分七、グラム三二二三八、佛の法(九百位にして十法の正量三、グラム一二五八、純分二、グラム九〇三二二)、獨の馬(九百位にして十馬の正量三、グラム九八二四七、純分三、グラム五八四二二)、米の弗(九百位にして十弗の正量八、グラム三五九〇九、純分七、グラム五二

三二其他日本の圓清國の兩等數ふるに違あらず。是れ皆國富發達の程度又は歴史上の事情に依り定まるものにして敢て規矩標準の則るべきものあるに非ず、英の磅の如きは稍々大に過ぐるの憾なしとせず、佛の法の如きは無論小に失して不便なり、日本の圓、米國の弗等は大に過ぎず小に失せず所謂中庸を得たる者と云ふを得べし、即ち我國に於て一圓を懷にせば日常の需用を缺くの憂なく、米國に於ても一弗を所持すれば敢て饑渴の憂なし元來本位と勘定の通稱及「コイン」即ち實貨とは之を一物躰に兼帶せしむるを好しとす、我國の銀時代には一圓と云ふ實貨ありて一圓は即ち本位にして同時に勘定の通稱なりし、故に此三者は一圓銀貨が皆之を兼帶せり、然れども金本位採用の後は一圓の量目は品位九百位の金の二分二厘二毛二二餘なるを以て五圓金貨と雖も尙ほ小に過るの感なしとせず、十圓金貨は重量二匁二分二厘二毛二二餘なるを以て輕重其程度を得て流通に便なるを以て主として之を製造し、實際一圓の實貨を缺き前記三要領を一物躰にて兼帶する者は成立せざることゝなれり、然りと雖も斯の如きは唯理論上の缺點に屬し實際に於て多大の不便あるに非ざるなり、徒らに條理を全ふせんと欲し實際流通に不便

本位通稱  
及實貨の  
符合

の貨幣を發行するが如きは固より不可なり、勘定の通稱と流通の實貨とは之を符合せしめざる可らず、兩者にして符合せざるときは往々不便を生ず、例へば我國に於ても今日尙ほ兩、貫、百等の名稱を用ひ米國の田舎に於ては或は廿五仙の代りに「シルリング」と云ふ者ありて往々不便を感ず我現制に於ては固より兩、貫を代表する實貨なし、故に當事者の一方は兩は圓、貫は拾錢を意味するものとするも一方は故意に兩貫等の名義を用ひ其間の差違を貪らんとすることなきを保せず、數百年來の慣習人口にに膾炙し今日尙ほ古稱を唱る者なしとせざるも斯の如きは固より不可なり、曾て天保錢時代に一貫を以つて車賃を約し下車するに當り天保錢十枚を扱じ一場の紛擾を惹起し終に車夫の失敗に歸し、又家屋の賣買を兩にて定め混雜を生ぜしし實例あり、事小なるが如しと雖も徒らに、不便を起すの必要なし亦一考の値なしとせず、而して公私の取引上厘位毛位のある場合に於て厘毛を代表する所の實貨なきときは實際の不便と理論上の不都合を生ずることなしとせず、佛國の「サンチム」勘定其好例たり宜しく鑑みるべきなり

## 第二節 補助貨

### 第一目 補助貨の通用制限

補助貨の通用制限及其供給の事亦多少の注意を要す、抑々補助貨の通用制限は補助貨其者の素質上必ず之なきを得ず、而して其高低の度合に就ては頗る論究すべきものあり、則ち制限高きに失せん乎、勢ひ補助貨幣、流通の高を増加し本位貨幣使用の區域を侵し、幣制の基礎をして薄弱ならしめ、而かも日常の小取引に便ならず、制限低きに失せん乎、使用の範圍狹隘にして流通便なるを得ず、補助貨の便利其大半を失ふ、元來國富發達の程度は大に補助貨通用制限の設定に關係す、即ち生計の程度高き國に於ては日常の取引と雖も其額大なるを以て補助貨を要すること比較的、少く制限高きも充盈の患なしと雖も、其度低き國に於ては小口取引多くして比較的、に補助貨の需用多し、故に其制限低からざれば、盈溢の虞あり、蓋し其需用多くして制限高ければ、使用の範圍益々擴充して、補助貨の流通、本位貨使用の區域を侵すに至るべし、果して然らば、納税の爲め貯蓄拂込の爲め小口取引の爲め之

制限高きに失する

補助貨の制限は國の富に依り、高低を異にする

を使用する者甚だ多く、國庫、銀行、小賣店等に補助貨蟻集し、國庫、銀行等の如きは其支出に苦み、小賣商は其元仕入に際し不便を感ずべし、例へば制限額五圓なれば五圓以上の税金、預金は本位を以て之を拂込むべしと雖も、其高十圓なるときは補助貨を以て拂込む場合多かるべし、又小賣店に於ても制限五圓なれば五圓以上の賣物は本位貨を以て其支拂を受くべしと雖も、制限十圓なれば補助貨を以て支拂はるる場合多きは數の然らしむる所なり、由是觀之、補助貨流通制限の高低は國富發達の程度に鑑み之を定めざるを得ず、英の四十志、獨の廿馬、米の五弗を以て通用制限高とするは頗る當を得たるに似たり、我國の十圓、佛國の五十法は一見高きに失するの感なきを得ざるなり

### 第二目 補助貨の實價減削の方法

補助貨の實價減削に就て二方法あり、一は其量目を減し、一は其品位を落すもの是なり、元來補助貨は價格の標準に非ずして、單に交換の媒助たるは過ぎず、故に其製方本位貨の如く精密なるを要せずして、流通に便なるを以て主眼とす、故に正比例を以て量目を減ずるときは十錢、五錢の銀貨の如きは其形狀小に過ぎて取扱に

實價減削の二方法、由に其理

便ならず、且つ補助貨は流通の迅速なる者なるを以て磨損の度自ら強く實價を減ずるは品位を以てするを便とす。故に我國及歐洲大陸北米合衆國等に於ては本位貨幣は九百位なるに補助銀貨は之を八百位とし品位を以て補助貨の實價を減ず、青銅貨白銅貨に至つては銀の補助貨と大に其趣を異にし其造幣價格と實價との間に著しき差違を存せざるを得ず、斯の如く補助貨の品位若くは分量を減ずる所以のものは其流通を便にせんとするにありと雖も其主とする所は補助貨の供給に過不足なからしめ以て日常小取引に不便を生ぜざらしむるにあり、若し補助貨の造幣價格をして市場價格に近からしめん乎些少なる市場の騰貴は忽ち後者を前者の上に置き士民争ふて補助貨を鑄造し補助貨市場に跡を斷ち甚しき不便を來すべし、然りと雖も其差違過當ならん乎賤造の弊是に生ず、鑑みざるを得ざるなり。

### 第三目 補助貨の方式

補助貨製造の事亦注意せざるを得ず、若し夫れ造幣の「テキニク」即ち専門に屬する事項の如きに至りては後ちに陳述する所あるべしと雖も、茲に補助貨の「システム」

「即ち方式」に就て一言せん、抑々補助貨の方式に三あり

- 一 折半式(バイナル、システム)
- 二 十二進式(ゾーデシマル、システム)
- 三 十進式(デシマル、システム)

是なり、折半式は本位例へば一圓を折半して五十錢を造り、之を折半し二十五錢貨等を製造する等の如く折半を以て始終する者なり、故に此方式に據り二十五錢を折半すれば忽ち不便なる分數を生じ小貨を造るに便ならず、十二進式は三方式中分子を含むこと最も多く一、二、三、四、六は皆十二の含有する分子にして道理上數の選擇に便利なるが如しと雖も、市場に最も便利なる十及五の如き數を得ること能はず、故に單に之に依るを得ず、十進式は一、二、五、十と云ふ如き便利なる數を得べく又二十、五十と云ふ數も此方式に適合し頗る實用に適すべしと雖も、市場若し三、六、十二と云ふ如き數を喜ぶの實あらば十進式にては之を得る能はず、故に補助貨の方式を選ぶには一に拘泥するを得ず、須らく數方式を折衷し其長を採り短を捨てざる可らず、例へば第一に依り五十錢を造り第三に依り二十錢、十錢、五錢及一錢を

造り若し三、六及十二の如き數を便とすることあるときは第二に依り是等の數を  
選び以て市場流通の便宜を圖るべきなり

第四目 補助貨の供給

補助貨の流通をして其程度を得せしめ市場に過不足なからしめんと欲せば流  
通制限を定むると同時に深く其供給の方法に留意せざるを得ず、假令通用制限は  
其當を得るも供給に注意せずんば忽ち市場に盈缺を生じ非常の不便を惹起する  
の虞なしとせず、抑々補助貨は價格の標準に非ずして單に流通の便宜を目的とす  
る交換の媒助たるに過ぎざる所の一種の代表貨幣にして其造幣價格と市場價格  
との間に差違あるを便とし、彼の本位貨幣の如く名稱と實價と同一なる者と年を  
同ふして談ずべきに非ざるなり、故に本位貨の場合に於ては地金の所有者は何人  
と雖も之を造幣局に呈出し貨幣法及造幣規則に依り造幣の依頼をなすことを得  
べしと雖も補助貨に至りては即ち然らず其造幣價格は遙かに市場價格の上にあ  
り、若し夫れ之を自由鑄造に委ねん乎、何を以てか其過不足を斟酌し其充溢を防ぐ  
を得ん、宜なる哉、各國皆補助貨の供給は之を國家の獨占とす、然りと雖も百般事物

補助貨の  
供給を  
過不足  
なくし  
てなす  
るから  
ずる方  
法

の繁多なる政府独自の觀察力のみにより萬機を決すること能はず、天下諸般の機  
關を利用するの必要あり、是に於て平政府は金庫は勿論大小の銀行、兩替屋、小賣店、  
飲食店、旅宿等の實況に注意し、且つ中央銀行をして常に其過不及を報告せしめ以  
て自己觀察力の足らざる所を補ひ先づ一箇年度を達觀して其大躰を定め、年度進  
行中其製造を造幣局に訓令し臨機應變以て其宜を制するを必要とす、方今諸文明  
國の採る所の方法概ね斯の如し又以て誤なきに庶幾からん乎

第五目 補助貨の貨面金額と物價との關係

補助貨の方式に就て取るべきの注意凡そ斯の如し今一步を進めて、デノミネー  
ション即ち其貨面金額が如何に物價に關係するやの問題に就て一言せん此問題  
は今日既に解決せられ補助貨の貨面金額の大小は絶へて其影響を卸賣相場に及  
ぼすなきも、小賣相場には多少關係を生じ、世俗に所謂纏頭祝儀心附等の如き者の  
上には大に影響すとは世人の熟知する所なり、故に經濟の大躰に於ては殆ど之を  
問ふの必要なしと雖も日常小前、小口の取引に於ては留意すべきの一問題たり、元  
來卸賣は金額大にして輸贏を毫厘の間に争ふ所の苦勞人間に於ける巨額の取引

第一章 硬貨の制度 第二節 補助貨 第四目 補助貨の供給 第五目 補助貨の貨面金額と物價との關係



なるを以て區々補助貨々面の金額の如きは其關する所に非ざるも小賣に至つては其情況既に異なり坊間素人が顧客が其懷中より貨幣を取出し之を物品と交換せんとする哉先づ其囊中を測量し物品に向つて之が投否を決するは僅かに三五の數に於て之を左右し囊中に二十錢あれば能く之を投ずるも二十五錢あるときは之を投ずるに躊躇するは蓋し其常情たり故に小賣商は品質若くは分量を以て事情を斟酌し容易に賣却代價を改めず亦人情に投ずるものと云ふべし彼の祝儀心附の如きは二十錢貨あつて二十五錢貨なきときは二十錢を以て事を充たし二十錢貨なくして二十五錢貨あれば二十五錢となり其間頗る大差を生ず畢竟補助貨の貨面金額の問題は日常小取引の爲め最も便利なる數額を選びて實貨一枚若くは二枚を以て便利なる數例へば十錢貨一枚と五錢貨一枚とを合せて容易に十五錢の如き實地に最も起り易き數を造り又其各一枚にて五錢十錢の如き最も多く流行する數に吻合せしむるを好しとす

#### 第六目 小額紙幣の引揚併に一圓補助貨

茲に又本問題に就て一言すべき事あり他なし一圓紙幣は既に漸次引揚らるる是

#### 一圓紙幣の引揚

れ世運の進歩に伴ふ當然の趨勢にして通貨の基礎を確實にする爲め必要の事項なり英國の如きは五磅以下の紙幣なく佛國に於ても紙幣は五十法百法二百法五百法千法の五種にして實際の流通は百法最も多し而して従前の發行に係る五法二十五法の如きは漸次之を引揚げ再發を許さず中にも五法の如きは西曆千八百七十年既に其引揚を開始せり而して獨逸は二十五十百及千馬の四種にして百馬最も多きを占め西曆千九百六年末總發行高約十七億六千五百萬馬中十二億九千萬餘馬に達し二十馬の如きは最少額にして僅かに三千五百八十二萬馬に止まれり北米合衆國の如きも西曆千九百一年一法令を發布し一弗紙幣は總發行高最近の高は四億五千七百餘弗なり)の三分の一を限度とし實際は十弗最も多く約二億弗に達し二十弗之に次ぎ其高約一億五千萬弗なりとす而して大銀行は五弗紙幣すらも尙ほ多くは之を發行せず其之を便とし發行するは地方の小銀行なりとす故に其制限總高の三分の一なり)を各行の發行高に比例せず國立銀行紙幣發行高全躰に通じて其三分の一を發行するを得るものとし都鄙其需用に依り最も便利なる流通貨幣を得るを得策とするとの説あり蓋し其要を得たりと云つべし而

#### 外國の類例

して卅八年十月末日に於ては五弗紙幣の流通高は總高の一割四分を占めたり  
然れども之を貨幣實際の流通上より見るに一圓なる名稱及實貨は頗る便利な  
る者なれば一圓補助貨の製造は他日の問題となるや豫め之を期せざる可らず抑  
々世界の強勢に通し既に金貨本位を採用し通商貿易内外市場共通を以て國是と  
するが如き強國にして一圓の如き小額の紙幣を合法貨幣とし之を無限に通用せ  
しめ而かも其發行を之を以て自己の利益とする銀行に一任するが如きは事物の  
關係其宜きを得たるものに非ざるなり須らく之を廢止し其間隙は一種の補助貨  
を以て補充し其供給は之を諸事公益より打算する所の國家に任せざる可らざる  
は多辯を要せず而して貨幣基礎の鞏固を計るか爲め更に進んで五圓十圓の紙幣  
と雖も漸次之を廢止し先進國の例に倣ひ紙幣は二十五圓以上の者に限るの時に  
至らば一圓補助貨は益々其便利を増加すべし世運の進歩に依り眞理遂行の範圍  
を擴張するは實に吾人をして快哉を呼はしむるに足るものあり我國に於て曩に  
紙幣の整理に際し十錢、二十錢、五十錢の紙幣を引揚ぐるに際し坊間是等小紙幣の  
便利を稱し其引揚を不可とする説頻々として起れり然るに兌換制度の確定する

小紙幣引揚の歴史  
我國の經

に及んで其説雲散霧消復た其跡を留めず明治三十年貨幣法の實施と共に一圓紙  
幣引揚の漸次決行せらるゝに際して復た其不可を唱ふる聲囂然として起れり爾  
來星霜を経る七八是等の諸説亦殆ど其跡を改めんとす今後五圓十圓紙幣の存廢  
に付き復た多少の論なきを得ざるべきも大勢の向ふ所之に従ふ者は興り之に反  
する者は敗る是れ天下の通義なり區々の事情何ぞ顧るに遑あらん哉然れども一  
躍英國の例に倣ひ五十圓以下の紙幣を全廢するが如きは事急劇に過ぎ却て困難  
を生ずべし將に周圍の狀況を改善し進んで此域に入るを期せざる可らず

斯の如く一圓補助貨の必要を生ずるときは其材料には如何なる金屬を用ふべ  
きやは又豫め講究を要すべきの問題なり銀は形量大に過ぎて不便なるべく白金  
は價貴く形狀小に過ぎて便ならずアルミニウムは比重輕微にして酸化せず頗る  
携帯に便あり然れども其品格色澤等高位の貨幣たるに足らざるの憾あり元來一  
圓補助貨製造の爲には大に金屬の選擇に注意を要す殊に我國の如きは種々の氣  
象氣候を有し大氣の乾燥寒冷なること北海道の如きあり濕潤溫暖なる臺灣の如  
きあり又氣候中和乾濕其宜きを得たる本洲の如きありて補助貨の爲め全國各種

一圓補助  
貨の材料

の氣象、氣候に適合し遺憾なき所の新金屬を得るは實に容易の業に非ざるなり、而して新金屬は概ね價格の動搖甚しく動もすれば市價と造幣價格との間に調和を失し流通上の不便を來すの虞あるを免れず、新金屬の選擇には實に周到の注意を要す、然るに一圓補助貨幣製造の問題は我國近き將來に於て吾人が將に解決すべき問題の一たり、若し其選を誤るときは累を後世に残し意外の不便を生ずることなきを保せず、豈に研究の必要なしとせんや、須らく學理の研究を積み、實踐の經驗を經、遠く慮り深く鑑み而して後ち事を決するを可とす、世に巧遲拙速と云ふ事あり、其適用の當否は時と場所とに依り自ら區別ありと雖も、概して立法は巧遲を尊び行政は拙速を尊ぶの場合多しとす、貨幣法改正の如きは巧遲を尊ぶの一例と云ふを得べし、漫に成功に急にして累を後世に貽すは識者の採らざる所なり

### 第三節 複合法貨幣

本位及補助貨の事は粗々之を論究せり、故に今一步を進て便利なる合法貨幣を得んと欲せば如何に是等を組合すへきやに就て一言せん、抑々單獨合法貨幣法は

一定の本位を設くと雖も別に之を補助して流通の便を圖る者を設けず、故に日常の小取引に便なるを得ず、複合法貨幣法の發達を俟つて甫めて是等の不便を除くを得たり、抑々複合法貨幣法は先づ金の如き尊き金屬を以て本位とし、銀の如き本位金屬に對し少しく價格の低き金屬を選みて五十錢、二十錢、十錢の如き額面稍々大なる補助貨を造り、白銅の如き銀より劣りたる金屬を以て五錢、三錢の如き中間の補助貨を造り、一錢二錢の如く價格低廉なる者は青銅の如き金屬を以て之を造り、而して銀の補助貨は例へば十圓限り、白銅、青銅は一圓限りと云ふが如き其合法貨幣として通用すべき限度を定め、大取引には本位貨を用ひ、日常の小支拂には補助貨を使用し、大小相應じ以て流通の便を計るを目的とし、硬貨制度中最も發達したる者なり、我國は即ち此法を探り、歐米に於ても多く此法に據る、彼の羅甸同盟の如きも名義上兩本位を存すと雖も實際は本位銀貨の製造を停止し、兩本位制の下に複合法貨幣の制を實行し、立法に依らざる圓滿に事を行政上に決し、以て國家の一大事を解決せり、老練の手段歎賞の至りに堪へず、上來述ぶる所のものを以て之を觀れば、硬貨制度の複合法制に依らざるや論を俟たざるなり

### 第四節 貨幣法の要素

#### 第一目 公差

貨幣の純分及量目は法律を以て之を定むと雖も、學術技藝の進歩如何なる程度に達するも多數の貨幣中實際の純分量目と法定の純分正量との間に秋毫の差違なきを期する能はず故に其間上下に細微なる差違の生ずるを恕するは蓋し至難の事に屬す此差違は即ち貨幣法に所謂公差なり。公差の程度は重きに失して技術を以て故意に貨幣の品質量目を落し得るの度に下らず又輕に過ぎて技術に應ぜず多數の貨幣公差以外に脱逸し不合格貨幣を過當に製出するに至らず且つ其正量正分との差違、盜削、贋造、摘出等の弊を誘發するに足らざるの點にあり。今貨幣法第九條を見るに純分の公差は金貨は一千分の一にして銀貨幣は一千分の三なり。量目の公差は第十條に規定す即ち左の如し

- 一 金貨二十圓は每片八毛六四〇〔グラム〕〇三二四〇其千枚公差は八分三厘〔三二グラム〕一一二五〇〕

純分及  
量目公差

每片公差

- 二 金貨十圓は每片六毛〇五〇〔グラム〕〇二二六九千枚公差は六分二厘二〔グラム〕三二五〇〕
- 三 金貨五圓は每片四毛四三〇〔グラム〕〇一六二〇千枚公差は四分一厘二〔グラム〕五三七五〇〕とす
- 四 銀貨幣五十錢は每片二厘一毛六〇〔グラム〕〇八一〇千枚毎に一匁零分八厘四〔グラム〕〇五二十錢銀貨は每片一厘零毛八〇〔グラム〕四〇五千枚毎に六分四厘二〔グラム〕四〇十錢銀貨幣は每片一厘零毛四〇〔グラム〕〇三九千枚公差は五分六厘二〔グラム〕一〇〕とす〔卅九年法律第二十六號にて改正〕

斯の如く量目の公差には每片公差と千枚公差即ち大數公差との區別あり而して後者は比較的頗る之を小にす。是れ他なし多數の公差は每片の公差を平均して定むべきものにして之を積算して定むべきものに非ざればなり。而して實際の利害より之を論ずれば每片公差に比例して大數公差を定むるときは貨幣を秤量して取扱ふの便利は全く之を失ふに至るべし故に千枚の公差は上下を平均して實貨一枚の量目に達せざるを必要とす、亦是れ貨幣品質を佳良ならしめ併せて其取

大數公差

扱を便利にするの一方方法なり

第二目 最輕量目

貨幣行政中次に論ずべきは最輕量目の事是なり。仰々最輕量目は貨幣を純粹に保つる目的を以て設けたるものにして、貨幣法第十一條に之を規定す即ち該條は金貨の通用最輕量目は

二十圓金貨四匁四分二厘正量四匁四分四厘四毛四

十圓金貨二匁二分一厘正量二匁二分二厘二毛二

五圓金貨一匁一分〇厘五毛正量一匁一分一厘一毛一

とし、其第十二條には

金貨幣にして磨損の爲通用最輕量目を下るものは、中略其額面價格を以て無手数料にて政府に於て之を引換ふべし

と規定し兩條相待つて貨幣行政の効用を全ふす最輕量目を定むる程度は低きに失して多數の貨幣を集め其中より輕量の者を摘出して其引換を請求し、正量の者は之を鑄潰し若くは輸出の用に供し以て利益を得るに至らず高きに失して貨幣

最輕量目を定むるの程度

公差と最輕量目との關係

の壽命甚だ短く屢改造の必要を生じ徒らに造幣費用を増加するの不利なからしむるの點にあり。仰々僅少の利益の爲め多數の貨幣を集め輕量貨幣を摘出するは容易の業に非ず、其金利と手数とを要する鮮少に非ざるなり、故に正量と最輕量との間に是等の費用と時間とを償ふに足るの差違あるに非ずんば大弊を生ずるの虞なし。然りと雖も茲に注意すべきは公差大なるときは一面に於ては貨幣の正量以上の公差近くにある者と公差以下最輕量目近くにある者との間に生ずる所の差違多く或は重量貨幣摘出の弊を生ずるなきを保せず、他の一面に於ては正量以下の公差近くにある者と最輕量目との間大に迫り徒らに、成貨の壽命を短縮するの患あり、事物の關係其微少なること人意の表に出るものあり立法の注意周到なるを要するや論を俟たず

第三目 輕量貨幣の引揚

論鋒の順序今裁正に磨損貨幣の引換に論及せざるを得ず、請ふ少しく之を辯ぜん我貨幣法第十二條には

金貨幣にして磨損の爲通用最輕量目を下るもの及銀貨幣、白銅貨幣又は青銅貨

無手  
引揚  
數料

第一編 第一卷 硬貨

三

幣にして著しく磨損したるもの其他流用不便の貨幣は其額面價格を以て無手  
數料にて政府に於て之を引換ふべし

と規定す。仰々硬貨は獨占の主義に基き國家が其發行の任に當る者なれば其引揚  
は須らく無手數料たるべしとは方今既に一定の説あり、我國の法律亦之を認めし  
は實に至當の事なり。然るに世上何物か議論なきを得んや無手數料引揚に就ても  
多少の論難を試むる者なきに非ず、其論に曰く無手數料引揚は流汗盜刪等の惡弊  
を促すの憂あり、宜しく相當の手續料を徴すべしと、是れ固より取るに足らざるの  
説なり。元來貨幣は流通物にして、一般公衆が之を使用するの際各自少々宛皆之を  
磨損し同時に貨幣の流通より生ずる所の便益を受く。然るに磨損貨幣改造の費用  
を最後の所有者而かも正直にして磨損貨幣を通過せしむるを敢てせず、國家の爲  
め貨幣を純良に保たんと欲し之を造幣局に齎す者をして其費用を負擔せしむる  
の理は天上天下に其所在を求るを得ず、又磨損貨幣の使用者を求て之に按分して  
其改造の費用を負擔せしめん乎、是固より不可能の事に屬す、而して實際に於ては  
貨幣の磨損は其使用者の掌皮の硬軟に依るものあり、今其硬軟に按分して改造の

無手  
引揚  
數料  
對對  
反反  
對對

通貨の  
數量に  
かかす  
を保つ  
新鮮の  
多  
大貨を  
注意し  
公衆は  
注意を  
惹く

費用を負擔せしめん乎、能ふ可んは是れ實に公平を得たるものと云つべし、夫れ數  
理は神に通し造化の秘密を探り鬼神を驚かすの力あり然りと雖も前陳の如きは  
其能く爲し能ふ所に非るなり。又輕量貨幣最後の所有者となるは細民に多くして  
富豪者に少きの事實あり、何となれば富豪は多數の貨幣中より輕量の者を選び之  
を細民に與ふを得べきも、細民は直ちに之を知る能はず、之を受るの已を得ざる場  
合多ければなり、由是觀之輕量貨幣の引揚は國費を以て之を爲すは當然の事に屬  
し復た疑を容るゝの餘地を存せず、元來英國人士は頗る保守の氣質に富み長く造  
幣手續料を徴せしに終に其弊に堪へず、西曆千八百九十年に至り手續料を廢止せ  
り、爾後輕量貨幣を以て有名なる英國貨幣の狀況頗る其面目を改め大に輕量貨幣  
流通の不便を減ずることを得たるは既に第三表に示したるが如し

又正量を保つ所の新鮮なる實貨の流通繁きときは輕量に落ち磨損を受けたる  
貨幣は大に公衆の注意を惹き其流通便なるを得ず彼の流汗其他不正の取扱を受  
けたる貨幣を流通せしむること困難となり隨て是等の惡弊を減少することを得  
べし、之に反して磨損したる貨幣の流通盛なるときは不正貨の跋扈を獎勵す、其狀

第一章 硬貨の制度 第四節 貨幣法の要素 第三目 輕量貨幣の引揚

三

恰も普通の人間の中に満面の痘痕輕石の如き者一度顯出せば直ちに識別するを得べしと雖も種痘の術未だ普及せず痘痕普通なる時代には蟹甲、輕石の人の面亦大に世人の注意を惹くに足らざるが如し、夫れ全躰の美を保つは一部の醜を退くるにあり、豈に敢て疑はん、而して貨面の模様認識し難くして眞贋鑑別の道なく、私に極印を爲して國寶の様式に傷け、其他故意に毀傷したる者は即ち是れ不正品にして貨幣に非ず、國家は固より之を引換ふるの義務を有するなし、我貨幣法亦此主義を認め其第十三條に

貨幣にして摸様の認識し難きもの又は、私に極印を爲し其他故意に毀傷せりと認るものは貨幣たるの効用なきものとす  
と規定す、固より至當の事とす

## 第二章 造幣

### 第一節 造幣局

造幣局の組織

本位貨及補助貨に關する事項に就ては粗々之を陳述せり、依て今一步を進めて其供給の源泉たる造幣局の組織に就き一言せん、抑々造幣局は國の貧富、大小及貴金屬生産國、不生産國たる等に依り自ら其位地、組織、局量を異にす、然りと雖も其大躰は先づ便宜の地方を選びて本局を置き、其周圍に支局を置き支局の周圍に精製分析所を置き、恰も郵便事業の一等郵便局、二等郵便局、三等郵便局に於けるが如く之を組織し以て造幣事業を經營するを肝要とす、而して大國に於ては一本局の力を以て到底造幣事業を統督すること能はざるを以て必要に應じ數箇の本局を開設し各々其方面を定めて經理の任に當らしむるを通例とす、即ち北米合衆國の如きは、フヒラデルフィヤ、キヤリフォルニヤ其他數箇所に本局を置く

造幣局設置の地點は貴金屬生産國たるに然らざるとに依り其選を異にせざるを得ず、即ち貴金屬生産國に於ては本支局又は分析所は可成鑛山附近の商業中心若くは金融中心に設置するを便利とす、然れども貴金屬不生産國の場合に於ては金銀を得るは専ら外國貿易の手段に依らざるを得ざるを以て本支局又は分析所は之を主要なる開港場若くは其附近の商業金融の中心たるべき都會に設くるを

造幣局設置の地點

我國の現

便利とす。然るに我國に於ては造幣本局は大阪に在り。元來我國は貴金屬生産國に非ず近年少しく増加せしと雖も金産出高は三十五年比までは凡そ年に三百萬圓にして戦争開始後は種々の奨勵を加へ臺灣を込め三十八年度には約千二百三十萬圓(銀は純一匁十五錢の換算なり)となれりと雖も尙ほ微々たるものと云はざるを得ず。故に其供給は之を外國貿易に仰がざるを得ず。事實既に然り果して然らば大阪は造幣本局設置の場所として其選を得たるや疑なき能はず抑々大阪は内國貿易の中心たるに恥ぢざるべきも外國貿易に於ては遙に横濱神戸に及ばず而して事實上神戸は輸出港に非ず大阪亦然りとす。之に反して横濱は輸出超過を以て其常勢とす。然らば即ち本局は東京若くは横濱に其設置を見るは學理上當然の事にして、事實上至當の事に屬し毫も疑を容れず、聞く所に依れば造幣局創立の當時我當局者之を知らざるに非ず大阪は既に内國貿易の中心なるを以て他日亦外國貿易の中心たるべきを豫期し、本局を大阪に置けりと果して然りとせば其慮哉實に遠しと云つべし。只爾後今日に至るまでの外國貿易の實況豫期の如くならざるを遺憾とす。時勢の變遷は之を豫期すること難く遠き將來に於ては先輩の豫期せ

し所或は正鵠を得るの時季あるべきも近き將來に於ては蓋し其豫期を全ふする能はざるべし。之を目下の情況に照らすに造幣本局が主要なる輸出港と、帝都とを離れて遠く大阪に在るは種々なる點に付て不便なしと云ひ難し。故に一部人士中に其移轉説の起りしこと一再に止まらず。蓋し本局移轉の如きは事頗る重大にして容易に之を實行するを得ざるべしと雖も東京、横濱の間に強力なる支局設置の必要あるは多辯を要せず。

又臺灣は土地離隔し殊に銀に關して一種の特色を有し、本洲と稍々其狀況を異にするを以つて島治の發達に伴ひ少くとも銀の取扱に任する所の支局を要するは理勢正に然らざるを得ざる所とす。是等は我造幣事業に就き皆未解決の問題に屬し他日多少吾人の頭腦を煩すべきものなり。依て今日より之を豫想して以て他日に遺算なきを斯せざる可らず。

次に論ずべきは造幣局の局量即ち其造幣力なりとす。元來造幣局は一國硬貨の供給に任する者なるを以て其全局量は如何なる場合に於ても貨幣の供給に遺憾なからしむるを期せざる可らず。然りと雖も其規模過大にして有事の日に於ても

臺灣の特

造幣局の  
製造力



其全力を用ゆるを要せず優に之に應ずるが如き設備を爲すに於ては所謂過ぎたるは猶ほ及ばざるが如く平日無用の經費を要し策の得たるものと云ふを得ず、故に貨幣の需用漸く加はるに際しては二三時間の労働時間の延長、給料の割増を以て之に應じ、需用最も急なるに至りては職工を二分して之を晝組夜組に分ち、所謂全局量を是に用ひ以て國家人民の需用に應ずるを得るを以て程度となすべきなり。斯の如き場合に於ては精巧勞力を要する工事の部分の如きは多少困難を感すべしと雖も厚報を以て之を勵まし、重禮を以て之を待ち急に應ずるの道なしとせず、又造幣局は多量の貴金屬を取扱ふを以て取縮上夜業は其困難なきにあらずと雖も、方今科學の適用大に進歩し點燈術等亦往日の比に非ず大に此困難を減ずることを得たり。我國の經驗にては明治二十七八年の戰爭に次て貨幣制度の改正あり共に造幣局を勞すること多く、一時は労働時間を一日十六時間とし又三十七八年の設には最長十四時間の労働を課し殆ど全局量を使用せり。然れども當局の注意と職工の熟練勉勵とに依り毫も不都合なく是等の難關を經過することを得たり。由是觀之我造幣局の局量は方今の國方に對して先づ其當を得たるものとは云

造幣事業  
に就き夜  
業の困難

を得へし

## 第二節 造幣に要する専門的注意

### 第一目 贋造、偽造、變造、及摸造等の豫防

造幣局の組織、地點及其局量等に關しては粗々之を論究せり、故に今一步を進めて其製出する所の實貨に就ては如何なる注意を要すべきやの問題を「テクニク」即ち學術及技術上より研究するは貨幣政策上眞に肝要の事に屬し留意すべきの點種々あり請ふ、少しく之を辯ぜん

贋造、偽造等の不正貨幣が市場に現出するときは貨幣の流通に甚だしき困難を與へ大小の取引爲に圓滑なるを得ず、非常の不便を惹起す、故に防贋の術は極力之を講究せざるを得ず、今之を學術と經驗とに照すに固より其方法なきに非ず、即ち左の如し

#### 一 實貨の性合を適當に堅ふする事

實貨の材料か鉛、錫の如く軟弱にして容易に押印を受ける者なるときは簡易な

る機械を以て容易に之を製造することを得べくして贋造を促すの憂あり、故に實貨の性合は其製造に多少強力にして相當に複雑なる機械を要する程堅硬なるを要す、金銀と雖も品位の最優等なるを必要とせず諸國の經驗によれば本位貨は九百位補助銀貨は八百位を適度とす、八百位以下なるときは空氣中の汚物を惹き數年を出でずして醜躰を顯はし國寶たるの品位を保ち能はざるの虞あり、且つ其汚穢なる公衆衛生の上に不便なしとするを得ざるに至るべし

二 貨幣を鑄造するは最も不可なり必ず形打製造法を用ふるを要す

貨幣を鑄造するときは實貨を泥壘に印して鑄型を造り贋造を者すこと甚だ容易なり、然れども形打製造は相當に有力なる機械を要するを以て贋造隨て容易なることを得ず

三 貨幣面の意匠に關する注意

此點に關しては二説あり、其一は苦勞人筋の論にして意匠は可成淡泊にして只一二の點に於て素人には容易に鑑別し難きも熟練家が見るときは一見直ちに之が眞贋を鑑別するを得べきものを好しとすと云ふにあり、其二は意匠は之

を緻密にし贋造者に可成不便を與ふるを好しとすと云ふにあり、今兩者の得失を考ふるに道理上前者の後者に優るは論を俟たず、然りと雖も抑々貨幣は衆庶即ち素人中に流通する者にして其最後の鑑別に便なるより寧ろ流通の間識別に便にして世俗に所謂素人分りの好いを以て善しとす、而して意匠中には馬齒を加ふるは防贋に著しき効力あり

四 局長と技師長との間に技術上二三の秘密を要す

是れ他に非ず精巧なる贋造貨ありて其の眞贋の鑑別に苦しむ場合に於て結局の鑑別の便に供するなり

五 各種實貨の意匠を異にする事

例へば我半錢銅貨と十錢銀貨とは意匠を同ふす故に其改描變造は實に容易にして往々其實例を見るの不幸あり、若し兩貨にして全く其意匠を異にし其差違あること白銅貨と他の實貨との如くならしめば變造亦容易の業に非ざるなり

六 意匠は可成之を緻密にし偽造模造等を爲すに不便なるを要す

意匠の緻密を要するは贋造に就て論じたと粗々同様に於て茲に之を再演するの必要を見ず、其實例は不幸にして我舊式白銅貨に於て之を見る蓋し該貨は意匠單純に過ぎ種々の偽造模造を顯出せり。贋造亦然り偽造模造の原因は獨り意匠の單純なるのみに非ず造幣價格と市場價格との差違と、閑居の小人多きと生計の度低きとに因るもの多し、然れども意匠の如何亦關する所なしとせず。新式白銅貨は意匠稍々密にして未だ偽造模造等の例を見ず、是れ其發行以來日尙ほ淺きに因るへしと雖も意匠の密なる亦其一因たらざるを得ざるなり。

## 第二目 盜削の豫防

一 盜削を防ぐには大形の貨幣を造らざるを好しとす

貨幣大形なるときは鑿を入れて削取を試み或は貨幣を二つに換き割り其内容を取り去り他物を其空所に埋めて兩面を合せて外容を飾り、或は一枚の實貨は表面より削り取り薄く其裏面を残し、他の一枚は表面を残し裏面より削り取り他金屬を薄く残りたる表面裏面の間に挟み巧に之を合せて實貨に装ひ以て公衆を瞞着することあり、米國の二十弗金貨は大に此類の惡計に惱まされ之に

懲りて大形貨幣の製造を停止し主として十弗金貨を製造し僅かに其弊を免るゝことを得たり、是れ大に鑑みるべき事にして我國に於ても二十圓貨の製造は大に此點を慮らざるを得ざるなり、殊に國民に閑日月多く居留外人に生計の度低き者多き國に於ては此點に就き一層深き注意を要す

二 貴重なる貨幣には縁取(フチドリ)を施すを要す

貨幣の縁の周圍に何等の意匠を設けざるときは平等に之を削取すとも其形狀を傷はず、特に他の同種の貨幣と比較せず單獨に之を瞥見するとき其削取せられたる哉否哉を識別すること難く、大に通貨の信用を傷けることなきを保せず、故に或時代に於ては大に是に重を置き緻密なる縁取をなし或は護國安全天下太平或は天神國を護ると云ふが如き縁喜の文言を打込み、若くは打出したることあり、然れども斯の如きは徒らに造幣費を増加し實際に功なく方今は外縁に凹凸形を設るを以て足れりとす、蓋し周圍削取の惡計を防禦するは之を以て足れりとすればなり

茲に又硫酸削取及流汗法と稱する惡弊あり、本目に因み此所に之を述るも敢て

無用の業に非ざるを信ず。元來金は普通の酸類を以て之を溶解する能はずと雖も銀は容易に之を溶解するを得るを以て奸猾の徒往々銀貨を酸類へ投入し世人の注意を惹くに至らざる程度を以て貨幣全面を化學的作用に依り一様に削除することあり、是れ實に惡むべきの所爲なりと雖も、削除者が周到の注意を以て之を爲すときは削除の有無を鑑別するに苦しむの場合なしとせず。我國の如きは既に金貨本位を採用したるを以て政府は補助貨の供給に注意し其供給を過剰ならしめざるときは多數の補助銀貨を集めて斯の如き惡戯を爲すの便宜少かるべしと雖も、銀貨國に於ては頗る注意を要す、今極端なる一例を舉れば此手段を以て舊五十錢銀貨(正量二百八、グレイン)より四十八、グレイン)餘を削除したる實例あり、然りと雖も過ぎたるは猶ほ及ばざるが如く斯の如き極端の場合に於ては貨幣の意匠細にして硬角ある部分は皆朦朧として辨ずる能はず、殊に數字の如きは著しく細微となり貨面荒て光澤を失ひ、全面鮮明を缺いて活氣なく、所謂死相を呈し一見之を識別するに難からず、去れど光澤の如きは紅柄に炭酸曹達を混交して貨面を磨くときは大に之を恢復す、而して實際市場の受授に於て釣錢を受取る等の場合には

貨幣の流汗法

眞贋、削除の有無等を検すること甚だ稀にして直に之を財布に投ずるを通例とするを以て被削除貨幣は之を受取る當時に於ては多く之を覺知せず、後日之を發見し悔ゆること少なからず注意すべき事なり

又貨幣の封袋の封緘に注意せず、封緘緩きに失するときは、袋を左右上下へ幾度となく廻旋して袋中の貨幣を摩擦して以て其屑粉を袋に塗抹し、後ち其袋を焼て金銀を盜取することあり、之を流汗法と稱し實に甚しき惡戯なりとす、其防禦は古來正當なる貨幣取扱人の苦む所にして封緘の巧拙に依て大に其弊習を増減す、封緘は固に失せず、緩に失せず、袋中の貨幣が互に甚しく觸れ合はず、又封袋の地質と内容の貨幣とが強く擦り合はぬ様に注意するを要す、其程度は一大熟練を要し容易ならざる關係を有す

### 第三目 正當なる磨損の豫防

貨幣の磨損は意外に多く英國に於ては普通貨幣の壽命は十八年なりと云ふ、故に造幣術上磨損を防ぐは頗る肝要のことに屬す。請ふ少しく之が豫防の方法を述べん

一 金屬の性合を選ぶ事

方今文明國の多數は本位貨の品位を九百位とし、高價の補助銀貨の品位は之を八百位とす。蓋し是れ實驗上其程度を得たるものとす。

二 貨幣の形狀は之を圓形とし、意匠は可成之を平形式となすべし。

然らずんば他物と觸接し磨損壞缺の機會を多くす注意すべきことなり。

三 貨幣の縁を貨面の意匠より少しく高くすることを要す。

是れ他なし他物と可成全面の接觸を避け縁を以て他物に觸れしめ以て全面の磨損を防ぐにあり。

四 貨幣の容積及形狀の過小ならざるを要す。

凡そ貨幣は其價額愈々小なれば其流通愈々頻繁なるは多辯を要せず、而して物の面積は其容積と同率の比例を以て増加せず、容積大なれば比較的他物と接觸する所の表面少し故に貨幣大なれば隨て磨損の憂少なし。然れども貨幣愈々大なれば盜削の患愈々加はる故に實地に於ては兩々相對して利害を斟酌し以て終局の美果を收めざる可からざるなり。

英國に於ける貨幣の磨損の情

貨幣磨損の損害に就ては其幸なる乎不幸なる乎は暫く之を論外とし我國は未だ十分の經驗を有せず、故に之を論ずる者甚だ少しと雖も英國の如きは大に其の弊を受け其の不便を感ずること尠しとせず、元來英國人士は保守の質に富み、ジエボ ンス氏等の如き先輩諸氏の極論せしに拘はらず、永く造幣手数料を存せり。然れども磨損貨幣の流通年に増加し終に其弊に堪へず、西曆千八百九十年を以て斷然之を廢止せり、今其廢止の前後を對照し流通高に對する磨損貨幣の百分比例を見るに左の如き實況を呈す、以て手数料廢止の効力空しからざるを證するに餘あり。

第三表

西曆千八百八十八年

同 千八百九十五年

	一磅貨	半磅貨	一磅貨	半磅貨
倫敦	三九、五八	六三、六二	五、四七	八、八六
倫敦外英倫	四七、二二	七二、八三	一一、二五	一五、八七
蘇格蘭	四三、二三	五一、三四	一五、七七	二七、四七
愛爾蘭	四一、六四	七二、七六	二一、七一	四七、〇一

改良の結果倫敦に多く地方に少きは自然の勢なりと云ふべし、而して愛爾蘭に不

良半磅貨の残ること多きは社會の狀況に因り流通貨幣の需用に自然の差違あるを論ずるものと云ふべし

英國の外佛國も亦磨損貨幣流通の弊なしとせず、今ボリエー氏の説に據るに佛の十法貨にして市場に流通する者は概ね磨損して爲替上英貨に對して不利の點にあり、然れども二十法貨は正量を保ち毫も不便なしと云ふ以て小額貨幣の磨損多きを證するに足れり

#### 第四目 造幣費の節約

是に要する注意は左の如し

- 一 盜削防禦の要件に抵觸せざる限度に於て高價の貨幣を發行する事  
是れ實に見易きの數にして五圓貨二枚を造るは之を十圓貨一枚を造るに比して費用多きは論を俟たず
- 二 磨損の憂甚しからざる限度に於て性合の堅硬に失せざるを要す  
是れ亦見易き事實にして性合堅硬に失するときは徒らに強力の機械を要し型面の磨損多く彫刻磨損及取替等の爲め無益の費用と時間とを要す

佛國の同上

#### 三 大なる意匠を表裏に向合せざる事

是は特に患ふべき程の大事項に非ずと雖も貨幣薄き場合に於て表裏より強力の機械を以て壓搾するときは貨面之に堪へず損傷を生じ所謂出來損貨を出すの虞あり、我が半錢銅貨には少しく此缺點ありて往々出來損貨を見ることあるは偶然に非ざるなり

#### 四 公差をして高きに失せざらしむる事

公差後に説くべし(の)制は造幣の便宜を圖ると同時に貨幣を純良ならしむるを目的とするものなりと雖も純分量目共に其公差か技術に應せざる程の高度に在るときは貨幣の製造甚だ困難にして出來損貨を出すこと多きは數の免れざる所なり故に高低其程度を得るを要す

#### 第五目 他の貨幣の性分と同種の金屬を以て其量目が

貨面價格に對し不相當の比例を有する貨幣を製造するの不可

是は方今に於ては大害を醸すが如き例を見ずと雖も鑄造時代に於ては大弊害

第二章 造幣 第二節 造幣に要する専門的注意 第四目 造幣費の節約 第五目 他の貨幣の性分と同種の金屬を以て(中略)比例を有する貨幣を製造するの不可

不比例な  
る當百、  
當十、當  
五錢等を  
造るは不  
可なり

を惹起したる例一再に止まらず、例へは當百、當十若くは當五と稱して其一箇の量目一文錢の百箇、十箇、五箇に相當せざる百文錢、十文錢又は五文錢を造りたる爲め一文錢を鑄潰して當百等を造りたる例少しとせず我天保錢、清國の當百錢、韓國の當五錢の如きは其最も顯著なる者なり。方今防贖の術稍々備はると雖も利益のある所は法網如何に密なるも尙ほ之を逸するの虞あり、又國法に虧缺を設け犯罪を誘ふが如きは立法の最も不可とする所なり、試に之を例せんに十錢銀貨は品位八百位にして量目七分一厘八毛八餘なりとす故に其五倍なる五十錢銀貨は須らく同品位にして量目亦五倍即ち三匁五分九厘四毛餘たるべきに其量目之に達せず二匁五分に止まらば十錢を鑄潰して五十錢の密造を促すは寧ろ當然の結果と云ふを得べし、而して世人の五十錢に對するの嗜好亦或は爲に妨げらることなしとせず補助貨の場合に於ては技術の便宜上或は毫厘の差なきを保せずと雖も其差違造幣價格の低き者を鑄潰して其高きものを製造し利益あるが如き點に至るは甚だ不可なり

第六目 貨幣の大小輕重は各種各々之を異にするを要す

上來論ずるもの、外尙ほ造幣事項に付き注意すべきは各種貨幣の大小輕重是なり、其間相等しきものあらん乎低價の者を駢列し其の兩端に二三の高價なるものを置き所謂餉入り封貨を造るの弊を生ずるの虞なしとせず、世上奸猾の徒なきを得ず苟くも乗ずべきの隙あれば忽然として顯はれ其曲を敢てす立法の根底に於て大に留意する所なかる可らず然るに貨幣は素と國寶の一種たるを以て其の大小、輕重を定むるに美術上亦た鑑みる所なかる可らず、而して其取扱の便否亦た慮らざるを得ざるなり、貨幣行政の事固より容易の業に非るなり

第三節 造幣大試験

貨幣を純良ならしむるは一國の名譽にして其信用上に多大の關係を有す、故に國家は貨幣の發行前にありては最も精密に其製造に注意し、發行後にありては最輕量目及輕量貨幣の引揚に注意し用意周到遺憾なきが如しと雖も、尙ほ之に加ふるに造幣大試験を以てし大に貨幣の正確を期す造幣大試験は毎年一回之を執行し、之が爲め造幣局に於ては其製貨中より例へば千枚に付一枚を控除し之を供試

貨幣と稱し製造の月別に區別し封緘して之を保存す、主務大臣若くは其代理者は毎年造幣局に臨み、其純分及量目を試験し仔細に其合法たる哉否哉を監視す、是れ文明國の恒例にして我貨幣行政亦重を之に置く其用意實に周到なりと云ふべし

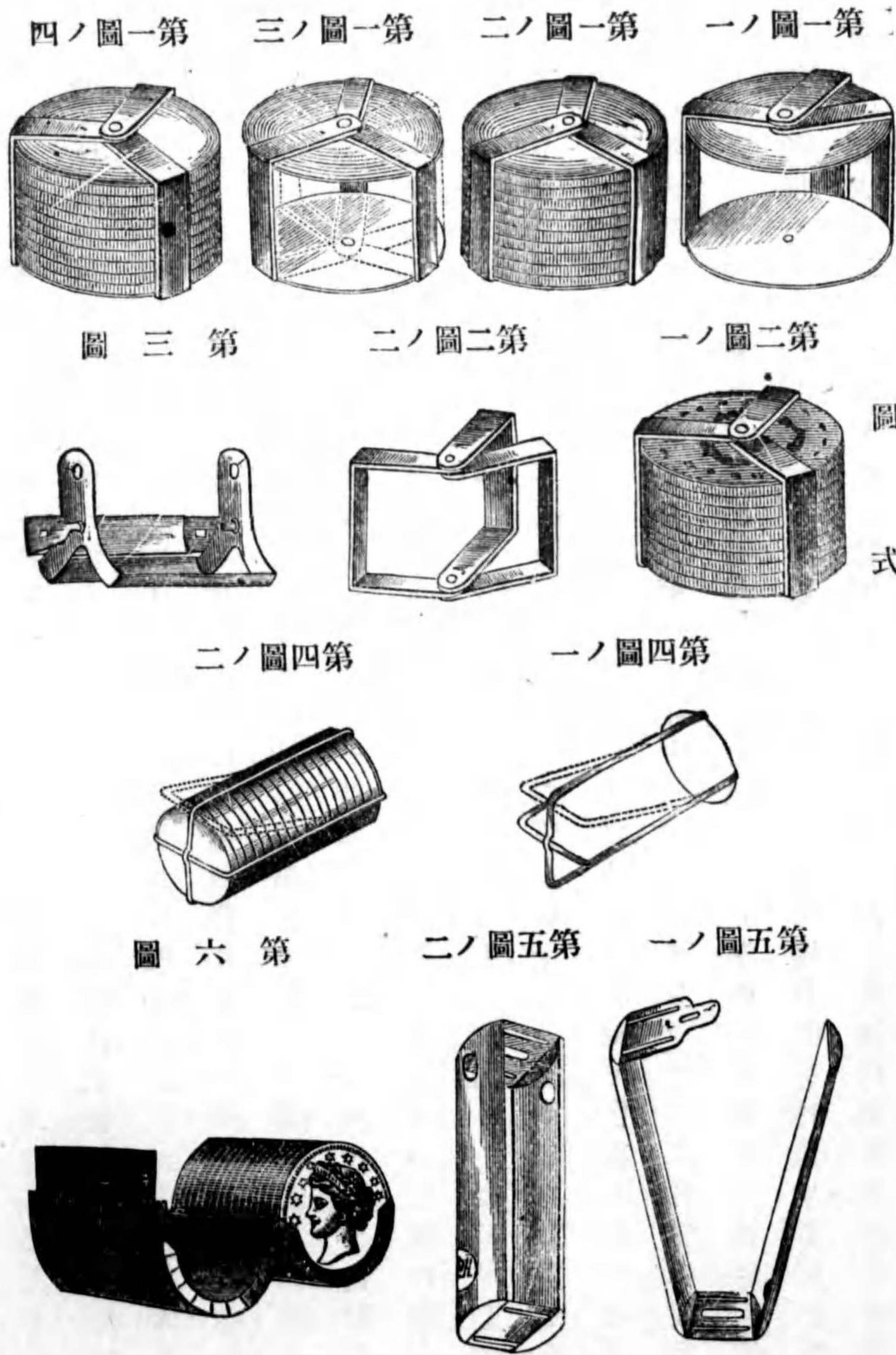
### 第三章 貨幣の取扱

#### 第一節 金屬製封筒

貨幣の封包に箔入れの弊あるは前陳の如く又紙片を以て一々封裝するの勞を避んが爲め外面より内容を容易に見るを得べき金屬製の貨幣封筒を發明し英米等に於ては普通之を使用す、英語にて之を「コイン、ラツパ」と稱し種々の様式あり、余輩の考案に依れば第一圖の一の如く上下に丸き輪貨面檢視の便に供する爲め輪に透を切るも便なるべしを置き之を小さき三個の金片を以て支へ、其一片は上下の輪に附着して動かす、他の二片は輪の真中に裝置しある蝶番を以て之を廻旋し堅に封筒を開閉することを得るものとし又は第一圖の三の如く二個の金片を上

下の輪に附着せしめ、其一箇を左右へ動かすものとせば可ならん、而して上下の輪の大小は其封包すべき各種貨幣の大小に應じ金片の長短は貨幣の枚數に合せて之を製造し、例へば百圓入、五十圓入若くは五十錢入、一圓入と云ふが如く其大小、長短を定め右の蝶番にて第一の場合に於ては二個の金片を左右へ開き各種の貨幣を數へずして筒中に投入し其充實するを待つて二箇の金片を鎖せば第一圖の二の如き形を示すべし、第二の場合に於ては一箇の金片を左又は右に開き貨幣を挿入し之を相當の地位に引戻すときは第一圖の四の如き形を示すべし、斯の如くなるときは封筒の内容は明かに之を見ることを得べくして箔入りを受授するの虞なし、又三圖の金片は上下に通じ居るを以て封貨を机上に投轉するも實貨が直接に他物に接觸することなく磨損を防ぐの一方法となり併せて計數を検するの勞なく受授に際し手数を省くこと鮮少に非ず、是等の「コイン、ラツパ」は非常に便利なる者にして造幣局、國庫、銀行、兩替屋等は之を使用するを便とす而して此等封筒も豫め其量目を一定して製造し其風袋量を定め封筒の儘貨幣を秤量することを得るを必要とす又民間若くは銀行等にて不用となりたる封筒は造幣局にて少々の





割引にて買上るの方法を設けは更に便利なるべし。第二圖以下は現に米國に於て使用せられ居る者にして其中第二圖を以て最も精巧なる者とす。然れども上下の輪なきを以て内容貨幣の縁が封筒全體の重量の爲め他物に強く觸接し磨損の憂あり。故に高價なる貨幣を封するに妙ならず。第三、第四圖の如きは二十錢十錢又は銅貨の如き低價の貨幣を封するに適すと雖も高價の貨幣の場合には此方法は面白からず。又晩近米國には第六圖の如き者行はる。今少しく改良を加へ外皮に透を縦横に施せば大に實用に適すべし。

### 第二節 貨幣計數の方法

曩に陳述したる「コイン、ラツパ」即ち金屬製貨幣封筒の使用盛なるに至れば貨幣の計數上少なからざる便宜を得べしと雖も、今日に於ては未だ其便なく、大數の貨幣を數ふるは頗る手数を要し熟練を得るに非ずんば正確を期すること頗る難し。故に貨幣の計數に就ては簡便にして確實なる方法を撰擇するの必要あり。貨幣を計るには昔より銀行兩替屋及び商賣の間に使用せらるゝ升と稱する者あり。是は

升は鑑定  
にも便な

## 秤量法

取柄の付きたる淺き箱の面に貨幣の形状の大小に適合する例へば五十箇若くは百個の目を盛りたる者にして之を貨幣を盛り込みて其目數に依て貨幣を勘定す、是は只に計數に便利なるのみならず、貨幣の眞贋鑑定の爲め甚だ便なり、其次は秤量法にして例へば五十圓若くは百圓の如く便利なる數を選び之に應ずる衡を造り秤量器の一方の皿に之を置き他の一方の皿へは貨幣を數へず單に之を投入して秤量するものなり、次に重複計數秤量法と稱し、初め百圓若くは五十圓と云ふ如き便利なる數を選び之を秤量器の一方の皿に盛り、他の一方の皿へは數へずに貨幣を投入して之を秤量し、其秤量したる貨幣を一方の皿に移し、他の一方の皿を空にし、之に數へずして貨幣を投入して秤量し、又之を一方の皿へ移し、其空になりたる皿へ數へずして貨幣を投入して秤量し、幾度となく之を繰返へし、其度毎に既知數の倍數を秤量しつゝ進行する方法なり、是は大數を計るに最も簡便にして最も敏速なる方法なり、然るに前記の諸方法は升又は秤量器の援助に依らざるを得ず、若し是等の設備なきときは之に依る能はざるを以て貨幣を十枚若くは二十枚積上げ、其左右へ順次數へず、同じ高さに貨幣を積上げ、其積上げたる者を數へて以

て貨幣の總數を知るに便とす

## 第一編 第一卷 終

改增  
版訂  
財 政 と 金 融

坤

貨 第 一  
幣 編 第 二 卷  
軟

貨

第一編第二卷目錄

第二卷 軟貨

第一章 兌換券

第一節 制限屈伸法

第一目 總論

第二目 彼我の差違

第二節 一部準備法及準備比例法

第一目 一部準備法の不便

第二目 準備比例法と制限屈伸法との比較

第三目 露國の兌換制度

第三節 自由發行

第一目 自由發行法は實際に適應せず

第二目 増發より下落に至るまでの順序

一  
一  
一  
一  
二  
四  
四  
六  
八  
九  
九  
一一

第四節 兌換券發行準備

第一目 正貨準備……………一三

第二目 證券準備……………三八

第五節 紙幣發行機關の統一

第一目 不統一の不便……………四二

第二目 獨逸の新法……………四三

第三目 内外の別……………四四

第六節 國際通貨運行の原則及紙幣の發行

增發及引揚……………四四

第一目 國際通貨運行の原則……………四五

第二目 紙幣の發行及増發……………四八

第三目 紙幣の引揚……………五一

第二章 不換紙幣

第一節 總論……………五三

第二節 増發の害

第一目 一般の弊害……………五五

第二目 増發は投機を誘發し通貨の需用を増加す……………五六

第三目 増發は金利を上騰し有價證券の價格を減ず……………五八

第四目 増發は物價を上騰し輸入を増加す……………六〇

第五目 前二目の綜合及戰後の實況……………六一

第六目 不換紙幣の下落は一般の取引を澁滞せしむ……………六三

第七目 増發は貸借の關係を紊亂す……………六五

第八目 増發は貯蓄を妨げ勞銀の實力を減ず……………六六

第九目 増發は一定の歳入を有する者の利益を害し併せて國費の増加を來す……………六六

第十目 不換紙幣は無利子公債なりとの説は非なり……………六七

第十一目 不換紙幣は政治上に甚しき弱點を生ず……………六八

第十二目 増發は社會の不折合を來す……………七〇

第十三目	不換紙幣消却に伴ふ所の困難……………	七二
第十四目	不換紙幣の發行機關は中央銀行の如き活動 自在の者たるを要す……………	七三
第三節	不換紙幣發行の方法……………	七五
第一目	發行方法研究の必要……………	七五
第二目	金紙平均法……………	七六
第三目	外國爲替平準法……………	七六
第四目	兩法併用の必要……………	七七
第五目	實施の手段……………	七七
第四節	不換紙幣發行の方式……………	七八

第一編第二卷目錄終

第二卷 軟貨

第一章 兌換券

第一節 制限屈伸法

第一目 總論

紙幣發行方法に種々ありと雖も其最も發達したるものは彼の「イラストック、リミット」即ち制限屈伸法なりとす。抑々制限屈伸法とは或る高までは確實なる商業手形又は公債證書の如き確實なる證書を準備として紙幣を發行し、其れ以上は正貨又は貴金屬地金を準備とし紙幣を發行し市場の恐慌若くは非常の國難に際會し信用地に墜ち大に貨幣の需用を増したるときは證券準備の制限を超過して紙幣を發行することを許し、其超過發行の高に對しては相當の租税を課して増發を防ぐの方法なり。是れ市場恐慌の勢を呈し信用地に墜ち貨幣の需用増加したるときは利子歩合上騰するを以て超過發行高に對し多少の租税を拂ふも尙ほ發行者

法律自然  
の屈伸力

に利益ありと雖も市場鎮靜し利率平常に歸するときは負擔する所の租稅率と銀行の利率との間に差違消滅し發行の費用と手數とは發行者の損失となるに由り、發行者自ら超過發行を引揚て平日の發行高に復するを期するを目的とするものにして、此法に制限屈伸の名あるも畢竟此點にあり、施設實に神妙の域に入るものと云つべし、然りと雖も其所謂制限外發行なる者は非常に應ずるの最後の手段にして之が使用を苟もす可らざるは論を俟たず、夫れ千斤の弩は驪鼠の爲に機を發せず、萬斛の鐘は莛稜の爲に出さず、然るに世人往々之を輕視す蓋し誤れり、證券準備にて發行する部分を我國に於ては俗に保證準備發行と云ふ、元來此方法は獨逸が西曆千八百七十五年貨幣法及銀行法を定むるに當り規定したるものにして、我國は明治二十一年此方法を採用せり、爾來時に運用の妙を缺くの憾なきに非ずと雖も、大躰に於て其効力の偉大なる實に争ふ可らざるものあり、殊に明治二十七八年戰役中の如き其効最も顯はる

第二目 彼我の差違

今一步を進めて日獨兩國の制度を比較するに大躰の主義に於て違ふことなき

制限外發行は最後の手段に於ては發行高に復するを期するを目的とするものにして、此法に制限屈伸の名あるも畢竟此點にあり、施設實に神妙の域に入るものと云つべし、然りと雖も其所謂制限外發行なる者は非常に應ずるの最後の手段にして之が使用を苟もす可らざるは論を俟たず、夫れ千斤の弩は驪鼠の爲に機を發せず、萬斛の鐘は莛稜の爲に出さず、然るに世人往々之を輕視す蓋し誤れり、證券準備にて發行する部分を我國に於ては俗に保證準備發行と云ふ、元來此方法は獨逸が西曆千八百七十五年貨幣法及銀行法を定むるに當り規定したるものにして、我國は明治二十一年此方法を採用せり、爾來時に運用の妙を缺くの憾なきに非ずと雖も、大躰に於て其効力の偉大なる實に争ふ可らざるものあり、殊に明治二十七八年戰役中の如き其効最も顯はる

も彼に於ては正貨準備は

一 獨逸流通正貨

二 帝國發行紙幣即ち「ライヒキヤスセンスシャイン」と稱する者にして五馬、二十馬、五十馬の紙幣なり、發行制限高は一億二千九百萬馬にして合法貨幣に非ず、現發行高は常に殆んど制限高に達す、而して其高は獨逸帝國の國債高中に算入しあらずと雖も事實は其一部分なり

三 中央銀行外の發行銀行の紙幣

四 一獨逸斤五百「グラム」に付き千三百九十二馬の割合を以て勘定したる金地金及外國金貨

にして頗る複雑し、其高は流通紙幣三分の一を降るを許さず、尙ほ發行比例法の遺風を存す、之を彼我の國情に照すときは多少恕すべきものなきに非ずと雖も固より我制度の單純なるに若かざるなり、而して制限外發行に對する稅率の如きも、彼にありては法律を以て一定不動に之を五分と定むるも我にありては五分に降らざると規定し以て逼迫の度合に應じて一層適實に増發を防ぎ得るを期す、是れ眞

日獨の正貨準備

我國の特  
色

外國手形  
に關し彼  
我取扱の  
差違

第一編 第二卷 軟貨

に百尺竿頭一步を進むるものにして現に其歩合の五分以上なりしこと一再に止らず。又歐洲諸國に於て中央銀行が所有する内外手形類にして正貨に替はるべき者は正貨有高の中に勘定する例ありと雖も、我國に於ては正貨の通用甚だ稀にして手形が正貨にて支拂はるゝことなく、而して發行機關は唯一にして手形類が他行の紙幣を以て支拂はるゝことなきを以て手形を正貨の有高に組込むは其當を得ず、且つ外國手形の如きは結局金銀に替はるべきも我國は歐洲各國の如く支拂市場に接近せず、之を支拂國に送り送金を受け正貨が銀行の庫中に入るまでには數箇月を要するを以て之を正貨有高に組込むは國情の許さざる所なり

第二節 一部準備法及準備比例法

第一目 一部準備法の不便

制限屈伸法の妙用は前項に於て述べし所の如し、然れども英國は尚ほ一部準備法を保持し紙幣流通高の屈伸は正貨準備の多少に由るのみにして證券準備發行の法定高は一定して市場の情況に應じ屈伸するの餘地を存せず、故に外國に對す

る一時の支拂貸付金送附等の爲め正貨の引出に遭遇するときは其不便固より準備比例法の如く甚しからずと雖も流通貨幣に減少を來し證券準備の發行を増加して之を補ふこと能はず、已むを得ず西曆千八百四十七年、同千八百五十七年、同千八百六十六年の如く行政上の責任を以て銀行法を一時停止して制限外發行を許すの窮策を採らざるを得ざるの窮狀に陥ることなしとせず、元來一國の法律は一定の法式を以て之を議定し、之を發布し而して行政部は其執行の任に當るは當然のことなり、然るに如何に事態逼迫なりと云ふと雖も行政部の專斷を以て法律を停止するは千萬已むを得ざるものあるや疑を容れず、古來法を重ざるを以て最も有名なる英國人民にして尙且つ忍んで之を爲すは實に根本に於て法律に一大缺點の存するあるを證するに餘りあり、若し夫れ貨幣銀行の法にして停止するを得べくんば刑法之を中止するを得べく、訴訟法尙ほ或は之を停止するを得べし、天下豈に斯の如きの怪事あらん哉、然りと雖も道修らずんば法保ち難く法制の不制なる結果時に或は行政廳をして此窮局に陥らしむ、抑々立法の事たる國家永遠の利害に係り其關する所至大至廣、寸毫の過り實に千里の差違を生ず、千思萬考之を忽



にすること能はざるは論を埃たず豈に鑑みざる可ん哉

第二目 準備比例法と制限屈伸法との比較

又準備比例法の如きは之を制限屈伸法に比して實に階段二級を降り其得失固より同年の論に非ざるなり夫れ市場は活物にして死物に非ず之を制するに活法を用ゐざるを得ざるや論を埃たず然るに紙幣の準備は之を三分の一にして可なり、四分の一亦能く之を支ふることを得べしと云ふが如きは是れ靜を以て動を制し死數を以て活用を律するものなり余の寡聞なる孔明以來未だ死者の生者を走らせしを聞かざるなり抑々斯の如きは其根底に於て既に誤る處あり焉ぞ其終を全うするを得んや、今一例を設け甲乙兩國を比較對照し甲は屈伸制限法を採り、乙は三分一準備比例法を採るとし、其優劣便否を見るに其差違左の如し

甲 國	一 正貨準備	一〇〇,〇〇〇,〇〇〇 <sub>円</sub>	一 正貨準備	一〇〇,〇〇〇,〇〇〇 <sub>円</sub>
	二 證券準備	二〇〇,〇〇〇,〇〇〇		
	三 發行紙幣	三〇〇,〇〇〇,〇〇〇	二 發行紙幣	三〇〇,〇〇〇,〇〇〇

斯の如く平穩無事なる時は兩國に於て兩制の間敢て差違あることなしと雖も一朝事あり例へば外國支拂等の爲め一千万圓の正貨引出さるゝときは忽ち左の如き差違を生ず

甲 國	一 正貨準備	九〇,〇〇〇,〇〇〇 <sub>円</sub>	乙 國	一 正貨準備	九〇,〇〇〇,〇〇〇 <sub>円</sub>
	二 證券準備	二〇〇,〇〇〇,〇〇〇			
	三 發行紙幣	二九〇,〇〇〇,〇〇〇	二 發行紙幣	二七〇,〇〇〇,〇〇〇	

甲 國

乙 國

一 正貨準備	八〇,〇〇〇,〇〇〇 <sub>円</sub>	一 正貨準備	八〇,〇〇〇,〇〇〇 <sub>円</sub>
二 證券準備	二〇〇,〇〇〇,〇〇〇		
三 發行紙幣	二八〇,〇〇〇,〇〇〇	二 發行紙幣	二四〇,〇〇〇,〇〇〇

斯の如くにして進行せば甲國に於ては發行高の減少は正貨の減少高に止まるべしと雖も、乙國に於ては流通高の減少は引出高の三倍に達するを以て市場に劇

變を生じ恐慌を誘發するの虞なしとせず、此の如き窮極に達するも乙國に於ては尙ほ發行高三分の一の正貨準備を保たざるを得ず。然れども甲國に於ては囊底を叩て引出の請求に應じ、市場を調和し、事急にして恐慌を來すの虞あるときは最後の手段に出て制限外發行をなし以て市情鎮定の功を奏することを得べし。準備比例法の如きは固より此の如き機宜の方策を施すの餘地を存せず、其便否豈に同年の談ならん哉。故に準備比例法の張本たる佛國の如きも實驗上其不可なるを察し、輒近に至り市場の情況如何に依りては法定の比例を超過して紙幣を發行するも差支なしとし、事實上古來有名なる準備比例法を廢止せり。然れども其發行額は尙ほ之を制限し、其總額は西曆千八百九十七年十一月十日の法律第十三條を以て五十億法と定めしと雖も、世運の進歩は法定額を以て其張弛屈伸に應ずる能はず、西曆千九百五年更に之を増加し總額を五十八億法と爲せり。

### 第三目 露國の兌換制度

又西曆千八百九十七年發布の露國貨幣法に據れば紙幣發行高六億留までは其正貨準備は半額を降らざるを以て足れりとするも、其以上の發行には同額の正貨

露國兌換  
制度の  
困難  
易き  
困難

準備を要するものとす。然るに西曆千九百五年十二月廿七日の紙幣流通高は約十一億四千八百十四萬留にして之に對する正貨準備の法定額は八億四千八百十四萬留たらざるを得ずと雖も同日の準備金現在高は八億千九百九十萬留にして法定額に對し既に二千八百二十四萬留の缺額を生ぜり。爾後發行高増加し最近卅九年一月三十日の報告に據れば十一億八千五百餘萬留となり、準備は減じて七億千七百餘萬留となり、缺額約一億六千八百餘萬留となれり。七億乃至八億の準備金取て少額に非ずと雖も準備比例法若くは其類似法の維持に困難なる知るべきのみ

## 第三節 自由發行

### 第一目 自由發行法は實際に適せず

右の外自由發行法と稱する一法あり、元來此方法たる理に於て缺る所なきを以て單に机上の議論に基き純理を喜ぶ初心の徒の歡迎する所と爲るの虞なしとせず、請ふ其得失に就て一言せん。抑々此方法は、嘗て英國のリカード等が頻りに唱道したる所のものにして其大要は紙幣發行は單に兌換制度を保持するを以て足れ

り發行銀行發行額正貨準備、證券準備等の事は法律の規定を要せず單に之を發行者の自由に放任すべしと云ふにあり。是れ彼の有名なる英國派の個人の利益は個人最も能く之を知る」との主義に基づき紙幣の増發は其下落を醸し一たび下落すれば、忽ち兌換の請求起るを以て増發は結局發行者の利益に非ず、故に兌換制度の下には増發の事實なしとの一片の理論に出るものなり。然りと雖も之を史乘に徴するに天下の事實は常に斯の如く單純なる能はざるなり。

夫れ慾情は人類先天の遺物にして、苟も血氣を有する者にして誰か能く全然之を脱するを得ん而して周圍の情況に感染して之が誘惑を受くるは人類の弱點にして、銀行の如きは此點に於て殊に危険の地位に居る者と云はざるを得ず彼の投機の初期の如きは事業活潑利子高く銀行の爲め表面上好取引を増加す其玉石を鑑別し緩急の順序を質すの要を増す實に此時にあり、元來紙幣は今日若干の増發をなし明日直ちに下落の徴を示し物價の騰貴となることなく、漸次に其勢を進むるものにして、其効驗燈火の點消の如く直接なるものに非ざるなり。若し夫れ然らん乎、自由發行亦或は大過なきを得べしと雖も増發の効驗は恰も潮水の干満の如

く其何時に始り何時に終るを見る能はず、其滿るを見る哉滿るの勢既に成り、其干くを見る哉干くの勢既に成り復た之を如何ともするを得ざると一般、増發の紙幣既に流通に入り、明かに分れて天下に普及し其下落の兆漸やく顯はるゝに際しては、發行者非常の注意を爲すに非ずんば急に流通を減ずること能はず兌換の請求是に加はり終に如何ともする能はず大紛擾を惹起する哉疑を容れざるなり。

## 第二目 増發より下落に至るまでの順序

今試に紙幣が發行せられ其下落に至るまでの順序を見るに、當初増發せられたる紙幣は先づ新に事業を起す者若くば投機者の手に入る、此時に當り其増發は未だ毫末も世上に影響する所なし、次に事業者は原料品を注文し、又或は器具器械を注文す、次は則ち勞力の需用を増し其消費品の需用を増加し、其供給者は之を生産者へ注文し、原料商は之を生産者に注文す、器具器械の製造者亦勞力者の使用を増加し、原料品の注文を増加し勞力者の消費力を増加し發行の紙幣漸次天下に普及す、則ち一波纔かに動いて萬波之に隨ひ以て滿潮の狀を爲し是に至つて物價騰貴し紙幣下落し以て干潮の勢を成す斯の如く漸次に普及し、漸次に下落し、増發の始



に非ず、其事を判するは必ず或は現在高或は流通貨幣との比例等の如き具體的現象に依り喜憂を分つものなるに由り市場に恐慌點の存在することあれば、其道理の有無を論ずるに遑なく速かに固本の策を立て以て人心の動搖を防がざる可からず、英國の如きは現に恐慌點なる者ありて往時は其高凡そ一千二百萬磅となりしと雖も方今は二千萬磅となり、英倫銀行の正貨準備が此點に下る時は人心に不安の念を生じ市情平かなるを得ず、我國に於ては未だ此事に就き明確なる觀念なきが如しと雖も、中央銀行の正貨準備一億圓以上に達するときは頗る人意を強ふし八千萬圓を下るときは稍々安ぜざる情況を呈す、時勢の進歩と共に恐慌點の觀念も漸次明確の發達を見るに至るべきは疑を容れず

## 二 正貨準備維持増殖の必要

仰々正貨準備は一國信用の懸る所にして其多寡は常に銀行問題に止まらず延て國家問題となり之を形容すれば其多きは恰も猛獸の咆哮する深山の如く容易に侵入す可らず、其寡きは恰も坦々たる平地原野の如く容易に通行すを得べきの状あり、故に各國政府は正貨準備の増殖に付き非常の熱心を示し實に近年

正貨準備  
は銀行間  
に非ざる  
重大なる  
一國の  
問題なり

維持増殖  
の方法

の一大問題となり種々の方法を講じ或は時機に應じて利率を増加し、或は中央銀行が殊更に市場より資金を借上げ以て通貨の高を減じ、又一層利率引上の効力を大にせんが爲め中央銀行が其所有の公債證書若くは大藏省證券を賣却し通貨を吸収して後ち利率を高むることあり、英國は常に之を爲し獨逸も之に倣ひ三十八年下半期に於ては大藏省證券を賣却し尋て利子を五分に引上げたり、又或は間接に金の高價購入を爲し、或は兌換に際し制限高までは補助貨を混淆すべく、又は債務は各紙幣面の金額に在りて兌換の爲め呈示せられたる全金額に非ざれば其呈示せられたる各紙幣の額面が補助貨制限額以内の者ならば幾千萬圓と雖も補助貨にて兌換に應ずべしとの説を生ずるに至れり、而して兩本位國は其制度を楯とし銀貨の支拂を主張する方便を取るなきを保せざるなり、又或は金貨引換の高に制限を設け内地需用の爲め交換を要する高は若干額例へば一口二千圓を超過するを要せざるべしとし其高を超えるを許さず、兌換の爲め手数料を徴收するは多く歐洲大陸諸國の試むる所たり、英國は四海の最大債權國なるを以て假令一時金の輸出を見るも結局に至り金の輸入は其輸出に超過するを以て未だ直接手数料徴

收の手段を執りしを聞かずと雖も、英倫銀行は買價を本位金一「オンス」に付七十七志九片とし賣價を七十七志十一片となし以て金準備の減少を防ぎ、或は金の高價買入を爲し其流出を防ぐと同時に其輸入を促し、常に金準備の維持増殖を怠らず、又彼の南阿戰爭の酣なるに方りては金の供給を減ぜぬ爲め軍事公債の半額を殊更に米國市場に於て發行したるが如き異狀は已に之を見る、而して中央銀行が時宜に依り金の輸入の爲に無利子にて長期の貸與を爲すは方今諸國に於て殆ど普通の事とす是れ金の高價買入を奨励するに外ならず、而して巴里に於ては兩替屋が小額金貨を吸收せんが爲め之に對し打歩を拂ふことあり、中央銀行に於て此例に従へば金貨吸收上多少の効力なしとせず、又以て一考の値なしとせず

又銀行が巧に直物取引と先物取引の間を操縦して金融を計ることあり、即ち例へば「コンソル」英國の確定公債の三ヶ月先物の價格百にして直値九十九（賣氣市場）なるときは當該時に於ける當該取引の貨幣の價格は一分にして年四分の割合なり、依て銀行が「コンソル」を質とし借入を爲んとするときは一分を貸主に支拂ひ借入を爲すことあり、又先物買を爲すときには右の差違を賣主に支拂ひ餘金は之を

市場の操縦

他の比較的高率なる貸付割引等を使用し期限に至り結算を爲す方利益となることあり、中央銀行も此例に例ひ右の差違を貸主に支拂ひ「コンソル」を質とし借入を爲し貸主に恰も先物を直物價格を以て購買せしが如き利益を與へ之を誘ひ市場の流通高を減じ、通貨の供給を減じて其需用を増し以て正貨引留の一助となすことあり、後に至り借入金を償却し質物たる「コンソル」を取戻すを通例とす、素より回天の功を奏すべき大方策に非ざるも臨機應變操縦其宜きを得ば又以て小補なきに非ざるべし

獨佛の慣用手段

佛國中央銀行の如きは金地金質の貸付に對し特に低利を用うることあり、即ち西曆千九百二年十二月には公債質三分五厘、割引歩合は三分にして金地金質貸付の利子は一分なりき、其他獨逸帝國銀行の如きは純金一「ブツンド」獨斤を千三百九十二馬の割合にて購入するの義務を有し近年其購入高一ヶ年多きは一億二千三百萬馬に達し、少くとも九千八百萬馬に達す而して兌換は成るべく、首府に於て之を爲すときは内外の金需給の關係を知るに便ありとし地方に於て引替準備の不足するときは之を猶豫す

方今列強諸國が金の吸収に汲々たる斯の如く而して其準備の強大なる實に驚くべきものあり、請ふ之を左に表出せん

名國中央銀行金所有高

銀 行 所 在 國 名	西 曆	一 九 〇 三 年 同	一 九 〇 三 年 同	一 九 〇 四 年 同	一 九 〇 五 年 同
英 吉 利	三三、九五四 <small>千磅</small>	三三、九五四 <small>千磅</small>	三三、五五〇 <small>千磅</small>	三三、五六〇 <small>千磅</small>	三三、五六〇 <small>千磅</small>
佛 蘭 西	△一四六、〇三二	△一三八、五〇〇	△一五一、〇一〇	△一五九、四八〇	
獨 逸	△四五、五五四	△三九、六七二	△五〇、〇八五	△四三、七六三	
露 西 亞	△八一、五八	△八七、三七七	△一〇七、七七〇	△二八、六八九	
奧 匈 帝 國	△六八、五二	△五八、四三四	△六〇、九八七	△五七、五〇六	
自 耳 義	△四、六三九	△四、八五七	△四、八四四	△四、八四八	
和 蘭	△二一、一九三	△一〇、四三七	△二一、六五三	△二一、六四五	

備考△印を附したるは銀を合算す

第一表ノ二

西曆千九百六年十二月一日

英 金	佛 金	獨 金	露 金	奧 匈 金	白 金	蘭 金	銀
三二二、六三二、四四 <small>兩</small>	一一〇、二六九、四一一	三〇、三四七、〇〇〇	一一四、〇五五、〇〇〇	四六、九四四、〇〇〇	三二二、六〇〇〇	五、五三一、五〇〇	四〇、三六三、一三三
〇 <small>兩</small>	一〇、二一六、〇〇〇	一〇、一四七、〇〇〇	四、三六一、〇〇〇	一一、八二四、〇〇〇	一、六一三、三三三	五、六四三、二〇〇	

尙ほ他に種々の方法ありと雖も事或は市場の駆引に關し或は微妙なる爲替作用に係り東涌西沒所謂丹青の妙處傳ふ可らず、只佛國に於て使用する所の兌換手數料に至りては増率及金の高價購入と關聯し大に講究すべきものあり、然るに世人多く之を論せず尙ほ未だ盡さる所なしとせず進んで其大要を述ふるは敢て無用の業に作るべし請ふ少しく之を述べん

## 三 兌換手數料

## 其一 兌換手數料徴收の必要

方今佛國は本位銀貨の製造を停止し事實に於ては金本位國となりしと雖も法律上表面に於ては尙ほ兩本位制を改めず五法銀貨を法貨として流通す之に反し獨逸は法律上金本位を採用せしと雖も實際は跛本位にして尙ほ「ターレル」銀貨を法貨として使用す然れども佛國は銀貨を有すること獨逸より多し即ち獨逸に於ては「ターレル」銀貨の流通高凡そ四億馬にして内帝國銀行の所有に係る者約七千五百七十八萬馬西曆千九百五年末なり然るに佛國の五法銀貨流通高は約四十九億五千萬法内中央銀行の所有高は約十一億法なりとす(西曆千九百四年)而して獨逸帝國銀行は「ターレル」銀貨の無限支拂の權利を主張するを敢てせずと雖も佛國銀行は時に此權利を實施す是に於て獨逸の論者中には所謂兌換手數料なるものは佛國中央銀行が兌換の義務を履行するに當り銀貨を用ひず金貨若くは金塊を用ゆるに對するの辨償金なりと論ずる者あり然れども是れ表面の理由にして寧ろ兩本位を楯とするの口實に過ぎざるなり元來兌換手數料徴收の必要は金引留

獨逸の差違

兌換手數料の真相

の爲め高價購入例へば英國に於て或手段を以て本位金一「オンス」を七十七志十片七五若くは七十七志十一片に購入するに當り金地金の所有者若くは金の仲買人等は之を右の高價にて賣却し之に對し其割合にて兌換券を受け中央銀行に就て之が兌換を求め意外の利益を得中央銀行は一方に正貨準備の充實を圖ると同時に一方に正貨を失ひ所謂前門に虎を防ぎ後門に狼を進むるの結果を見ることなきを保せず斯の如き投機的引出の弊を生ずるの虞ある場合に於て中央銀行は自衛の爲め且つ國家最後の準備を乾涸せしめざらんが爲め防禦の策を講ぜざるを得ず蓋し兌換手數料の徴收は之が一方法たるに過ぎざるなり方今獨逸に於ても金地金購入の最高價を純金一獨斤五百「グラム」を千三百九十五馬とす今獨の十馬に含有する純金は三「グラム」五八四二三なるを以て此割合にては購入價格は微に造幣價格を超過す微細の割合は千三百九十四馬九九餘なり今少しく其割合を高むることあれば或は兌換手數料徴收の必要を生ずることなしとせず夫れ不困は早慮にありて不窮は早慮にあり慮らずんばある可らざるなり

## 其二 兌換手數料の徴收は臨機にして不定率なり



夫れ然り然りと雖も佛國中央銀行と雖も兌換の毎時必ずしも手数料を徴収するに非ず、即ち五穀棉花の輸入の爲め三ヶ月前後の手形の割引を受け金を求むる場合の如きは通例手数料を徴せず、是れ蓋し此類の輸入は國際の負債にして、佛國が直接間接に外國へ支拂はざるを得ざるものなれば特に手数料を徴して之を抑制するの理由なければなり、寄語す直接とは國際支拂の平均佛國に不利なるときは現金の遞送を要するを云ひ間接とは平均佛國に利ある場合に於ては輸出手形を以て優に之を支拂ひ得べしと雖も手形にて支拂へば其金額丈は佛國の獲得すべき金を減ずるを云ふ斯の如くして手数料の輕重は時と場合とに依て之を異にし固より定率の存するなし、又或は磨損せる金貨を名稱價格を以て拂出し或は金貨の拂出を拒絶することあり、又手数料が單に外國の金貨若くは金塊の引出しのみ對して徴收せられ内國貨幣に對する兌換の請求に又ばざることあり、畢竟兌換手数料の徴收は金の買入價格に對し賣却價格を高ふするの結果を生ずるに過ぎざるものにして、佛蘭西銀行に於ては純金一基の價格を三千四百三十七法十法金貨に含有する純金は二グラム九〇三二二五なるを以て純金一基の造幣價格は

三千四百四十四法四四餘なりとし、市場價格に對照し多少の斟酌をなすは猶ほ獨の千三百九十二馬を基礎とし臨機變通の策を行ふが如し、而して其變動の率は千分比例を用ゆるものとす、其れ所謂奇正は無窮の源に發するものにして、素より定規の存するなし、疾きこと風の如く靜かなると林の如くならざるを得ず、豈に一定不動の法を以て之を律するを得んや

### 其三 英獨兩國と佛國との差異

前記の意味にて手数料を解釋すれば兌換手数料を徴するは佛國中央銀行に限らず、他國の中央銀行殊に英倫銀行、獨逸帝國銀行等に於ても間接に之を徴收することなしとせず、即ち英倫銀行に於ては表面本位金一、オンスを七十七志九斤、造幣價格は七十七志十片半なりにて買入るゝを通例とすと雖も、其賣價を七十七志十一片に引上しことあり、今其最も甚しき例を掲れば曾て西曆千九百三年十一月合衆國に向て多額の金を輸出するの必要を生じ七十八志三片に引上げたり、獨逸帝國銀行の取扱も之に類似す、即ち買は純金一獨斤(五百グラム)に付き千四百九十二馬の割合を通例とし賣は千三百九十五馬に引上くることあり、由是觀之此事に就

兌換手  
料を長  
期の割  
引歩合  
の中に  
包含せ  
しむ

き英獨兩中央銀行と佛國中央銀行との差異は前者は其兌換券を名稱價格を以て兌換し、後者は公然手数料を徴收するにあり、故に其結果たる英獨中央銀行は金塊及外國金貨の賣出價格を兌換券を以て自國の本位金貨を引出し之を以て外國へ支拂を爲すの手續より高くすること能はず、又流通本位貨幣中磨損したる者多きときは其價格を磨損丈高ふすることを得べく、又外國爲替高きときは商業上の意味にて其丈高くすることを得べし、蓋し是れ中央銀行が之れ以上に賣出價格を引上ぐるときは、金塊若くは外國金貨を銀行より購買するよりも之を市場より購入し、市場より高買して之を吸集するは臨機の策なり、又は自國の金貨を請求すること利益多きに至る可ればなり、之に反して佛國中央銀行は自國の金貨の支出を拒絶して銀價を支拂ふの權利を行使するを得べきを以て金塊及外國金貨の賣出價格兌換手数料を銀貨の下落額金銀の較差まで引上ぐるを得るなり、又佛國中央銀行は兌換手数料を賣出價格引上の形式にて徴收せず、長期手形約七十五日前後の割引に對してのみ金貨を支拂ひ兌換手数料を長期間の利子中に包含せしむることあり、要するに佛國に於ては兌換手数料の徴收は中央銀行が外國取引に用ゆる

者手  
料を長  
期の割  
引歩合  
の中に  
包含せ  
しむ

能はざる所の下落銀貨を兌換に用ふるの權利を主張し以て金貨を騰貴せしめ其外國へ流出するを防禦せんとするの方策に外ならず

第四 兌換手数料に就ての諸説

兌換手数料徴收の事實夫れ斯の如し、畢竟其使用は一種の權道と方策とに出るものなりと雖も、其主張者は此方策は金の流出を防禦する上に於て最も効力あるものにして遙に割引方策に優るものありとす、此者流の論に曰く、割引方策は固より金の流出を防止するの効用ありと雖も、之が爲に内國經濟界に於て通貨の騰貴を促すを以て其方策は頗る高價なり、然るに兌換手数料の徴收は單に投機的金銀賣買商若くは海外の金の需用者を苦しむるに過ぎず、是れ固より一理なきに非ずと雖も、割引政策は正道にして手数料徴收は奇道なるは論を俟たず、而し前者は論者の言の如く内國市場に於て通貨を騰貴するの不便ありと雖も、此不便の爲め必要なる貨幣を外國より呼び來すの効力あり、後者に至りては即ち其効驗を見るを得ず、大跡に於て其得失優劣孰れにある哉、多辯を要せずして明かなり、然りと雖も天下の事固より森羅萬象一方策にのみ是れ拘泥する能はず、時に或は清濁合せ

吞むの必要なしとせず、宜しく兩策を存し、臨機應變其宜きを制し、適用を誤るなきを期せざるを得ず、要は只國民の利益を害せざる範圍内に於て金の流出を防ぐにある耳

輓近即ち西曆千八百九十六年以來獨逸に於ては年末三ヶ月間には中央銀行の割引歩合を五分に引上ぐるを通例とせしに反し、佛國中央銀行は西曆千八百九十五年以來同千八百九十八年に至るまで割引歩合を二分の低率に維持せし事實を見、獨逸の一部人士は之を以て直ちに兌換手数料徴收の結果なりとし、頗る其氣焰を高めたり、今一二例を掲ぐれば該國出版の農業叢書中帝國銀行論の一節に左の如き論文あり

方今獨逸帝國銀行の正貨準備は充分なりと云ふを得ず、金本位の維持の爲め減價せる銀が劣等の地位を保つ間は獨逸帝國銀行貯藏の銀は之を正貨準備と看做す能はず、即ち商況若くは政況の不穩なる時期に際會せば何人も金を請求し銀の支持を甘諾する者なかるべし、然るに目下獨逸帝國銀行の金所有高は富饒なりと云ふを得ず、故に積少の變に遭遇するも同行は忽ち割引歩合を引上ぐるの必要を生ずべし、果して然らば市場は貨幣の騰貴に苦む、議論を俟たず、今之を西曆千八百九十六年の實況に徴するに當時金の米國に吸集せらるゝもの頗る多く、英倫銀行は四分、獨逸帝國銀行は五分に各々其割引歩合を引上げたり、然るに佛蘭西銀行は依然として二分の歩合を維持せ

獨逸に於ける兌換手数料の徴收論

り、是れ他なし、當時佛蘭西銀行は金の流出に處するに割引歩合引上の方法を探らず、兌換手数料の徴收に依りしの結果なり、人為的に資金の利子を引上げざること佛蘭西の如くなれば獨逸の農工商は大に其利益を見るを得べし云々

斯の如き意見を有するは獨り農業團體の一部に止まらず、商賈中にも亦同様の説を唱ふ者あり、即ち獨逸に於て複本位論を主張する商業會議所中の一なるドルトムンドの商業會議所の最近年報中に左の如き決議を掲載す

一 帝國の通貨は不足なり、宜しく之を増加すべし、而して帝國銀行の金準備は特に大に之を増加すべし

二 金流出の防禦は割引方策のみに依らず、兌換手数料徴收を併用し、單に商工業者の負擔を多くするに止めず、又外國の金の需要者の負擔をして重からしむべし

以て獨逸に於ける手数料論の一斑を窺ふに足れり

其五 獨逸中央銀行の割引歩合と金の輸出入との關係

輓近獨逸に於ける通貨は著しき膨脹を示し、帝國銀行の金所有高亦著しく増加せり、即ち西曆千八百八十一年より同千八百九十七年の間に帝國銀行金所有平均

高は二億七百萬馬より五億九千二百萬馬に増加し、西曆千八百九十八年より同千九百一年の間には七億五千二百三十萬馬少しく銀を合と雖も大勢に關せずより八億六千八百五十萬馬に増加せり、斯の如く帝國銀行の金所有高は逐年増加を示すを以て之を解すれば一部農商業者の論するが如く中央銀行が割引歩合を増加するは金の流出を防禦するの目的のみに止らず、又内地市場に於ける資金需給の景況に依るなくば非ず、之を年末三ヶ月に於て歩合を増加するの事實に徴するも此論の誤らざるを證するに足らん、又之を事實に徴するに西曆千八百九十六年十二月には金の輸入超過は三千五百四十四基、同年の總輸入超過高は一萬七百五十二基に達し、同千八百九十七年の十月の輸入超過高は六千六十六基十一月は八千八百四十四基、十二月は一萬一千百十八基にして同年の總輸入超過高は一萬四千二百八基の多きに達せり

今一步を進めて前記兩年の實況を見るに帝國銀行の割引歩合の變動と金の輸出とは必ずしも關係を有せず即ち西曆千八百九十六年三月には二千五百十九基、四月には八千三十三基の輸出超過ありしと雖も當時の割引歩合は三分の低率を

保ち七、八、九の三ヶ月は共に輸入超過し其高合計一萬一千四百八十八基の多きに達せしと雖も歩合は九月に於て却て四分に引上げ十月に至り一千二百八十基の輸出超過を見るに至り歩合を五分に引上げ兩者の關係始めて順當なるを見たり、西曆千八百九十七年一月及二月に於ては合計五百八基の輸入超過を見たるに拘はず割引歩合は却て五分より三分五厘に引下げ四月十日より九月六日の間六、七、八、九の四ヶ月には合計一萬二千三百四十五基の輸出超過ありしにも拘はず割引歩合は尙ほ三分を維持せり、同年十月より前記の如く著しき輸入超過ありしに拘はず、同月十一日に至りて割引歩合は五分に引上げられ爾後引續き輸入超過ありしに尙ほ翌年一月に至るまで此歩合を維持せり、而して二月には三分に引下げ、五月に至りて米西戰爭の結果金の流出を促かせしを以て歩合を四分に引上げ七、八、九の三ヶ月は輸入多かりしと雖も他の原因の爲め十月十日に至りて歩合を五分に引上げるの必要を生せり、是等の事實に就て之を觀れば金の流出と割引歩合の増加とは必ずしも相伴はず、時に一層強力なる原因の爲め相背馳することなしとせず、然れども割引歩合の増加は金流出を防禦する正當なる一方法たるは

論を埃たざることなれば事情の許す限り之を決行せざるを得ず、又實際數月間引續き金の輸入ありと雖も其輸出を促すべき事情あるときは機に先ち歩合を増加するを要す彼の獨逸帝國銀行が西曆千八百九十八年五月に於て米西戰爭の影響を豫測し、割引歩合を四分に引上げしが如きは實に用意周到なりと云ふべし、爾來獨逸中央銀行は着々其施設を誤らず、西曆千八百九十八年には中央率の平均四分二厘六毛にして金の輸入超過三萬五千四百四十九基、同千八百九十九年は五分一厘三毛にして輸入超過は四萬八千九百六十四基、同千九百年は五分三厘二毛にして輸入超過は四萬七千二百九十四基なりとす

最近五六ヶ年間獨逸帝國銀行の利率變更と正貨出入の實況を見るに左の如く概ね理論と事實の符合を見る

第二表

年首	四曆千九百年	同 千九百一年	同 千九百二年	同 千九百三年	同 千九百四年	同 千九百五年	同 千九百六年
現在	金所有高利率及 増減改率日 二四、五〇 七分	金所有高利率及 増減改率日 一、九六八	金所有高利率及 増減改率日 三〇、五九 四分	金所有高利率及 増減改率日 三、七三 四分	金所有高利率及 増減改率日 三、四八 四分	金所有高利率及 増減改率日 五、六〇 五分	金所有高利率及 増減改率日 三、三〇 六分
一月	二、四〇 十二日六	一、九六八	二、九三 廿三日三	四、八三 四分	一、六九 四分	三、八二 十九日四	三、五四 十八日五

月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	三
二月	二、七〇 十七日五	二、七〇 十七日五	二、七〇 十七日五	二、七〇 十七日五	二、七〇 十七日五	二、七〇 十七日五	二、七〇 十七日五	二、七〇 十七日五	二、七〇 十七日五	二、七〇 十七日五	二、七〇 十七日五	二、七〇 十七日五
三月	二、七〇 十七日五	二、七〇 十七日五	二、七〇 十七日五	二、七〇 十七日五	二、七〇 十七日五	二、七〇 十七日五	二、七〇 十七日五	二、七〇 十七日五	二、七〇 十七日五	二、七〇 十七日五	二、七〇 十七日五	二、七〇 十七日五
四月	二、七〇 十七日五	二、七〇 十七日五	二、七〇 十七日五	二、七〇 十七日五	二、七〇 十七日五	二、七〇 十七日五	二、七〇 十七日五	二、七〇 十七日五	二、七〇 十七日五	二、七〇 十七日五	二、七〇 十七日五	二、七〇 十七日五
五月	二、七〇 十七日五	二、七〇 十七日五	二、七〇 十七日五	二、七〇 十七日五	二、七〇 十七日五	二、七〇 十七日五	二、七〇 十七日五	二、七〇 十七日五	二、七〇 十七日五	二、七〇 十七日五	二、七〇 十七日五	二、七〇 十七日五
六月	二、七〇 十七日五	二、七〇 十七日五	二、七〇 十七日五	二、七〇 十七日五	二、七〇 十七日五	二、七〇 十七日五	二、七〇 十七日五	二、七〇 十七日五	二、七〇 十七日五	二、七〇 十七日五	二、七〇 十七日五	二、七〇 十七日五
七月	二、七〇 十七日五	二、七〇 十七日五	二、七〇 十七日五	二、七〇 十七日五	二、七〇 十七日五	二、七〇 十七日五	二、七〇 十七日五	二、七〇 十七日五	二、七〇 十七日五	二、七〇 十七日五	二、七〇 十七日五	二、七〇 十七日五
八月	二、七〇 十七日五	二、七〇 十七日五	二、七〇 十七日五	二、七〇 十七日五	二、七〇 十七日五	二、七〇 十七日五	二、七〇 十七日五	二、七〇 十七日五	二、七〇 十七日五	二、七〇 十七日五	二、七〇 十七日五	二、七〇 十七日五
九月	二、七〇 十七日五	二、七〇 十七日五	二、七〇 十七日五	二、七〇 十七日五	二、七〇 十七日五	二、七〇 十七日五	二、七〇 十七日五	二、七〇 十七日五	二、七〇 十七日五	二、七〇 十七日五	二、七〇 十七日五	二、七〇 十七日五
十月	二、七〇 十七日五	二、七〇 十七日五	二、七〇 十七日五	二、七〇 十七日五	二、七〇 十七日五	二、七〇 十七日五	二、七〇 十七日五	二、七〇 十七日五	二、七〇 十七日五	二、七〇 十七日五	二、七〇 十七日五	二、七〇 十七日五
十一月	二、七〇 十七日五	二、七〇 十七日五	二、七〇 十七日五	二、七〇 十七日五	二、七〇 十七日五	二、七〇 十七日五	二、七〇 十七日五	二、七〇 十七日五	二、七〇 十七日五	二、七〇 十七日五	二、七〇 十七日五	二、七〇 十七日五
十二月	二、七〇 十七日五	二、七〇 十七日五	二、七〇 十七日五	二、七〇 十七日五	二、七〇 十七日五	二、七〇 十七日五	二、七〇 十七日五	二、七〇 十七日五	二、七〇 十七日五	二、七〇 十七日五	二、七〇 十七日五	二、七〇 十七日五
三	二、七〇 十七日五	二、七〇 十七日五	二、七〇 十七日五	二、七〇 十七日五	二、七〇 十七日五	二、七〇 十七日五	二、七〇 十七日五	二、七〇 十七日五	二、七〇 十七日五	二、七〇 十七日五	二、七〇 十七日五	二、七〇 十七日五

(備考)金高は千磅止め(一)印は減を示す、本表は大藏省の調査に據る歐米諸國の商況に就ては甲種附録第一號參觀

其六 兌換手数料の効用及其割引方策との差違

佛蘭西銀行は割引歩合を低廉に保持し容易に其歩合を變更せず、兌換手数料の徴收を以て金の輸出を抑制するを以て名あり、然るに今獨佛兩國に於ける金の輸

出入の實況を見るに獨國に於ては西曆千八百九十五年以來同千八百九十八年九月迄金の輸入超過一億六千四百萬馬の巨額に達せしに佛國の輸入超過は同時期に於て僅々七千一百萬法即ち五千七百萬馬に過ぎず、抑々金輸出入の多寡は單に割引歩合の高下兌換手数料徴收の有無に依り生ずべきものに非ず、貨物輸出入の多寡國際の債權債務の關係等種々之が原因となる者ありと雖も、割引方策及手数料徴收も亦預て力あるや多辯を要せず然るに前者は自國所在の金の輸出を抑制すると同時に他國より金を招くの効力ありと雖も、後者に至りては抑制の効あるも招致の力なく之を前者に比して効力の薄き知るべき耳。又米西戰爭の爲め米國に著しき金需要を喚起せし時期なる西曆千八百九十八年九月迄に於ける米國の金輸入の實況を見るに此間米國が英佛兩國より得たる金は前者より五千萬弗後者より二千四百三十萬弗に達せしも獨逸より得たるものは僅々八百四十萬弗に止まれり。

元來英國は國際金銀取引の中心なるを以て當時英國が米國の要せし金の大部分を供給せしは怪むに足らずと雖も、獨佛兩國は其事情を同ふす、然るに實際此差違を生せしは多少割引方策と手数料方策との致す所なしとせんや、臨機應變兩者を併用するは可なりと雖も、固執一に偏するは即ち不可なり、處世の道豈に變通の術なきを得ん哉。是に於て佛國も終に其慣用手段なる兌換手数料のみを以て満足する能はず、西曆千八百九十八年十月に至り三ヶ年間曾て變更せざりし割引歩合を二分臺より三分臺に引上げるに至れり。今之を爾後の實況に徴するに西曆千八百九十八年には中央率の平均二分一厘五毛にして金の輸出超過一億千三百八十三萬餘法なりしに、同千八百九十九年には率の平均三分三毛にして金の輸入超過一億五千六百八十三萬餘法、同千九百年には率三分二厘三毛にして輸入超過二億四千六百三十七萬餘法、同千九百一年には率三分にして輸入の超過は二億八千三百八十餘萬法に達せり。是れ單に増率のみの結果に非るべしと雖も、之を手数料と併用したるの効たるや疑を容れざるなり、英獨兩國に於ては中央銀行が請求に應じて金貨を名稱價格を以て兌換すと雖も、佛蘭西銀行は金貨の請求に對して不定率の手数料を徴するを以て人爲的に金貨を高くし其丈爲替相場變動の限界を擴張す。然れども又佛蘭西銀行と雖も無限に隨意に手数料を高ふすること能はず、倫

兌換手数料  
は金の  
送點の  
爲に  
高めの  
爲に  
現金の  
變動を  
大に  
影響す

敦爲替二十五法三二五に達すれば現送して十分に利益ありと雖も二十五法四〇に達することあり其率の高低は公衆が市場に於て金を得るの難易貴金屬商賈が輸出に要する金を佛蘭西銀行に據らずして手数料なく他より買集め得るの難易に依りて定まる、即ち市場に於て金を得ること容易なるときは、兌換手数料の徴收は金價を騰貴せしめ、金需要を佛蘭西銀行より市場に轉嫁せしむるの効果を生ず。元來此轉嫁は一見甚だ好すべきが如しと雖も、深く之が關係を考究するときは大に不可なるものあり、何となれば

第一 中央銀行は國際に於る金移動の情況洞察の便宜を失ふ

第二 中央銀行が供給し得べき金塊並に外國貨幣の代りに自國金貨の流出を促かし造幣費用を損失す

第三 貨幣の名稱價格は内國に於てのみ効力あるものにして外國に對しては只其包含する所の金の純分に依り之を計算するを以て金の輸出者は正貨の正量を有し及正量以上の公差の加はりたるものを選抜し爲に國內に多く磨損せる金貨を留むるの結果なし

金の需用  
中央銀行  
より市場  
に轉嫁す  
れば不  
利なる  
なり

とせざればなり今又之を事實に徴するに他に多少の原因あるべしと雖も、佛國が兌換手数料方策に依りし時期に於ては佛蘭西銀行の金所有高は數年の間著しく減少し西曆千八百九十五年に於ては二十一億五千萬法を有せしに、同千八百九十八年に至りては十九億四千萬法に減少せり。然るに同年十月以降割引歩合の引上げを斷行するに至りし後は所有の金貨逐年増加し、西曆千九百四年一月一日には二十三億八千三百餘萬法の巨額に達せり。然れども佛國は列強中尙ほ利率變更の最も少きものにして西曆千九百二年中は三分を維持せり。英國の如きは四分より三分半(一月二十三日)其より三分二月六日、其より四分に(十月二日)變更し、獨も亦一月十八日を以て四分より三分半、二月十一日に三分半より三分に減じ、更に十月四日を以て三分より四分に變せり。今英獨間變更の關係を見るに第一は英獨に隨ひ、第二第三は英獨に先つ、方今各中心市場の關係の深密なる以て見るべきなり、而して奥の如きも二月四日を以て四分より三分半に變更せり

今又西曆千八百九十年より同千九百二年に至る英佛兩國の實況を比較するに其差違實に左の如し、是れ兩國慣行の差あるに起因するものあるべしと雖も、又以

て英の市場は峻険にして佛の市場は溫和なるを證するものなしとせず然りと雖も全然大勢の外に立つ能はず英國の變動に伴ふて利率の變更を執行せし例なしとせず即ち左の如し

變更の度數

第三表

西曆年次	英	佛
一八九〇	一	なし
一八九一	一〇	なし
一八九二	四	なし
一八九三	二	なし
一八九四	なし	なし
一八九五	なし	なし
一八九六	三	なし
一八九七	六	なし

一八九八	六	なし
一八九九	六	二
一九〇〇	六	四
一九〇一	五	なし
一九〇二	三	なし
一九〇三	三	なし
一九〇四	三	なし
一九〇五	三	なし
一九〇六	六	なし

(第二編第一卷第十五表の二參觀)

其七 結論

以上論述する所を以て之を觀れば兌換手數料方策は到底奇道に依るものにして其効用亦之を割引方策に比して一步を譲るものと云はざるを得ず(即ち金を呼



び資金を裕にするの効力薄きこと故に單獨に之を使用するは甚だ不可なり、宜しく正道たる割引方策を基礎として手数料徴收の如きは之を奇道とし臨機變通の便を開かざる可らず、畢竟處世の道は効力を尊ぶ、要は只國民の利益を害せざる範圍内に於て國家最後の準備を増殖守衛するにあり、豈に夫れ之を忽にするを得ん哉

第二目 證券準備

證券準備發行高は我國に於ては一億二千萬圓なり、今之を英の三千八百五十七萬三百二十八磅(内千九十二萬三百二十八磅は中央銀行外の分)獨の五億四千百六十萬馬(内七千六百六十萬馬は他行の分)に比して少しく多きに失するの感なきに非ざると雖も、然れども我國は世界の貨幣市場より隔離し居るを以て信用の程度及市場共通の情況如何は暫く別問題となす(歐州各國と大に其情勢を異にし、利率を増加して急に他國より現金を吸收する能はざるの事實あり、故に中央銀行が強大なる發行を有し、有効なる發行餘力を存し、以て春夏秋冬通常起る所の緩急に應じ、併せて不慮の急に應ずることを得べき餘地を存するを必要とす、我國保證準備發行

我國は中央銀行に於ては發行力なるに要す

制限の高きは情の然らしむる所にして實に已むを得ざるものあるに職由す、彼の倫敦、巴里の如きに於ては少しく利率を高うするときは忽ち比隣各國の市場より現金を呼ぶを得べしと雖も我國に於ては即ち然らず、假令飛電一報以て利率の増加を通するも歐洲市場より我國へ現金の來るは世界の半途を廻り大洋を渡り多數の日子を要す。今哉サイベリヤ大鐵道の便ありて、萬里の行程能く二週間の短期日を以て浦港より露都に達するを得べしと雖も尚ほ東西の市場を融和するに足らず況や冬期氷雪の候通行困難なるに於てをや、故に我國は歐洲先進國の如く資を他國に仰て急劇の場合に應ずるに便ならず、偶々現金の到着するあるも所謂六日の菖蒲、十日の菊尚且つ可なり、甚しきに至りては注文の雛人形が五月の節句に達し、婚禮の祝品にして出産の時に達するの奇觀なきを得ず、而して利率も亦住復の日子を算せざる可らざるを以て非常なる高度に騰らざる以上は其効を奏することを得ず、五日の菖蒲、九日の菊に對しては或は高價を拂ふも可なりと雖も天下豈に六日十日に至り残菖、殘菊の爲め高價を拂ふの愚者あらん哉、故に我國比隣の地に十軒店の如きありて三月二日に出産せる女兒の爲に上等雛人形一組を上巳

の節句用として調進し又た日本橋魚川岸の如きありて、今夕の婚禮用として上等料理五十人前を注文せば一聲能く其用を便する者なきを得ず、然るに今哉我國は此便を缺く是れ比較的保證準備發行の制限を高度に置くを必要とする所以なり、然らば即ち其高は如何に之を定むべき哉、漫然國民の衣食住の費用に必要な高を標準とすべしと云ふの説あり、具體的に國家が國民より徵收する租税の高を標準とすべしと云ふの説あり、又法律議定當時の實況に據り之を定たる者あり、英國の如き即ち是れなり、前陳の諸説全然採るに足らずと云ふに非ずと雖も、保證準備に對する發行高は斯の如き單純なる標準を以て之を定むるを得ず、國の貧富は勿論其地位情況内外貿易の關係、物産の種類人口の多寡、金融機關の發達通信運搬の便否、財政の情況等種々の事實と狀況とを斟酌し、詳かに民間流通の情況を觀察し、國民衣食住の經營に缺く可らざる高を推定し、苟も發行者に信用の存するあらば兌換の爲に呈示せらるゝことなしと信ずるに足るの點に於て之を定めざるを得ず、若し夫れ保證準備紙幣發行の爲に物價を高め、紙幣其者が正貨に對し割引に落つるが如きことあらば其過剰なる素より論を埃たず、之を要するに半ばは情況視

保證準備  
發行を定  
むるの標

察に依り半ばは具體的實況に依り之を定むるを要す、我國今日の實況は事情尙ほ單純にして實際の屈伸甚だ難からずと雖も、他日一層の發達を經、我國の市場四海と共通するの實を見るに際しては之が爲め多少融通の道を得ると同時に資金の出入頻繁となり、我市場の情況如何に依り干滿恰も潮水の如く商況振へば即ち資金入り不振なれば即ち招還せられ、盈虧常なく曾て米國に於て實驗したるが如き情況を再演するは勢の免れ能はざる所なり、利率を増減し且夕の出入を圖るは難しと雖も、商況の消張に依り自然の出入は之を免れず、今哉我國凡百の事過渡の間にあり、學理の指導に依り他國の實驗に鑑み、大に研究を積み他日遺算なきを期せざる可らず

元來銀行紙幣は期限なき請求拂の約束手形なるを以て方今の如く汚穢の極に至るまで之を流通せしめず成るべく新鮮なる者を發行するを好しとす、然れども又英國の如く一度限りとするにも及ばざるべく其間常識上相當の注意を爲すを要す、而して其久しく兌換の請求なき者に對しては之を如何にすべきやと云ふに、此處に普通の債權債務の時効を適用するは少しく穩當を缺くの憾なき能はず、依

多年兌換  
請求のな  
紙幣の取

位  
權  
利  
の  
順

て今米國の國立銀行の例に倣ひ十五ヶ年間兌換の爲に提供せられざる者は散逸と見なし代紙幣を發行するを得るものと爲し債權者の權利は之が爲に消終せしめず代紙幣發行後と雖も何時にても規則に従ひ引換若くは兌換の請求を爲すことを得るものと爲さは圓滿の結果を得るに近からん我國方今此點に就て特に規定したるものなし豈に一考の價值なしとせんや又銀行に對する債權者の權利は其發行紙幣に對する者を順位の第一に置くを好しとす是れ英國の古智に倣ひ當初我臺灣銀行法の採りし所なり總て是等の事項は紙幣基礎の確實を慮るものにして鑑みすんばある可らざるなり

## 第五節 紙幣發行機關の統一

### 第一目 不統一の不便

我幣制が他國に對して遜色なく且つ紙幣發行機關の唯一ならしめしは實に國家の慶事なり他國に於ては種々の事情と歴史上の關係に因り佛、露、澳、和蘭、白耳義、丁抹、諾威の外今日に至るまで中央銀行の外尙ほ數多の發行銀行を存し紙幣の統

一を缺き中央銀行が緊縮主義を執るの必要ある時に他の發行銀行は中央銀行の如く國家全躰の利害に隨ひ其發行を屈伸するの觀念全からず中央銀行の方針と背馳し一般市場の爲め不便なる結果を生ずることなきを保せず往時は屢々此事ありて英倫銀行の如きは其不統一より生ずる弊害の爲め歎聲を漏せしこと一再に止らざりしは覆ふ可らざるの事實なり

### 第二目 獨逸の新法

獨逸の如きは西曆千八百九十九年法律を改正し中央銀行外の發行銀行は中央銀行の割引歩合が四分又は四分以上になりたるときは其以下にて割引貸付に従事することを得ず中央銀行の歩合が四分以下になりたるときは他の發行銀行は其歩合より二厘五毛以下にて事業をなすを得べし而して貨幣市場が非常に緩慢にして中央銀行が自身にて私定率即ち公定率より低き歩合にて取引を爲すときは他の發行銀行は右の私定率より一厘二毛低き率にて割引及貸付に従事することを得べき旨を規定せり然れども當時政府提出の原案には他の紙幣發行銀行は其割引歩合を中央銀行の歩合以下に引下ぐることを得ずとせり由是觀之各國が

紙幣發行の不統一より生ずる所の不便を避くるに汲々たる情況實に瞭然たり、而して此法律は西曆千九百一十一年一月一日より行はれ其より向ふ十箇年效力を有するものとす

第三目 内外の別

我國は幸に國立銀行に期限ありて當時延期繼續等多少の紛糾を見しと雖も終に圓滿に此問題を解決することを得たり、實に國家人民の幸福と云つべし。英獨の如きも漸次發行を中央に收むるを期し、英は西曆千八百四十五年以來二百六十一行を減ぜしと雖も今卅八年末尙ほ中央銀行を合せて四十九銀行の發行銀行を有し、獨は西曆千八百七十三年以來二十六行を減じ方今中央銀行の外發行銀行五個を存し統一に向て一步を進めしと雖も其之を見るは果して幾年を要する哉豫め之を期する能はざるなり

第六節 國際通貨運行の原則及紙幣の發行  
増發及引揚

第一目 國際通貨運行の原則

需給の原則は萬世を経て動かす可らず、則ち知る貨幣の供給過多なるときは其價賤しく、過少なるときは其價貴とし、而して貨幣は其價格低廉なる地を去つて高貴なる地に向ふを通理とす、其出入運行を支配する所の法則を號けて國際通貨運行の原則と云ふ。夫れ一般價格の平均は取引に供せらるゝ物品の數量を以て流通貨幣の高を除したる所の積にして其分母若くは分子に變動を生ずれば則ち積を増減す、今便宜の爲め前者を「ロ」とし後者を「イ」とし商を「ハ」とし代數式に依り其變化を示せば左の如し

第)

$$\begin{aligned} & \text{ハ} \\ & \text{ハ} + \text{ハ}' + \text{ハ}'' \\ & \text{イ}''' = \text{ハ} + \text{ハ}' + \text{ハ}'' + \text{ハ}''' \end{aligned}$$

以上は貨物に變動なく單に貨幣の供給を増加

(式方一)

$$\begin{aligned} \text{其一} & \frac{I}{P} = H \\ \text{其二} & \frac{I + I'}{P} = H + \\ \text{其三} & \frac{I + I' + I''}{P} = \\ \text{其四} & \frac{I + I' + I'' + I'''}{P} = \end{aligned}$$

し物價騰貴し通貨下落するの狀態を示す

(式方二第)

$$\begin{aligned} \text{其一} & \frac{I}{P} = H \\ \text{其二} & \frac{I - I'}{P} = H - H' \\ \text{其三} & \frac{I - I' - I''}{P} = H - H' - H'' \\ \text{其四} & \frac{I - I' - I'' - I'''}{P} = H - H' - H'' - H''' \end{aligned}$$

以上は前例の正反對にして、Pに變動なく單に「I」を減少するものなるを以て物價下落し通貨高貴となるの狀態なり

(第三方法)

$$\begin{aligned} \text{其一} & \frac{I}{P} = H \\ \text{其二} & \frac{I + I'}{P + P'} = H \\ \text{其三} & \frac{I + I' + I''}{P + P' + P''} = H \\ \text{其四} & \frac{I + I' + I'' + I'''}{P + P' + P'' + P'''} = H \end{aligned}$$

(式方四第)

$$\begin{aligned} \text{其一} & \frac{I}{P} = H \\ \text{其二} & \frac{I - I'}{P - P'} = H \\ \text{其三} & \frac{I - I' - I''}{P - P' - P''} = H \\ \text{其四} & \frac{I - I' - I'' - I'''}{P - P' - P'' - P'''} = H \end{aligned}$$

第三及第四方式は、Iの増加と同一比例を以て、Pに増減を生じ、Hに變動を生ぜざる場合を示すものなり斯の如きは實際に於ては殆んど起り得べからざる事に屬すと雖も方式として之を存するを妨げず

今斷事觀三昧に入り靜かに物價の變動を察するに魔障若くは恁麼の情ありて之を妨ぐる事あるに非ずんば三昧の示す所前記諸方式の如く物價の變動は貨幣の多寡に伴ふ即ち甲國に於て通貨増加し乙丙丁等の諸國に於て其變動なきときは貨幣甲國を去つて他國に向ひ乙國に於て然るときは其流方甲丙丁等に向ふは之を條理に照し之を事實に徴して明かなり紙幣増發の時の如きは本原則の動

作最も顯はる、請ふ次目に於て之れを説かん

第二目 紙幣の發行及増發

紙幣の發行は通貨の供給を増加し國際通貨運行の規則茲に其動作を生じ正貨の輸出物品の輸入を促すは實に已を得ざるの數なりとす、今事の解し易からんが爲め圖式を以て其變化を示せば左の如し



上圖の「イロハニ」の圓環は一國の貨幣必需の高即ち第一方式以下の「イ」に該當するものにして全部正貨なりと假定し、之に「いろは」の點線を以て示す所の圓環に恰當する紙幣を加るときは貨幣と他物の關係は第一方式の二の如き状態となり物價騰貴し、物品の輸入増加して、正貨流出し當該國通貨の形状は左の圖解の如き變化を生じ、正貨は「ホヘトチ」の點線圓環大に減じて紙幣之に加はり通貨全部の高舊に復して其價格を恢復し、物價當初の地位に復歸し第一法式の一の如き状態を呈す



第二回に「ほへ」とちの點線圓環丈の紙幣を發行するときは前記の順序を経て貨幣の状態左の如くなり正貨は「リヌルヲ」の點線圖丈に減少し物價舊に復す

此所に在る紙幣の高は「イロハニ」と「いろは」の圓環中に在る者と同額なり

紙幣は「いろは」になる第一回發行に同じ



第三回に「ぬる」をの點線圓環丈の紙幣を發行するときは前記同様の順序を経て當該國の貨幣は上圖の四の如く正貨出て盡して全然紙幣となる



此所に至りて一國の通貨は盡く紙幣となり正貨其跡を收むと雖も貨幣の供給は尙ほ舊の如くにして他に變動を生ぜざる以上は通貨と物價の關係舊に復して物價又舊に復す

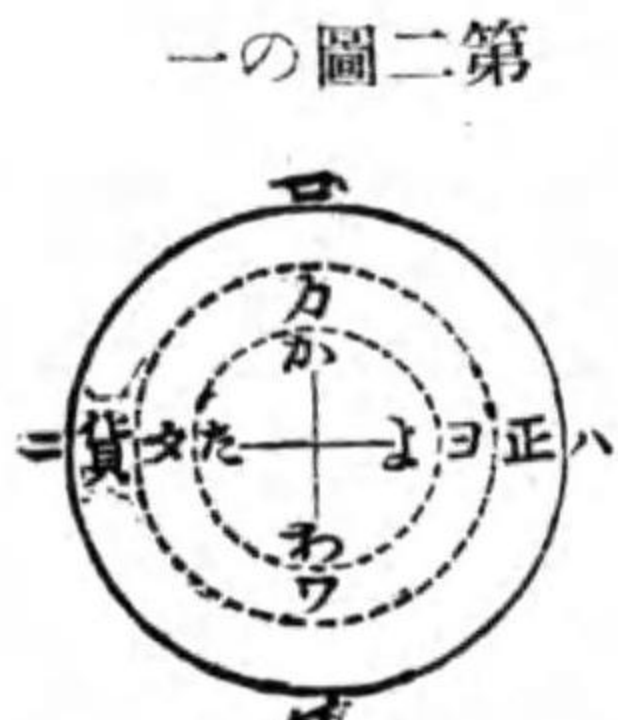
増發

然るに尙ほ進んで、いろはにの點線圓環丈第四回に發行を爲すときは通貨の狀態は第一方式の二の如くなり最早輸出すべき正貨なきを以て通貨國中に盈溢し増發の勢を完成して物價騰貴す。増發此の所に止まれは災尙ほ小なりと雖も元來紙幣の増發は野火の如く一たび煙火を見れば全原灰土とならざれば止まず、いろはにの増發は「ほへ」とち第一圖解參觀の増發を促し更に進んで、りぬるをの増發を誘ひ第一方式の三四の如き狀態となり殆んど其止まる所を知らず其弊收拾す可らざるに至るは之を史乘に徴して明かなり

今之を矯正せんと欲せば紙幣の消却を斷行するか事業の發達を促し貨幣の需用を増加するか孰れも其一方を採り若くは其兩方を斷行せざるを得ず。然りと雖も事業の發達を促し殖産を進むるは時平かにして信用の基礎鞏固なる時に於て尙ほ且つ容易の業に非ず、況んや紙幣増發せられ信用地に墜ち百業萎靡衰退するの時に際しては固より之を望むを得ず、其兩様を斷行するは固より、難事中之難事にして殆ど不能の事に屬す紙幣の價格を回復せんと欲せば其方法消却の一事ある耳請ふ其順序を左に示さん

### 第三目 紙幣の引揚

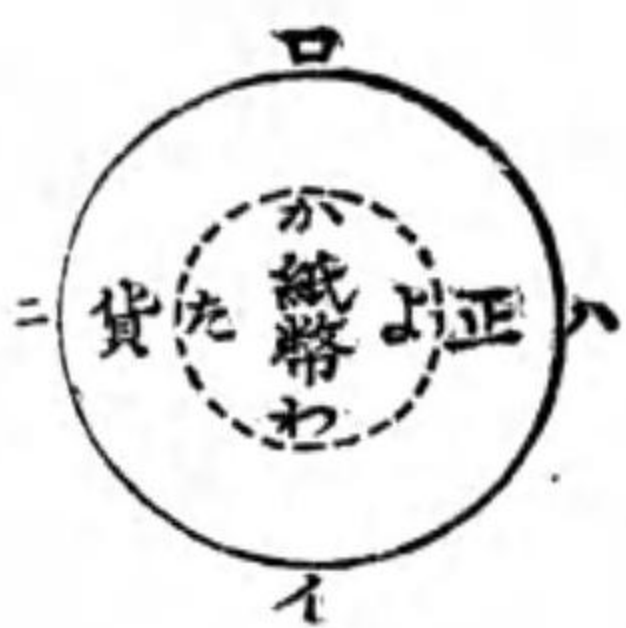
紙幣の消却を決行し先づ第一圖の外環たるりぬるを消却するときは貨幣の狀態は第一方式の三の如くなり、進んで「ほへ」とちを消却すれば同上二の如くなり更に進んで、いろはにを消却すれば同上一の如くなり舊狀を恢復し物價又舊に復し前記第一圖解の四の如き形となる。然りとち一國の貨幣を全然紙幣とし正貨缺乏するは國家全體の爲め甚だ不利なるを以て其供給を増加せざるを得ず、然るに其供給は當該國をして苟も貴金屬生産國たらしめざる以上は外國貿易に依るの外之を得るの道なし、假令貴金屬生産國たるも紙幣を消却し通貨を減少せざれば之を國中に留むることを得ず、此場合に於て事業の發達を計るは前記の如く不可行の事なり



故に其目的を達せんと欲せば進んで紙幣を消却し物價を下落せしめざるを得ず今第二圖の一の「イロハニ」と「ワカヨタ」の點線環の間の紙幣を引揚るときは通貨と物價の關係は第二方式の二の如くなり正貨の輸入を促し「イロハニ」の外環は右圖

の如く正貨となり紙幣と入り交り物價舊に復す。尙ほ進みて「ワカヨタ」とわかよた間の紙幣を消却すれば通貨減縮して再び第二法式の第二の如き關係となり物價下落して正貨の輸入を促し貨幣の状態は次の圖の如き形を示はし正貨増加す

二の上同



更に進みてわかよたの紙幣を消却するときは物價復た下落し貨物の輸出を促し以て正貨の輸入を誘

三の上同



致し紙幣は之を消却し畢りて正貨増加し當該國の貨幣は正貨のみとなり代用紙幣は之あるべきも物價又舊に復し第一圖の「イロハニ」の状態に復歸す

以上陳述する所のものは紙幣の發行より増發に至り更に進みて其消却及正貨恢復に至るの概況なり今之を古今内外の史乘に照し近く我明治十年代の閱歷に鑑みるに思半に過るものあり其過を再びせざること冀望の至りに堪へざるなり

## 第二章 不換紙幣

### 第一節 總論

兌換券及通貨運行の原則等に就ては粗々之を陳述せり故に今一步を進めて不換紙幣に就て一言せん元來國家は常に太平無事なること能はず時に内憂外患の起るは蓋し免れ能はざるの事に屬す不幸にして事變大なれば不換紙幣の發行亦已を得ざる所のものあり故に不換紙幣發行の事は豫め之を研究し事に當り遺策なきを期せざる可らず

世人往々不換紙幣は先天的に其價格下落するものなりと信ずる者ありと雖も是れ大躰に通ぜざるに座するものにして一箇の謬見たるに過ぎざるなり抑々不換紙幣の價格下落するは其發行者の不信用なるか若くは其發行高の過多なるか由るものにして苟も發行者最後の信用に疑ひなく發行額一國の通貨需用點に超過せざれば一時の原因が異狀の動作を爲すの外漫りに下落するものに非ざる



不換紙幣  
は増發と  
あるの虞  
あり

紙幣は自  
然の彈力  
なし

なり。然りと雖も茲に其弊害の生じ易きは不換紙幣は兌換の義務なきを以て發行者動もすれば當然執るべきの注意を缺き、又周圍の情況に抵抗するの自信なく、不知不識の間に増發に陥るの虞あることは是なり。元來紙幣の増發とは、其發行高が一國貨幣の需用高に超過したる分を云ふものにして、假令正貨と雖も其供給が需用高を超過するときは其價格を減ずるは紙幣と異なることなし。然りと雖も兩者の間固より大差なきを得ず、何ぞ哉。他なし。前者は自然の彈力を有し其供給過多なれば則ち出て過少なれば即ち入り屈伸張弛自在の行動を爲すの力あり、後者に至りては即ち然らず、其額過多なりと雖も國境を越へて他國に出づるを得ず、利率の増加若くは強制消却等の如き人爲を以て市場より之を吸收するに非ずんば其額をして需用に相當せしむることを得ず、永く國中に浮游して紙幣下落、物價騰貴の勢を逞ふす。而して紙幣一たび増發せらるゝときは百弊併び生じて收拾す可らず。大に戒むべきものあり。孫子曰く、盡く兵を用ゆるの害を知らざる者は、則ち盡く兵を用ゆるの利を知る能はざるなりと宜なる哉。請ふ先づ其弊害より之を説ん

## 第二節 増發の害

### 第一目 一般の弊害

元來紙幣は彈力を缺き正貨の如く自然に屈伸張するの力なく供給一たび其度に過れば物價騰貴、紙幣下落、投機勃興、輸入超過、實業の萎靡、驕奢の増長等種々の惡兆を續發し諸般の禍因となり。經濟上、財政上、政治上、社會上直接間接に不測の災を生ず。其所謂經濟上の災害とは紙幣の下落、物價の騰貴、物品の輸入超過、投機の勃興、利率の上騰、取引の澁滞等是なり。財政上の災害とは納税其順を失ひ、物價騰貴して國費を増加し、公債の價格下落して國家の信用を害ひ甚しきに至りては増税の必要を生ずる等是なり。政治上、社會上の災とは生民衣食に苦み、禮節を忘れて犯罪多く、國用給せずして内不良を制すること能はず、外侮を防ぐ能はず、而して貧富其所を異にして社會の調和を失ふ等是なり。元來投機の勃興は正業の發達を防ぐ、而して投機者流は多く其終を全ふせざるは固より其所なり。然りと雖も率先風雲に乗する所の二三の輩は或は一攫千金の暴利を得るなきを保せず。是に於てか水心

魚心先づ相寄り終に衆庶の附和雷同する所と爲り、其傳播の速かなる疫癘管ならず、投機熱の流行實に驚くべきものあり。斯の如きは固より自然に従ふに非ずして結局産を破り身を滅ぼし、落魄困難如何とも爲し難く延ひて災を市場に及ぼし弊端百出收拾す可らざるの現象を呈するは之を史上に照らし歴然として指呼の間にあり復た多辯を要せず

## 第二目

増發は投機を誘發し通貨の需用を増加す

先天的投機心を以て生れ國家の利害を顧みざるの輩自ら進て其災厄に陥るは所謂夏蟲飛んで火に入るの類にして之を救ふに由なしと雖も、然れども燈火の輝く所是れ夏蟲の集まる所漫に罪を蟲類にのみ歸するを得ず、殊更に人爲を以て商界の血液たる通貨を汚毒し其神經たる信用を紊亂し、物價を變動し以て投機を誘發し、終に良民を驅りて渦中に投じ狂瀾怒濤の間に漂はしむるが如きは、實に無慘酷薄の極と云はざるを得ず。凡そ天下に慎むべく恐るべき者少らずと雖も其禍害の大なる紙幣増發に過るものなく古來虎よりも恐るべしと稱する所の收斂よりも尙ほ一層恐るべきものあり

通貨の  
新  
生  
の  
需  
要  
を  
生  
ず

元來紙幣の増發は物價を騰貴し投機熱を誘發し、投機の商品維持の爲め過當なる融通の必要を生じ、事業進行の爲め豫定金額の増加を要し、金融の必要を増加し爲に金利を上騰す。例へば茲に新に紡績事業を經營する者ありて當初百萬圓の資金を以て事業を設計せりとせん、然るに中途にて紙幣増發せられ物價騰貴するときは百萬圓を以て其企圖を成就する能はざるは必然の數なりとす、然れども半成の機械室は其工事を止むるを得ず、注文の機械は既に其半ばを得、其殘部を破約するに便ならず、必ずや資金の融通を請ふて無理にも其事業を進行せざるを得ず、若し夫れ斯の如き場合一二に止まらば實際に於て敢て著しき影響なかるべしと雖も、事一般に及ぶに於ては勢ひ金融の請求夥しく増加せざるを得ず、加ふるに物價の騰貴に際しては買ひ進み賣り惜みの情起り、信用を濫用して購買を繼續し、既に購入せし物は之が維持を計り其仕入金の支拂期限來るも容易に之を賣却せず成るべく金融を求めて持耐へんとし、所謂思惑無理算段をなし一時を瀾縫せんとする者陸續踵を接し殆ど止まる所を知らざるに至るは之を史上に照し歴然として争ふ可らず、若し投機の原因をして資物需給自然の變動より來るものたらしめば

思惑の爲  
め融通の  
請求を増  
加す

尙ほ或は恕すべしと雖も、人爲的に紙幣の増發を以て市場を煽動し其焰火を揚ぐ  
るに至りては夫れ之を健全圓滿にして無事太平なる商界を阿鼻地獄に變じ商賈  
をして無盡不滅の猛火の中に叫喚せしむるものと云ふと雖も敢て誣言に非ざる  
なり

第三目 増發は金利を増騰し有價證券の價格を減ず

世上深く事物の真相を穿たず只一遍の道理に依り金利の低下なるは偏へに通  
貨の供給多きに因るとなす者なきに非ずと雖も、凡そ天下の事、事大少となく斯の  
如く單純なるを得ず抑々通貨の増加は物價の騰貴を來し爲に資金の需用を加へ  
其度合強大なるときは金利昇騰の結果を見るは數の免れざる所なり、明治十年代  
の實歴之を證するに餘りあり、然るに當時紙幣の消却を不可とし市場既に金利の  
高きに苦しむ紙幣消却の如きは更に金利を上騰すべきを以て國家の爲め甚だ不  
可なりとの説を爲す者ありしは方今尙ほ吾人の記憶に存する所なり、古今内外「イ  
ンフレーション」即ち増發黨なる者ありて時に奇説を吐くなしとせず、米國の  
紙幣下落の當時に於ける勞働者資金供給説の如き妄誕無稽固より一笑の値たに

なく又之に反對する所の腐敗鷄卵の引例の如き穿ち得て絶妙の域に達せり、然り  
と雖も我國の閱歴亦之に譲らず豈に五十歩を以て百歩を笑ふを得んや、而して其  
黨の由來を尋ねれば債務派に非ざれば即ち投機者及其亞流に屬す、夜行の百鬼其  
形を異にすと雖も亦自ら其因を有するなしとせず豈に鑑みざる可けん哉、百鬼夜  
行尙ほ或は恕すべく甚きに至りては萬鬼晝行の狂態を演ずるなしとせず、豈に慎  
まざる可んや、請ふ其概況を左に表出せん

第四表

紙幣流通高年末	金利(東京市貸付千圓以上一萬圓以下)	七分利公債平均相場
明治十年	一一九、一四九、八〇三	一、〇二
同十一年	一六五、六九七、五九八	一、〇五
同十二年	一六四、三五四、九三五	一、二
同十三年	一五九、三六六、八三六	一、三一
同十四年	一五三、三〇二、〇一二	一、四〇
同十五年	一四三、七五四、三六三	一、〇一

第二章 不換紙幣 第二節 増發の害 第三目 増發は金利を上騰し有價證券の價格を減ず

同十六年	一三二、二七五、〇一二	〇、七六	八三、九四七
同十七年	一二四、三九六、一七五	一、〇九	九三、三九三
同十八年	一二二、一五三、七五七	一、一四	九六、三三一
同十九年	一三六、三二八、一〇九	〇、九二	一〇七、三四九

由是觀之通貨の減少は公債の價格を増加し、金利を減少するは歴然として覆ふ可からず、此間一點の疑を容るゝ能はざるなり、而して有價證券の騰貴は金融を便にし其下落は之を不便にす、紙幣増發の金融を阻害する多辯を要せずして明かなり

**第四目** 増發は物價を上騰し輸入を増加す

又紙幣増發が物價及輸出入の上に如何なる影響を及ぼすやを見るに學理の説く所と事實の發生と實に符節を合すが如し、請ふ之を表出せん

**第五表**

年	全國平均物價	物品輸出	物品輸入
明治十年	四、三五〇	二二、三四八、五二二	二七、四二〇、九〇三
同十一年	五、〇九三	二五、九八八、一四〇	三二、八七四、八三四

不換紙幣  
發行當時  
の實況

同十二年	七、一二八	二八、一七五、七七〇	三二、九五三、〇〇二
同十三年	九、〇三〇	二八、三九五、三八七	三六、六二六、六〇一
同十四年	九、五二八	三一、〇五八、八八八	三一、一九一、二四六
同十五年	八、五八五	三七、七二一、七五一	二九、四四六、五九四
同十六年	六、八九〇	三六、二六八、〇二〇	二八、四四四、八四二
同十七年	六、〇九〇	三三、八七一、四六六	二九、六七二、六四七
同十八年	七、三六〇	三七、一四六、六九一	二九、三五六、九六七
同十九年	六、三三〇	四八、八七六、三一一	三二、一六八、四三二

(備考) 物價は全國米、大麥、大豆、清酒四品の一石の平均相場なり  
由是觀之不換紙幣の増發は物價を騰貴し輸入を増加し輸出を減少する哉疑を容れず

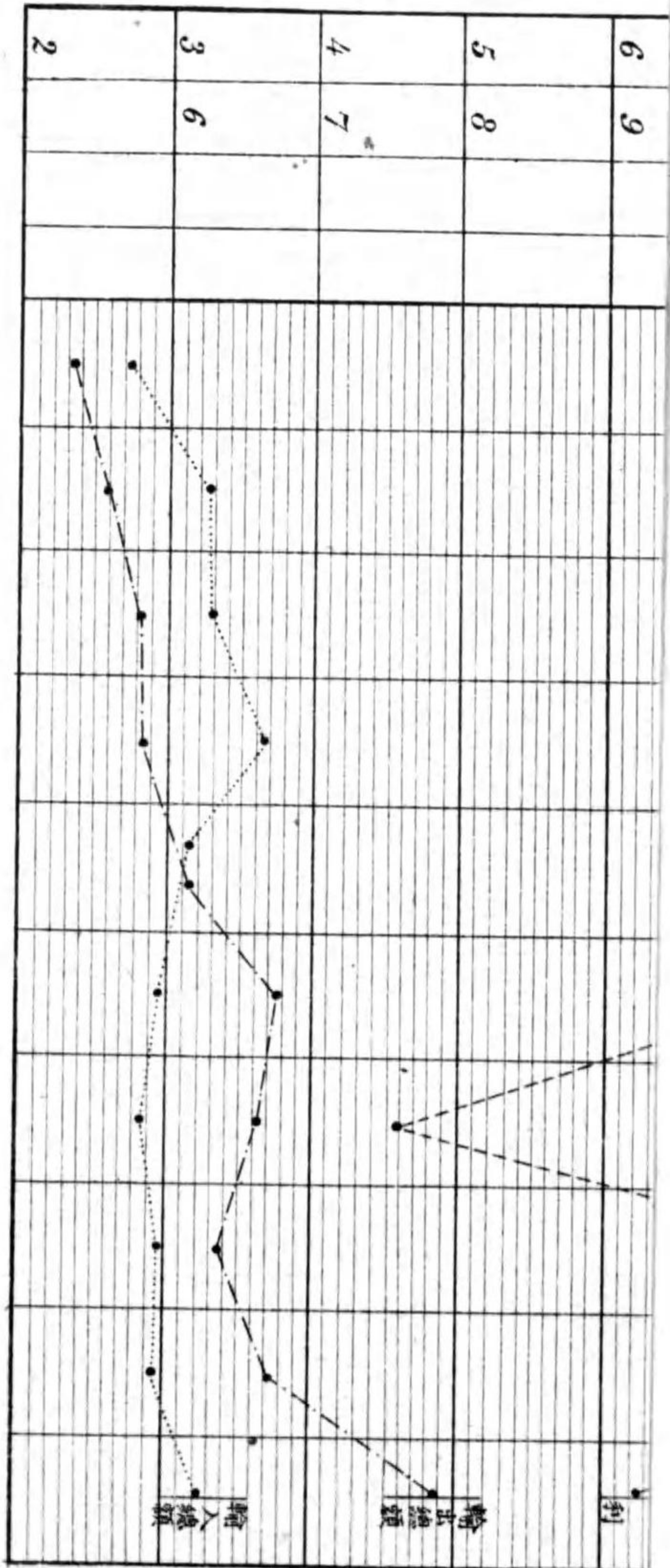
**第五目** 前二目の綜合及戦後の實況

前二目に依りて之を見れば不換紙幣増發か如何なる結果を生じたるやを見るに餘りあり、尙ほ當時の狀況を一目瞭然たらしめんが爲め前掲數計表を一括し

第二章 不換紙幣 第二節 増發の害 第四目 増發は物價を上騰し輸入を増加す 第五目 前二目の綜合及戦後の實況

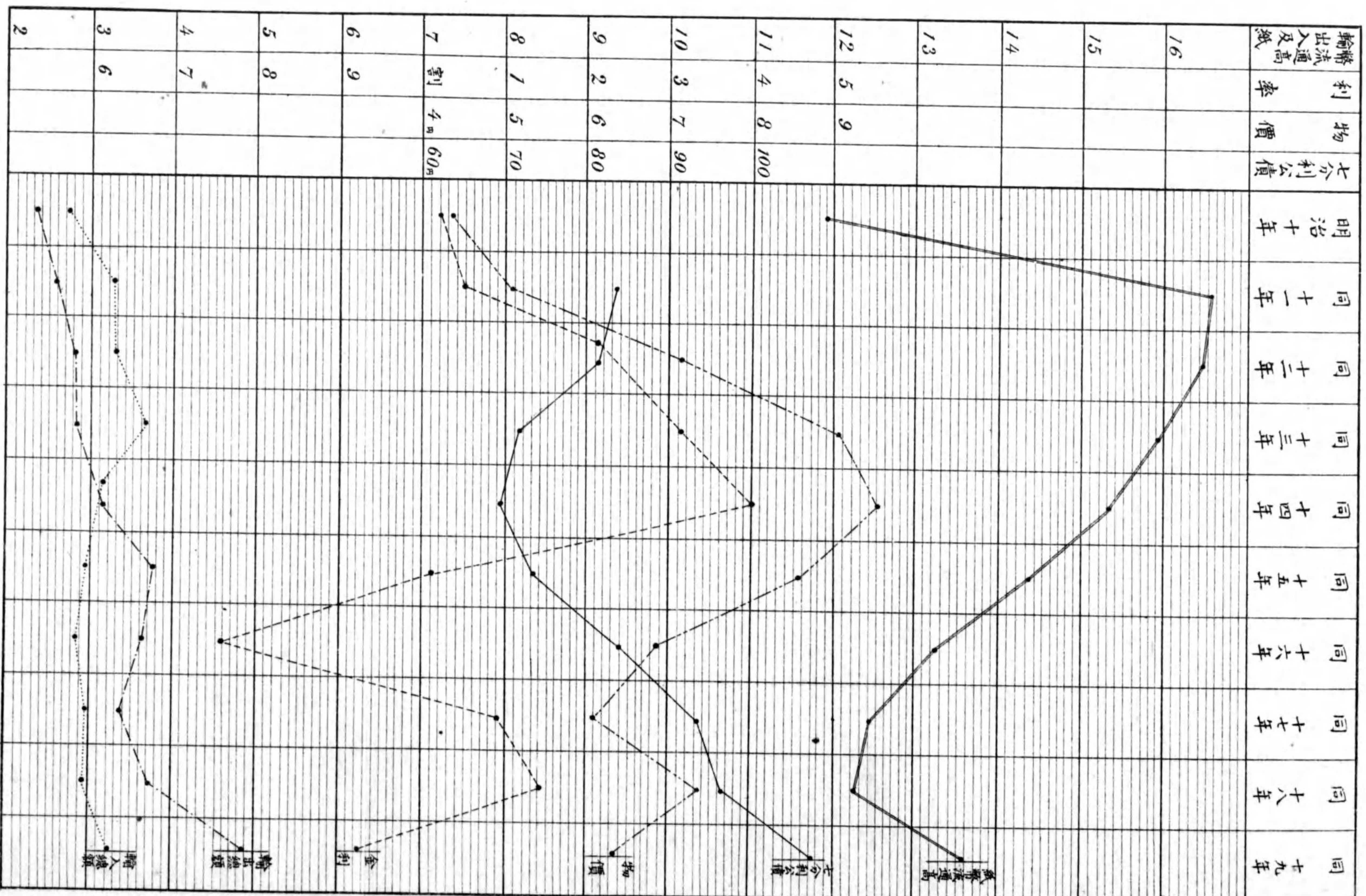
概近の實

一覽表となし之を左に掲載し以て後學研究の資となさんとす、即ち第九表の如し  
 又明治二十九年以降所謂戰後勃興時代の實況を見るに償金繰入、軍備擴張、民間  
 起業の狂熱等種々財界の紛糾を生ずべき原因ありて、實際に於ては物貨勞力の需  
 用超過は其價格の騰貴となり、其騰貴は通貨の膨脹を促かし、通貨の膨脹は物價騰  
 貴の度を高め、通貨の需用を増加して其増加を促がし、更に進て狂熱を高め互に因  
 となり果となり其間償金回收、國債募集等人爲的行爲之に加はり事情錯綜千變萬  
 化の状態を顯し殆ど名狀す可らざるものありと雖も、此等の事實を綜合し一表第  
 十表を製し之を見るに大躰に於て學理の指導に背かず、善惡の兩因其結果を異に  
 し眞理の發動聲の響に應ずるが如し、其間貨物の輸出は國勢伸張の爲め大躰に於  
 て増加を示すと雖も、亦以て通貨の増減、物價の昇降に伴ひ其消長を示す、而して之  
 を前表に比するに通貨増減の影響頗る敏速なるものあり、是れ我國一般の進歩が  
 事業の各部に涉りて深密の關係を加へ人智の發達運輸通信の便亦昔日の比に非  
 ざるを證するものとす、而して三十一年の下半年より三十二年の上半期に當り利  
 率を減ずると同時に通貨の流通高を増加したるが如きは偶々以て三十二年上半

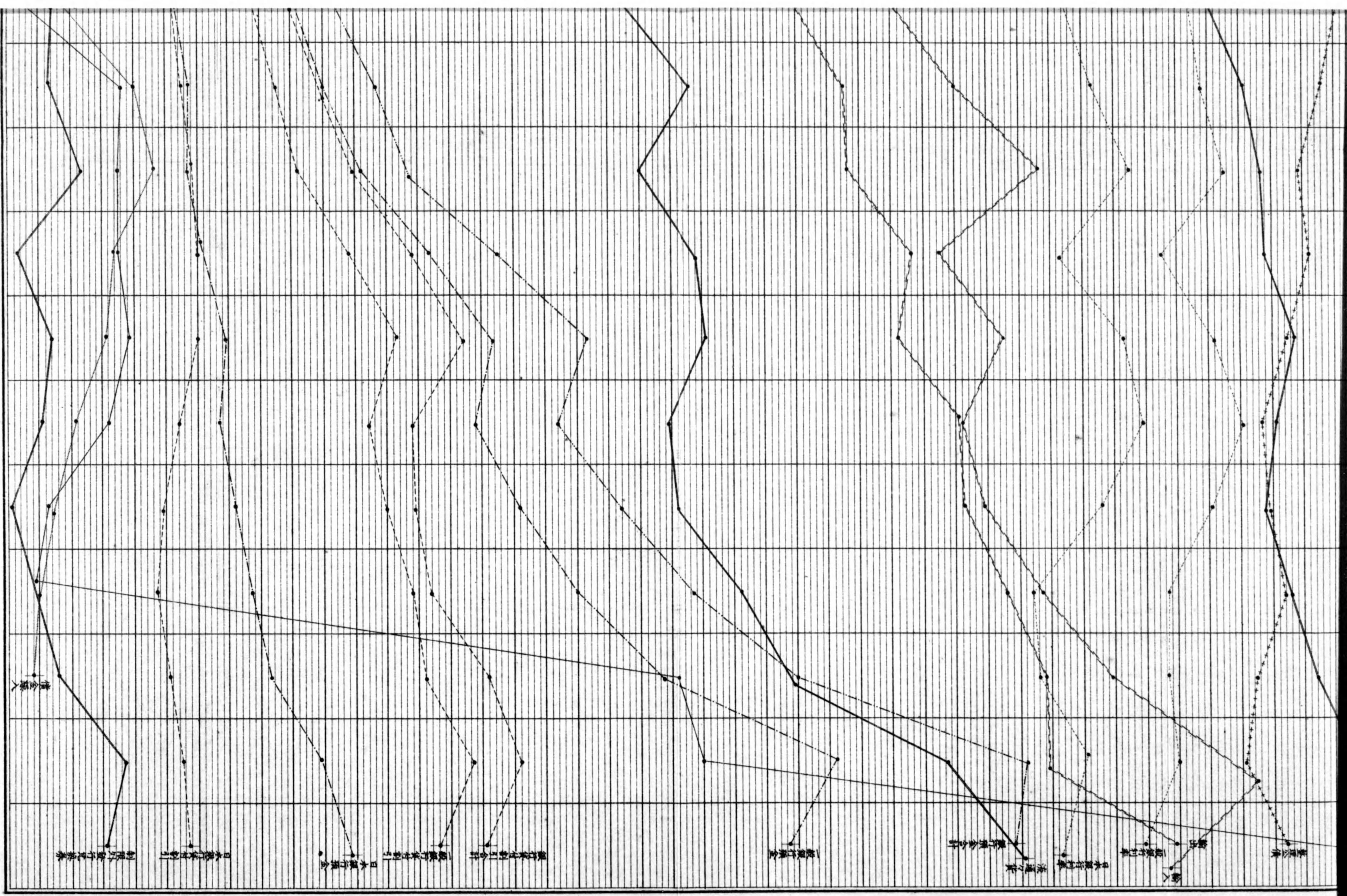


十表)を製し之を見るに大躰に於て學理の指導に背かざるものあり、其間貨物の輸出は國勢伸張の爲め大躰に於て眞理の發動聲の響に應ずるが如し、其間貨物の輸出は國勢伸張の爲め大躰に於て増加を示すと雖も、亦以て通貨の増減、物價の昇降に伴ひ其消長を示す、而して之を前表に比するに通貨増減の影響頗る敏速なるものあり、是れ我國一般の進歩が事業の各部に涉りて深密の關係を加へ人智の發達運輸通信の便亦昔日の比に非ざるを證するものとす、而して三十一年の下半年より三十二年の上半期に當り利率を減ずると同時に通貨の流通高を増加したるが如きは偶々以て三十二年上半

第六表 (紙幣流通高等一覽表)









考 備

- 一 通貨流通高及兌換券制限外發行高ハ毎月末ノ現在高ヲ集計シテ十二分セリ
- 一 公債募集金高及償金繰入高ハ當該會計年度ノ決算額ニ據リ其決算ノ未々確定ニ至ラサル年ハ豫算額ニ據ル但シ公債募集金高ニハ國庫債券ノ内地ニ於テ募集セリ
- 一 第一回乃至第五回ノ月割拂込額ヲ發行價格ニ據リ算出シテ加算セリ
- 一 貸付割引合計ヨリ日本銀行カ一般銀行ノ為ノ助力融通シクル金額ヲ差引斟酌スルヲ要スト雖モ大勢ニ關係スルニ足ラサルヲ以テ姑ク之ヲ控除セズ
- 一 一般銀行預金及貸付割引高ハ内地ニ於ケル各種銀行ノ分ヲ集計セリ

- 一 輸入高ノ明治三十三年七月以前ニハ輸入原價ニ諸掛費一割
- 一 物價ハ日本銀行ノ調査ニ係ル繅綿、金巾、石油、醬油、大麥、標麥、蠟、鷄卵、食鳥、小麥粉、皮革類、石炭、銅鐵、綿絲、新砂糖、白木綿、日本刺繡、炭鹽、紡績、洋絲、製茶、置表、味噌、洋釘、裏地類、絹絲、硝子板、麻ノ均ニ依リ明治二十九年ヲ百トシテ更ニ算出セリ
- 一 日本銀行利率ハ定期貸ニシテ一般銀行利率ハ全國平均ノ貸平均利率ナリ

項目	明治二十九年	同三十年
貸付金利率	18	16
物價標數	160	140
整理公債價格	110	100
海關輸出入高	60	55
銀行貸付割引月平均高	7	4
銀行預金一ヶ月平均高	2	3
公債募集金高	6	5
兌換券制限外發行高	9	5
通貨流通高	14	14

券制限外発行高ハ毎月末ノ現在高ヲ集計シテ十二分セリ

金繰入高ハ當該會計年度ノ決算額ニ據リ其決算ノ未々確定ニ

據ル但シ公債募集金高ニハ國庫債券ノ内地ニ於テ募集セ

テ回ノ月割拂込額ヲ発行價格ニ據リ算出シテ加算セリ

日本銀行カ一般銀行ノ為ノ助力融通シタル金額ヲ差引斟酌ス

勢ニ關係スルニ足ラサルヲ以テ姑ク之ヲ控除セス

付割引高ハ内地ニ於ケル各種銀行ノ分ヲ集計セリ

一 輸入高ノ明治三十三年七月以前ニハ輸入原價ニ諸掛費一割三分七八ヲ加算セリ

一 物價ハ日本銀行ノ調査ニ係ル繰綿、金巾、石油、酒、醬油、大麥、裸麥、小麥、油、槽、肥料、糠、木

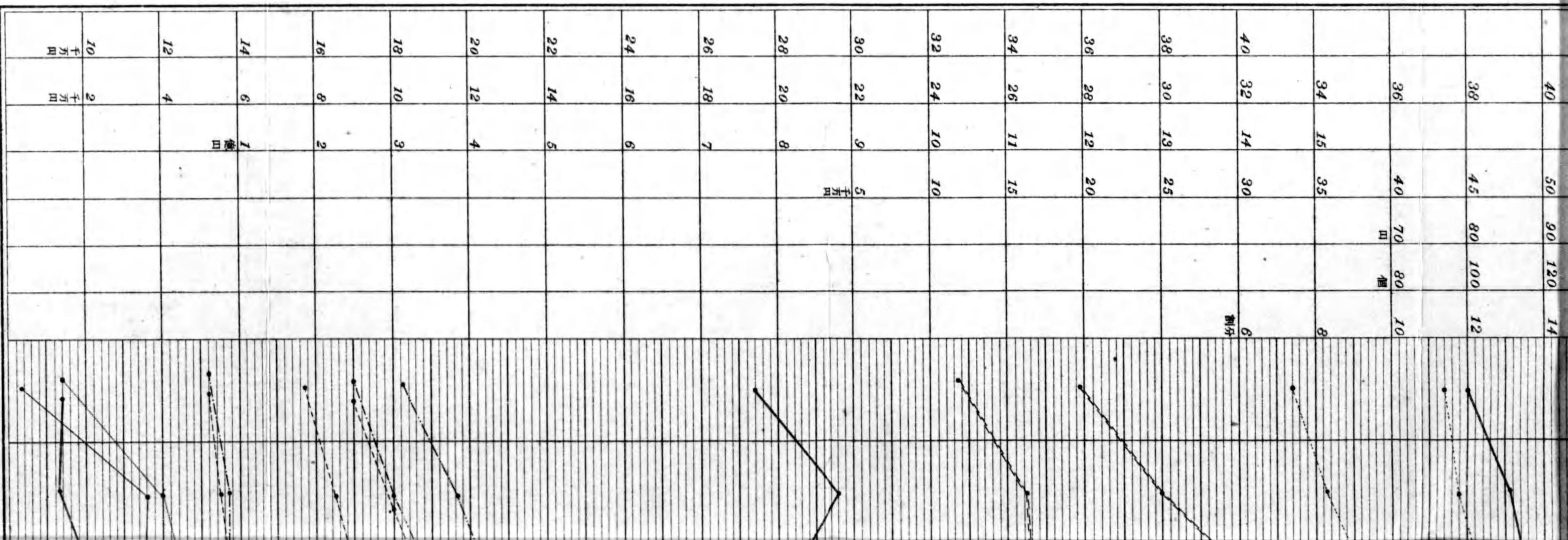
蠟、鷄卵、食鳥、小麥粉、皮革類、石灰、銅鐵、綿絲、新砂糖、白木綿、日本刺蓑、生漆、油、蠶即、真綿、材

木炭、鹽、紡績洋絲、製茶、薑表、味噌、洋釘、東北類、絹絲、硝子板、麻ノ四十種ニ係ル相場ノ平

均ニ依リ明治二十九年ヲ百トシテ更ニ算出セリ

一 日本銀行利率ハ定期貸ニシテ一般銀行利率ハ全國平均ノ貸付金ニ係ル最高最低

ノ平均利率ナリ



期に於て戰後勃興の餘勢漸やく治まり、財界將に順況に移らんとするの趨勢を變じ其餘灰を煽動し狂熱の再發を促せしの觀なきを得ず、通貨供給の影響夫れ斯の如し豈に鑑みざる可ん哉

第六目 不換紙幣の下落は一般の取引を溢滞せしむ

近年の英吉利の學者は西曆千八百二十一年該國に於て兌換制度の恢復せられし後に成長したる者多くして紙幣増發の實況を目撃せず、又英國は不換紙幣の發行を慎み其の下落他國に於けるが如く甚しきに至らず自國に於て甚しき弊害を見ざるの故乎、英國の學者は不換紙幣の弊害を極端に論ずるもの甚だ少なく、紙幣の下落は世人の論ずる如く憂ふべきものに非ず、何となれば例へば紙幣の下落二割なるときは千磅の代りに千二百磅を以て取引し而かも紙幣の供給二割を増加すれば聊か差支なく、只々物價の稱呼が少しく多くなるのみなればなりとの説を把持するが如し、斯の如きは事實を認めざる一種の樂天主義にして紙幣の下落は決して一割若くは一割二分と云ふ如く定率を以て一定不動に居据はるものに非ざるなり

元來増發の場合に於ては紙幣價格は朝夕に變動し而かも豫め其程度を測定するを得ず、今一例を設けて之れを論ぜんに、紙幣の平均下落は一割五分にして時あつては二割の下落を示し、時あつては一割に上騰すと假定せば物品の販賣者は勢其最大下落即ち二割を見込まざるを得ず之に反して購買者は其最少下落即ち一割を見込まざるを得ざるは當然の理勢なり果して然らば取引は貨物其物の價格の變動に注意するの外通貨價格の變動にも注意せざるを得ず、多くの場合に於ては前者よりも寧ろ後者に重きを置かざるを得ずして貨物相場に就ての商業相當の配慮は客位を占め貨幣價格變動に就ての注意は却つて其主位を占め、市場の取引は全く投機の質を帯び來りて正業の發達を妨げ其禍害實に測り知る可らざるものあり、殊に外國貿易の如く多數の日子を要するものは其間に如何なる變動を生ずるか豫め之を測知することを得ず大利を豫期せし所の取引も或は大損に歸し多少の損失を豫期せし所のもの却て大利益に變ずる等種々の變動を來し大に投機の區域を弘め其混亂實に名狀す可らざるものあるは實驗上争ふ能はざる所にして復た疑を容るゝの餘地なし、畢竟紙幣の増發が投機を誘發するは其價格の

斷へず變動するにありて其弊害は物品價格の變動より更に幾層の重を加ふるものあり何となれば後者は一部に限局すと雖も前者は廣く一般に延及すればなり

#### 第七目 増發は貸借の關係を紊亂す

紙幣の増發は其價格を動搖下落せしめ前述の如き災を惹起するのみならず大に貸借關係に混亂を起すの虞あり即ち其貸借當時と辨濟期との間に貨幣の購買力に差違を生ずるは勿論既説の如く金利の上騰に従ひ有證價券は其價格を失ひ其擔保價格減少して貸借の媒介力を減じ或は増し擔保提供の請求に遭遇することとなしとせず、不動産の價格の如きは一時或は増加を示すべしと雖も而かも其動搖常なく以て確實なる抵當物となすを得ず而して紙幣價格恢復期に於ては其價格を減じ増抵當徴收の不幸を見るなきを保せざるなり、米國に於ては此の類例あり、手形の割引亦然り其歩合を定むるの困難なるは物品價格を定むると選ふ所なし紙幣増發の金融を妨ぐる凡そ斯くの如し、夫れ貸付割引は資本の効力を増加す苟も其圓滑を妨ぐるものあれば力めて之を免除すべし、紙幣の下落は即ち之が大障害たり速かに其流通高を減少し以て兌換の制を復すべきなり

第八目 増發は貯蓄を妨げ勞銀の勞方を減ず

矣

紙幣の下落は物價の騰貴となり國民生計の費用を増加し下層人民の困難を添へ、貯蓄の増加を止め甚しきに至りては貯金の引出を要す、果して然らば銀行の融通資金を減少し或は固定資本と流動資本との均衡を失ふに至り事業の發達を阻碍するの結果を見るなきを保せず、而して勞銀歩合は物價に伴はず物價の騰貴に比例し勞銀の増加を見る能はざるは兩者の關係上然らざるを得ざる所にして、又事實の屢々證明する所なり、果して然らば紙幣の下落は延ひて勞銀實力の減少となるや論を俟たず、加ふるに紙幣の増發は一時事業の勃興を促し勞力の需用を増加することありと雖も到底久きに堪ゆる能はず徒らに投機を獎勵し空商を誘致し結局正當なる農商工の事業を萎靡衰退せしめ、勞力の需用を減じ勞力者は實に物價の騰貴に苦むのみならず、其受る所の勞銀の金額に於ても亦著しき減少を見るの不幸に陥るなきを保せず、不換紙幣の増發は實に勞力者を苦しむるに二重の力を有するものと云ふべくして實に惧るべきの甚しきものとす

第九目 増發は一定の歳入を有する者の利益を害し

併せて國費の増加を來す

不換紙幣の増發は前目に論ずる如く勞力者の利益を害するのみならず公私の使用人恩給者又は公債證書所有者の如く一定の歳入を有する者の爲め甚だしき不利を生ずるものとす、國家も亦被害者の一にして而かも其大なる者たるを免れず、元來國家の費用中俸給公債元利恩給金等の如きは紙幣の下落の爲め之を増加することなしと雖も廳費其他の物品費殊に海陸軍の糧食被服、船艦兵器等の費用の如きは物價騰貴の爲め非常なる影響を蒙り、之が爲め新に財源を要し或は租率を増加し、新税を起し甚しきに至りては國債を起さざるを得ざるの極に陥ることなしとせず、又數年繼續する所の國債支辨の新事業の如きは債額を増加するに非ずんば當初の計畫を全ふする能はざるに至るなきを保せず、紙幣の増發は徒らに國家の經費を増加し、現世に於て國民の負擔を増加するのみならず、永く之を後世に及ぼすを通例とす、豈に慎まざる可ん哉

第十目 不換紙幣は無利子公債なりとの説は非なり

然るに茲に一奇説を唱ふる者あり、何ぞや他なし不換紙幣は無利子の公債にし

第二章 不換紙幣 第二節 増發の害 第九目 増發は一定の歳入を有する者の利益を害し併せて國費の増加を來す 第十目 不換紙幣は無利子公債なりとの説は非なり 矣

不換紙幣の増發は實に勞銀の減少を來す

て國家の爲に利益ありと論ずる者は是なり斯の如きは固より大誤謬たるを免れず假令不換紙幣が下落せざるも政府は税金を以て之を償却する能はざるときは別に利村公債を起し以て之が償還を圖らざるを得ず而して一旦不換紙幣の下落を見るときは假令政府は普通の收入を以て之を償還し得るとするも下落の度合如何に依り非常の高利を拂はざるを得ず例へば紙幣の下落五割に達し正貨百圓に對し紙幣百五十圓を要するとせば政府は百五十圓の負債を起して實價百圓を收入し他日正貨を以て償還の爲め百五十圓を支拂はざるを得ず果して然らば實は百圓の公債を起し其償還の爲め百五十圓を支拂はざるを得ず今之を利子に引直すときは五箇年にて償還すれば年利一割に當り十箇年にて償還すれば五分に相當す豈に夫れ之を無利子と云ふを得ん哉而して有利公債を起して不換紙幣を償還する場合の如きは更に損失を重ねるものと云はざるを得ず何となれば下落の爲め膨脹したる元金に利子を支拂はざるを得ざればなり米國の南北戦争の場合の如きは紙幣の下落一時二十五割に達せり豈に鑑みざる可ん哉

#### 第十一目 不換紙幣は政治上に甚しき弱點を生ず

不換紙幣を有する國は假令増發に至らずと雖も政治上に大なる弱點を有す元來不換紙幣は國境を超へて用を爲すを得ず其一たひ境を超るときは一片紙たるに過ぎざるなり故に一旦内外の變に遭遇し専ら事に軍旅に従はせざるを得ざるに至りては其効用の大半を失ふ國家に此弱點あるに方り偶々内憂外患の起るあれば勢ひ強硬なる政略を取るに由なし又或は政國は虚に乘じ釁を開くの虞なしとせず不換紙幣の國威を傷ふ實に大なり故に不幸にして不換紙幣のあるあれば百難を排して之を償却し速に正貨準備を充實して以て不慮の變に備へざるを得ず而して文明の戦闘は費用を要すること巨大なり例令平日出師準備の完備するも一旦大兵を動かすときは臨時非常の費用を要するは論を俟たず不換紙幣は其流通内國に止まり而かも國難に際して大に其價格を失ふ豈に寒心せざるを得ん哉抑々正貨準備の多寡は國威の關する所にして近年各國が孜孜汲々として其維持に努め更に進んで其増殖に營々たるは既論の如し既に巨額を有し尙且つ其維持蓄積を圖るの要ある斯の如し況や其兌換を維持するに足らざるに於てをや何を以て乎國威を宣揚し其信用の基礎を鞏固ならしむるを得ん哉夫れ國九年の蓄

へなければ是れ之を貧とす、三年の蓄へなくんば即ち窮す、遠き慮なければ即ち近き憂あり豈に治に居て亂を忘るゝを得んや、不換紙幣を以て持續す可らざる多辯を要せず

#### 第十二目 増發は社會の不折合を來す

不換紙幣が政治上に及ぼす所の弊害は上來略陳せし所の如し、而して其社會を蝕害する亦多大なり、不換紙幣の一たび發行せらるゝや、假令未だ増發に至らずと雖も、其額従前の正貨に加はり通貨の供給爲に増加す、故に其間貨物増加し取引増進し、特に通貨の需用加はるに非ずんば物價騰貴し輸入を増加し、正貨濫出の現象を呈するや論を埃たず、爾後發行を止むれば或は可なるべきも進で發行を繼續するときは隨て發行すれば從て物價の騰貴となり正貨の濫出となり、爲に事業熱を誘發し原料品及勞力の需用不當に増加し、格外に其價格を増加し一時其供給者と勞力者の收入を増加し産業未だ成らざるに既に細民多數の消費力を増し、物價騰貴の勢力を助長し貨物の輸入増加すと雖も敢て需用の減少に苦しまず、益々正貨の輸出を促がすは數の免れざる所なり斯の如き時に於ては投機者流中先鞭を着

たる部分は一時意外の利益を得茲に驕奢の弊を生じ、勤儉の美風は漸次に消滅し濫用浪費の弊風を誘發し紙幣の發行益々加はり輸入愈々増加し正貨は市場に其跡を斷ち純然たる増發の境遇に達したる後は物價一般に騰貴し、通貨膨脹の爲め國民の名義上の收入は増加すべくも其實力は多少の減少を免れずして、購買力は不換紙幣増發前より却て減少するに至るは紙幣増發に伴ふ所の普通の結果なり、然るに一旦驕奢の弊に陥るときは急に従前の勤儉なる風俗に歸するを得ざるは人情の常にして、此所に於て大困難を生ずるを通例とす、而して其間古來の舊家に於て此變動の爲に零落し之に反し偶々幸運に際會し風雲に乗じ暴富を得る者なしとせず、則ち主人は零落し家來家僕は所謂劇か紳士となる等の變躰を發成し前者は貧に居て貧に處するの道を知らず後者は社會の秩序禮儀に慣れず社會の上下非常の不折合を生じ圓滑の進行を妨ぐるなしとせず、是れ一見小事の如しと雖も社會秩序の調和を失するは不經濟の大なるものたるや疑を容れず、人爲を以て殊更に斯の如きの混亂を惹起するが如きは思はざるの甚しきものと云はざるを得ざるなり

第十三目 不換紙幣消却に伴ふ所の困難

夫れ不換紙幣の増發は大地震の如し劇震一たび起れば之に次ぐに數回の強震を以てし、強震に次ぐに弱震を以てし、弱震に次ぐに微震を以てし、民庶の生命財産を危ふし、屢々人心を驚かすに非ずんば地盤の平均を復し地層を整ふること能はざるなり。蓋し經濟、財政、政治、社會の地層が増發てふ劇震を受るときは其餘響として數回の震動を免れず、百事壞頽して收拾す可らざるの情況を呈す、之を救ふの道は只其地層を整ふるにあり、其地層を整ふるには兌換制度回復の外他に術の存するなし。信用の基礎を紊亂し之を救はず、而して生産事業を擴張し以て正當に貨幣の需用を増加せんと欲するが如きは是れ醉者に勸むるに酒を以てし、其醒るを待つもの、何ぞ選ばん百年黄河の澄むを待つ尙且つ可なり、信用を紊亂し殖産の擧るを待つは萬世を経るも蓋し得難し、故に一旦増發の弊顯はるゝに方りては先づ紙幣を消却し其供給を減ずるより他に方法の存するなし、然りと雖も其消却は物價を低落し、商業の沈滞を來し其狀恰も霍亂患者が劇しき吐瀉の爲に惱むが如きものあり、是れ實に已むを得ざるの結果なり、夫れ是れを忍ばずんば遂に全身を滅

ほすに至らん豈に怖れざる可ん哉。夫れ然り然りと雖も此災をして普通市場の恐慌より來るものたらしめは或は已を得ざるへしと雖も、人爲を以て不換紙幣を増發し其結果民を苦しめ國を害するが如きは實に容恕し能はざる所なり、不換紙幣増發の害實に大なりと云つべし。

第十四目 不換紙幣の發行機關は中央銀行の如き

活動自在なる者たるを要す

不換紙幣増發に就ては粗々之を論ぜり、今終に臨み其發行機關の事に就て一言する亦無用の業に非ざるを信ず、時平かに市場無事なる時は其發行者の政府たる銀行たるを問はず其間大差なきが如しと雖も、前者は屈伸の自由を缺き後者は比較的に自在なり、而して不換紙幣の場合の如きは兩者の間至大の差違を生ず、勿論政府發行の紙幣と雖も、銀行が市場の操縦を誤らず増發の徵あるときは利率を上騰し銀行に紙幣を回收するときは紙幣の現流通高減少し甚しき弊害を生ずるに至らしめざるを得べしと雖も、銀行は其自己發行の紙幣に非ざるを以て直ちに之を消却すること能はず、政府も亦銀行が吸集したる紙幣を無償にて納付せし

政府を發行  
者となす  
るの不可

第二章 不換紙幣 第二節 増發の害 第十三目 不換紙幣消却に伴ふ所の困難 第十四目 不換紙幣の發行機關は中央銀行の如き活動自在なる者たるを要す



め之を消却することを得ず、一たび引揚げたる紙幣も再び市場に流出し易きは當然の勢なり。然りと雖も之をして銀行自己發行の者たらしめば銀行は直ちに之を營業部より發行部に送り消却を了し根底に於て其供給を減ずることを得べくして紙幣の消却比較的容易なり。

政府發行の紙幣は即ち然らず之を減少せんと欲せば必ずや國費に非常の節減を加へ歳入殘餘を得る乎、又は忍んで重税を賦課する乎孰れか其一を選び若くは兩者を併せ行はざるを得ず甚しきに至つては紙幣消却の爲に國債を起し只に現世に賦斂を重ふするのみならず後世に負擔を貽さざるを得ず、不換紙幣の消却が其發行者の如何に依て其難易を異にする凡そ斯の如し豈に鑑みざる可んや、又銀行發行の不換紙幣と雖も發行者の唯一たると其多數なるとに於て其届伸上に難易あるは多辯を要せず、是に於て發行機關の唯一たらざるを得ざるの理更に瞭然たるものあり、夫れ天下の事銳は即ち一に歸す、兩頭の蛇其體軀大なるも能く巨獸を呑むを得ず況や獨立なる數條の小蛇に於てをや焉、其目的を一にし利害を合し一致の行動に出るを得んや、蠢爾として細餌を求め蜿蜒八方に匍匐し殆ど收拾

發行機關  
は唯一なる  
を要す

す可らざるの狀を呈せむは疑を容れざるなり、政府の不換紙幣を發行する既に不可なり己む事を得ずして銀行之を發行するも發行機關の唯一たらざるを得ざるや亦論なき耳。

### 第三節 不換紙幣發行の方法

#### 第一目 發行方法研究の必要

不換紙幣増發の弊害大にして其戒めざる可らざるは前節所論の如し、然れども國家の大難若くは非常の機運に遭遇し巨大の費用を要し他に頼るべきの財源なきときは已を得ず力を此者に藉らざるを得ざるは蓋し數の免れ能はざる所にして勢の以て察せずんばある可らざる所なり、佛國の革命、英國の大陸戰爭、米國の獨立及内亂、佛國の孛佛戰爭、我國維新の大業等皆力を不換紙幣に藉らざるはなし、平時に於て其發行の方法を講究し、有事の日に於て遺算なきを期するは財政家の最も力むべき事の一たり、今其方法如何を鑑みるに金紙平均法と外國爲替平準法とを併用するの外他に良法なし、請ふ目を改め之を辯せん。

第二目 金紙平均法

貨幣學上金紙平均法とは常に市場の情況に注意して紙幣か正價を保つ間、即ち未だ正貨と紙幣の間に差異を生せず紙幣が正貨に對して割引に落ちざる間は徐々と紙幣を發行し、紙幣し正貨に對し割引に落ちる傾向あるか又は少々にて現に割引に落ちたるときは直ちに發行を止め其引揚げに着手し紙幣が平價に復するを待て其引揚げを止むる方法を云ふ、是れ紙幣が割引に落ちるは他の事に變動なしとせば其供給過多なるの徴なるを以て直ちに根底に入りて其高を減じ需給の平均を復すべしと云ふ至極單純にして間違なき條理に基づくものなり

第三目 外國爲替平準法

外國爲替平準法とは外國爲替逆戻となるときは其平準を復するまで紙幣を引揚るの方法なり此方法の効用は前陳の如く内國市場のみに注意し外國爲替上に留意する所なきときは事外國の關係より破れ所謂前門に虎を防ぎ後門に狼を進むる歎なきを得ず故に内國貨幣市場に注意すると同時に常に外國爲替相場に注意し、外國爲替か逆戻となるの傾向を生じ又は少しにても現に逆戻となりたる

きは直ちに紙幣を引揚げ其平準若くは順當になるを待つて甫めて引揚を止め、内外相應して紙幣の下落を防禦せざるを得ず

第四目 兩法併用の必要

然れども又内國市場の注意を缺き外國爲替平準法のみに據るときは、一時の輸出貿易の好況若くは放下せられたる外資拂込の爲め外國爲替は順適なるも、内國市場に於ては既に紙幣が正貨に對し五厘若くは一分割引に落ち居るも之に氣付かず、紙幣の發行を繼續し事内部より破れ恰も門戸を閉鎖するも倉庫の戸前に鎖を施さざるが如く不慮の災を惹起すことなきを保せず、又内國市場のみに注意し外國爲替の情況に顧る所なくんば事外境より破れ内國市場に對する折角の注意も水泡に歸することなしとせず、故に金紙平均及外國爲替平準の二法は必ず之を併用せざれば實際の効用を全ふること能はざるなり

第五目 實施の手段

論者或は云ん金紙平均及外國爲替平準の二法を以て不換紙幣の價格を維持するは既に之を諒せり然れども紙幣流通高を減ずるは實際頗る難事に屬し畢竟前

第二章 不換紙幣 第三節 不換紙幣發行の方法 第二目 金紙平均法 第三目 外國爲替平準法 第七  
第四目 兩法併用ノ必用 第五目 實施ノ手段

陳の方法も机上の空論に屬すべしと論者の言若し不換紙幣が政府發行の者にし  
て金融機關の發達せざる時代に於ては或は失當に非るべく、又發行銀行數箇に分  
れ互に燕謀の競争を爲し紙幣の發行を慎まざる場合に於ては或は然らんも既に  
内外市場に向て十分の注意を以て紙幣の發行を執行し金紙平均法及外國爲替平  
準法の如き微妙なる方法を実施するを得る場合に於ては金融機關は十分の發達  
を経たるものと推定せざるを得ず、況や我國の如く唯一の發行機關を有する國に  
於てをや、臨機應變利子歩合を上下して有効に此方法を行ふは易々たる耳彼の國  
立銀行の如き組織の下に於ては論者の憂亦或は杞人の憂に非ざるべし、元來國土  
が鎗を立て行くは可なりと雖も國が銀を立て行くは甚だ不可なり、國立銀行の制  
度の如きは到底國家の大機關たるを得ず、而して今や即ち無し復た何をか憂へん

#### 第四節 不換紙幣發行の方式

次に論究すべきは不換紙幣發行の必要あるときは其方式は之を如何にすべき  
やの問題是なり、抑々不換紙幣法に二あり

一は特に新式の紙幣を發行し之に合法貨幣の効力を附するもの  
二は在來の紙幣の兌換を停止し之に合法強通の効力を附與するもの  
是なり、蓋し前者は往時貨幣制度の發達せざる時代に於て他に依るべきの基礎な  
く已を得ずして採用したる方法なり、然りと雖も今日の如く中央銀行の制度發達  
し、平日相當なる方法に依り紙幣を發行する時代に於ては無論平日既に市場に流  
通し國民の視聽に慣れたる流通紙幣の兌換を停止し事平き必要歇むの時まで之  
を不換とし以て圓滿の結果を收むるを得策とす、若し夫れ純理を以て之を論ぜん  
乎、名稱様式共に新規なる者を用ひ市場に其實價を問ふを可とすと雖も、不換紙幣  
發行の如きは孰れも國家多難の際に起るものなるを以て徒らに事端を啓き事局  
の紛擾を醸すは世に寸益なし思はずんばある可らず、畢竟此問題の如きは選ぶに  
圓滿主義を以てする者の一に屬す夫れ天下の事事大小となく其選を異にす、固執  
膠柱以て變通の策なきは大國を治むる所以の道に非ざるなり

### 第一編 第二卷 終

改增  
版訂  
財 政 と 金 融

坤

銀 第 二 編 第 一 卷  
商 業 信 用

第二編第一卷目錄

第二編 銀行

第一卷 商業信用

第一章 商業信用の機關

第一節 總論

第二節 中央銀行の職分

第一目 中央銀行の職分

第二目 中央銀行は割引貸付の多きを望む可からず

第三目 中央銀行の模範として佛蘭西銀行

第三節 普通商業銀行

第二章 手形の割引及其他の取扱

一  
一  
一  
一  
一  
二  
三  
五  
九  
二

第一節	割引方策	一二
第一目	割引の定義併に其機關	一二
第二目	割引方策の必要及其基礎	一三
第三目	割引すべき手形の選擇及與信所の必要	一七
第四目	中央銀行にて割引すべき手形の期限	二二
第五目	同上手形面金額の最小限	二七
第六目	割引歩合を定むるに就ての注意	二八
第七目	階段割引併に参加利子及質物に依る利率區分	三〇
第八目	恐慌に處する割引方策	三三
第九目	金の流出を止むる爲の割引方策	三六
第十目	割引方策と併用すべき金の流出豫防方法	四二
第二節	手形の取扱	四六
第一目	手形の振出引受等の手續	四六
第二目	手形割引に就ての注意併に空手形及真空手形の區別	四九

第三章	爲替及信用狀	五五
第一節	爲替	五五
第一目	爲替の變動	五五
第二目	爲替逆戻の矯正	五九
第三目	爲替の計算法	六二
第四目	爲替の仲立	六五
第五目	國際動産の効力	六六
第六目	世界の貨幣市場及其趨勢	六七
第二節	信用狀	七五
第一目	信用狀の種類	七五
第二目	署名、合言葉及受拂用紙	七七
第三目	信用狀の依頼及發行	七八

第四目	信用狀の記入	八五
第五目	人相書	八八
第六目	信用狀に關する規定	八九
第七目	信用狀と爲替手形との便否	九一
第四章	貸付併に金銀及公債證書の購入	九三
第一節	貸付	九三
第一目	普通貸付	九三
第二目	保證貸	一〇五
第二節	金銀及公債證書の購入	一〇七
第五章	利率	一〇九
第一節	總論	一〇九
第二節	中央銀行利率と市場利率との關係	一一一
第三節	有期預金及貸付利子の變更	一一六
第六章	預金及小切手	一一八

第一節	預金	一一八
第一目	預金の効用	一一八
第二目	預金に就ての注意	一二三
第三目	幾何級數率法則及貯金利子歩合と引出との關係	一二七
第四目	有價證券の當坐預	一三二
第五目	預金保險	一三三
第二節	小切手	一三九
第一目	透字小切手	一三九
第二目	改描其他の變造	一四二
第三目	線引小切手	一四六
第四目	保證小切手	一五一
第五目	小切手取扱の慣行	一五二
第六目	過振の濫用	一五四

第七目	小切手の節用	一五六
第八章	小切手課税及爲替手形	一五七
第七章	資本及營業準備	一五九
第一節	資本の多寡	一五九
第一目	資本を過大にするの不利	一五九
第二目	資本と債券との關係	一六二
第三目	公稱資本と拂込資本との關係	一六三
第二節	營業準備	一六六
第一目	準備の種類	一六六
第二目	準備金高の多寡	一六七
第八章	支店組織及機關銀行併に銀行の破綻	一六九
第一節	本支店の關係	一六九
第一目	支店組織の發達	一六九
第二目	支店の監督	一七三

第三目	米國に於ける輓近の風潮	一七六
第四目	責任代理店	一七八
第二節	機關銀行	一八一
第一目	機關銀行に就ての注意	一八一
第二目	極端の濫用	一八二
第三節	銀行の破綻	一八四
第一目	外國に於ける破綻の實況	一八五
第二目	我國の近況及株主の不心得	一八八
第三目	銀行員の法規に疎きの弊	一八九
第九章	交互計算	一九〇
第一節	普通交換及英米同盟銀行の比較	一九一
第一目	諸文明國に於ける交換の實況	一九一
第二目	英米に於ける交換同盟銀行の比較	一九三
第二節	物産交換	一九五



第一目	物産交換	一九五
第二目	有價證券交換	二〇二
第三節	鐵道交換及商賈間の貸借決算	二〇二
第一目	鐵道交換	二〇二
第二目	商賈間の貸借決算	二〇三
第四節	地方交換内地及國際交換	二〇五
第一目	地方交換	二〇五
第二目	内地交換	二〇六
第三目	國際交換	二〇七
第十章	定期取引	二〇八
第一節	定期取引の發達及其賣買取引の方法	二〇八
第一目	發達の順序及目的	二〇八
第二目	取引所に對する攻撃	二〇九

第三目	一般商取引所との差違及取引の方法	二一〇
第二節	定期取引の効用	二一一
第一目	總論	二一一
第二目	賣放及買埋	二一二
第三目	倫敦に於ける特別の事情	二一四
第三節	定期取引と投機との關係	二一五
第一目	定期取引の素質	二一五
第二目	投機取引の形跡	二一六
第三目	寛恕及豫防の方法	二一八
第四目	利用及濫用	二一九
第四節	差額取引	二二一
第十一章	市場に於ける投資者の意向	二二三
第一節	總論	二二三
第二節	意向と實利との關係	二二四

第三節 豫期の勢力……………二二六

第四節 投機と資力との關係……………二二九

第十二章 恐慌……………二三〇

第一節 恐慌の豫防及之に對するの處置……………二三〇

第一目 豫防……………二三〇

第二目 恐慌に處する大體の方法……………二三四

第二節 英國の恐慌……………二三六

第一目 西曆千八百十年の恐慌……………二三六

第二目 西曆千八百二十五年の恐慌……………二三七

第三目 西曆千八百三十七年及九年の恐慌……………二三八

第四目 西曆千八百四十七年の恐慌……………二三九

第五目 西曆千八百五十七年の恐慌……………二四〇

第六目 西曆千八百六十六年の恐慌……………二四一

第七目 西曆千八百六十六年以來の景況……………二四二

第三節 獨逸に於ける近年の恐慌……………二四三

第一目 日獨兩國經濟事情類似の點……………二四三

第二目 恐慌の原因……………二四四

第三目 株式相場と工業との關係……………二四七

第四目 生産超過……………二四八

第五目 恐慌の結果……………二五〇

第六目 銀行の不注意……………二五四

第七目 農業の被りたる影響……………二五八

第八目 結論……………二六一

第四節 露國に於ける近年の恐慌……………二六三

第一目 總論……………二六三

第二目 航海鐵道及製造事業等の保護獎勵……………二六六

第三目 保護政策併に外資輸入……………二七一

第四目 投機の發生及大破綻……………二七三

第五目	善後策の困難	二七六
第六目	恐慌後の情況	二七九

第二編第一卷目錄終

第二編 銀行

第一卷 商業信用

第一章 商業信用の機關

第一節 總論

世に銀行の事を論する書に乏しからず、其一般の事業及効用に就ては夙に世人の熟知する所と爲り、茲に之を嘷々するを要せず、然れども銀行と財政との關係及其制度組織、事業經營の順序及世運の進歩に伴ふ所の新規の方法計畫の如きは、大に論究すべきものあり、元來商業信用機關の組織に種々ありと雖も、其最も發達したる者を中央銀行の制とす、蓋し中央銀行制度とは中央に一大銀行を設け、其周圍に主として株式銀行を置き、而して合資合名個人銀行又は株式合資銀行には稀有なりと雖も、銀行を以て其間隙を充すものにして、兵法に依り之を例せんに、其組織

恰も本丸を固くして外郭出丸の配置各々其宜を得、重騎輻兵の屯所能く其所を得るが如きを云ふ。然るに彼の北米合衆國の如きは今日尙ほ國立銀行の制度を守り全國の金融を統治するの機關を缺き東面に緊縮主義を採り西面に開放主義を採るの虞なしとせず是に於て乎輓近米國に於ても準備府と稱する者自然に發達し紐育、シカゴ、セイントルイス等の如き中心市場たる大都會に於ける大銀行は隱然其方面の中央銀行の状を呈す、然れども是れ固より嚴然たる制度に基くものに非ず、唯事情の必要に迫られ國法其存在を認め微に其影を寫すのみにして固より十分の組織と云ふを得ざるなり

米國の準備府

## 第二節 中央銀行

### 第一目 中央銀行の職分

中央銀行は一國正貨準備の保護者にして、銀行者の銀行となり經濟上の恐慌及國家危急の秋に際しては資金供給の源泉となり、信用の最上擔保者となるべきものにして其任實に重且つ大なり、故に國家は特に法律を以て其特權を定め其力を

法を得るは易し人を得るは難し故に先づ法を治むべし

強大にし之を周到なる監督の下に置き以て一面には其力を養ひ一面には之を濫用せしめざるに努めざる可からず、世上の事制度既に完全なるも運用其妙を得ず隨て其効用實際に十分なるを得ずして時に遺憾なき能はざるものなしとせず、然りと雖も制度完備せず又は全く缺如するときは一國金融の統治を全ふすること甚だ難し、夫れ然り方今事繁にして精密なるは昔日の比に非ず、制度其宜を得ずんば當局其人を得るも亦之を如何ともする能はざるものあり、故に先づ法を立て徐ろに當局に其器を求むるは頗る安全の方法なり、古語に曰く千里の馬は常にあれども伯樂は常になしと天下豈に一驪の存するなしと云ふを得ん哉

### 第二目 中央銀行は割引貸付の多きを望む可からず

中央銀行の職務分限概ね斯の如し故に平時にありては其割引貸付の多きを望む可らず、其兌換券を發行するは如何なる場合と雖も金融を圓滑ならしめ、事業を幫助し市場を調和するを目的とせざる可らず、而して其一國正貨準備の保護者と爲るは前編に於て論ぜし如く頗る重大なる事件とす、抑々正貨準備の事たる方今既に銀行問題より國家問題に移り其維持増殖は中央銀行を措て他に適當なる機

中央銀行の紙幣發行の目的

關を見ず而して中央銀行は銀行の銀行たるとは手形の再割引を爲すと云ふに外ならず、貸付の如きは確實合法の擔保法律を以て限定するを例とすを要するは勿論平時に於ては之を他行に譲り敢て自ら之に従事せざるを好しとす然りと雖も彼の恐慌に際し信用地に墜ち獨り中央銀行之を保ち市況慘憺暗黒の状況を呈するに當りては玉石を鑑別し正當の範圍を守り以て融和、解通の道を開かざるを得ず。中央銀行が恐慌の前後に處する方法の如きは學理上、實驗上既に一定の規矩準繩あり、後ち陳述する所あらんとす而して戰亂、騷擾等危急の秋に臨みては國家の爲め資金の供給者となり以て國威を維持宣揚し、擾亂を鎮壓し、國民民福を増進するに努むべきは正に當然の職分に屬す。近時英倫銀行が市場率よりも低利を以て國債を引受けしが如きは實に其本分を盡したるものと云はざるを得ず、其他恐慌に際し英倫銀行の市場に對する行爲は則るべきもの實に少しとせず、抑々英倫銀行は特種の事情に依り成立し其成立以來既に二百有餘年を経過す、其間種々の經驗ありて毀譽褒貶交々到り功罪相半はせしと雖も、輓近に至りては、概して其効用を全ふし市況を挽回し回天の功を奏せしこと一再に止まらず能く其道を修め

英倫銀行の發達

て其法を保ち所謂信用の最上擔保者たるの稱に恥ぢず其功實に偉大なり。獨佛等の中央銀行亦國家に貢獻する所甚だ大なり、就中佛蘭西銀行の如きは奉公の念最も篤く業務に忠實にして世仰て以て中央銀行の龜鑑とす、夫れ中央銀行は國家の忠僕たるべくして奴隸たる可らず須らく堂々其所信を主張すべきなり請ふ少しく其功績を述べん

### 第三目 中央銀行の摸範としての佛蘭西銀行

抑々佛蘭西銀行は西曆千八百年第一ナポレオンの創立する所に係り爾來幾多の國難に遭遇せしも基礎確乎として動かず古今事情を異にし舊昔の事實は直接吾人の餘師たるもの少く而して吾人の感情を動すもの稀なるに由り暫く之を措き、單に西曆千八百七十年以來事績の概要を見るに其業の偉大にして感歎措く能はざる所のもの少とせず、就中西曆千八百七十年七月十五日普佛戰爭の宣告せらるゝや佛軍必勝を期し、慕進伯林の聲未だ都門を離れざるに敵の三大軍團は早くもライン河を涉り、メッツ、クラウエロット、セダン等の雄鎮且に破れ夕に陥り、流石のナポレオン三世も脆くも捕虜となり、首府巴里は普軍の圍む所と爲り、運命且

佛蘭西銀行の功績

夕に迫まれり時に佛蘭西銀行は既に事變の爲に一億六千五百法を貸付せしと雖も假政府は防禦の爲め非常の困難に陥り更に銀行の援助を求めたり然れども中央銀行は奉公忠實の念慮を缺かざると同時に奴隸的盲従を戒めざる可らず此大難に際し佛蘭西銀行の舉動は實に眞個の愛國者及慎重なる銀行の規矩とするに足れり當時副總裁二人ありの一人なるキユーウイエー氏は假政府の請求に對し答へて曰く

余輩國難を知らざるに非ず又固より當局の苦心を察し資金の要あるを知る然れとも請ふ諒せよ

抑々中央銀行は唯一にして最後の財源なり若し夫れ之を涸渴し一滴を存せざるに至らん乎國家は夫れ將た何に依て乎其命脈を保つを得ん今哉國難の大なるにも拘はらず佛蘭西銀行の信用は動かさること泰山の如く其署名は外國に重んぜられ依然として替らず惟みるに今日の策は之を利用するにあり其高利なるは固より之を期せざるを得ず然れども國家興廢の關する所固より辭すべきに非ざるなり

假政府の不明

一揆原の銀行襲撃

ギヤムベタ其他假政府當局の小子菽麥を辨せず殆と群邪比周の勢を成し此苦諫を容るゝに吝なりしも其當然の理由と凜乎たるキユーウイエー氏の意氣とに當り難く終に倫敦に於て二億五千法を借入れ應急の費用を支辨せり

當時の出來事中最も著しきは西曆千八百七十一年五月十八日に於て起りたる革命黨の一揆原が中央銀行に加へたる強盜的暴動なりとす當日銀行は其金庫に六億法の巨額を藏しつゝ軍隊の保護を受る能はずして赤手一揆原の攻撃に曝らされたり時に副總裁の一人なるプロエフ侯爵は近世史に於て最も狂暴なる是等の一揆原に向ひ一世の勇を鼓し行員を率ゐて銀行を防禦し幸に一揆中より稍々愛國心あるベスレイなる者の援助を得て前記の金高中僅かに千七百萬法を失ひ餘は盡く之を全ふすることを得たり是れ實に銀行が其創立以來受けたる所の最大厄難にしてプロエフ侯が銀行を救ひしは嘗に一銀行を救ひしに非らずして實に佛の國家を救ひしものなりと云つべく其功甚だ大なり實に佛蘭西銀行は常に國家の忠僕たりと雖も決して其奴隸に非ず其奉公に篤きと同時に常に其面目を保ち苟しくも道理あるの請求には即ち之に應じ當時國家救難の爲め政府へ貸付

佛蘭西銀行の特色

したる金高實に十五億三千法の巨額に達し而かも餘裕を存して常に必要あれば之に應ずるの地位を保てり、其他正貨準備の強大なる支店の多き實に盛なりと云つべし、尋て西曆千八百八十二年同八十九年の恐慌(過度の投機より生ぜし者)に際し佛蘭西銀行の盡力大に其功を奏し、西曆千九百年萬國博覽會開設に際しても亦た國家然貢獻する所甚だ多かりしは乾第一編第四章第一節中に述べる所の如し、斯く如く佛蘭西銀行は基礎鞏固にして勢力甚だ強大なり、有名なる佛國五大革命に遭遇するも動かざること林の如く、屢々外患内憂に當り綽々と餘裕を存し能く其面目を保ち國家の信用の墜落を救ひ公共の安寧を擁護し功績實に偉大なり、然り而して其然る所以のものは主として左の三點にあり

第一 國家的建造物にして國家の德義と財源を以て之を支持するを得ること

第二 最良の庶民銀行にして佛蘭西銀行は個人取引を爲す能く佛國人民の節儉の美風と調和すること

第三 株式會社(資本一億八千五百五十萬法にして一株を一千法とす)にして政府及人民に對し獨立の地位を保つこと

是に於て曩創立當初にはナポレオン第一世の壓迫を受け西曆千八百七十年の國難に引續ぎギヤムベタ黨の迫害に遭遇し剩さへ狂暴なる一揆原の毒手に苦められしも能く之に堪へ一難起る毎に却て其光彩を發揮するに至れり、商事上不落城の名ある固より偶然に非ざるなり、我國中央銀行業務の成績未だ大に見るべきもなく遺憾なしと云ふを得ずと雖とも固より多少進歩の跡なきに非らず、然りと雖も亦焉そ望蜀の感なきを得ん、哉小心翼翼大に奮勵と注意とを要すべきは論を竣たざるなり

### 第三節 普通商業銀行

中堅斯の如く夫れ固きを得ば商業信用の基礎頼りて以て立つを得べし、夫れ普通商業銀行主要の業務は手形の割引其第一位に在り、貸付の如きは固より第二流の業とすべきなり、元來割引と貸付とは其効用を異にす、即ち前者は既成事業の生産物を運轉し能く小資を以て生産事業を發達伸張するの功を奏す、後者は新に起る所の事業を幫助し足らざるを補ふて以て世の進運を促す、故に前者は生産の維

持發達に特効ありて、後者は資金の不足を補充し新事業を喚起するに力あり元來既成の事業は今日吾人直接の需用を充する必要ありて成立す新規に起る所の事業の如きは世運の進歩を告げ需用一層其急を告げ、既設の機關之に應ずる能はざるに至り甫めて其必要を生ず夫れ然り而して既成機關の發達伸張を計るは易く、事業の新設を圖るは難し、豈に易きを捨て難きに就くの要あらん哉然りと雖も既設事業の發達伸張亦自ら限度あり、進歩の趨勢此限度を超へ新需用を加ふるに及んては、事業の新設亦必需の要件となる、今一例を設けて割引と貸付との順位を論ぜん、例へば茲に錘數拾萬の一紡績所ありて全力を盡して綿絲の製造に従事し、其製品を市場に販出し、其代價の回収を俟たずして割引の便を得ば、直ちに其業を繼續するを得べし、斯の如くして資金の運轉循環し周年間斷なきを得ば、商賈銀行共に我國の慣例なる益暮と云ふが如き所謂節季の繁忙に際會することなく、隨て得れば隨て支拂ひ繁閑の變なく出入順を得市場調和すべく、事業愈々盛にして産出愈々多ければ百貨の販出益々多きを加ふるを得べく、割引の効用實に偉大なり然るに一朝銀行が市場の觀測を誤り、既成事業の擁護發達の資を正當軌道の外

銀行の介

に脱逸し、漫に之を成效の如何に疑ひなき能はざる事業に投ずるに於ては資金固定して容易に回收の運に至らず、延期遲滯等限りなき煩累を醸し銀行の効用其半を失するに至るなきを保せず、由是觀之普通商業銀行は割引を第一義とし、資金に餘裕あるを俟ちて後ち甫めて、貸付に従事すべきは復た多辯を要せず、然れども貸付は資金を固定せしむるの傾向を有するを以て商業金融機關の如き始終資金の運轉を計らざるを得ざる者の爲には甚しき不便を生ずることなきを保せず、故に是等の不便を救ふ爲に分業の法に則り、動産銀行を興して株金の拂込を容易ならしめ更に、不動産銀行を興して一層固定の度甚しき農業資金供給の職に當らしめ商業銀行をして其本然の職務に専らならしむるに努めざる可らず、動産銀行及不動産銀行の事は後に論ずべしと雖も、其大體の關係概ね斯の如し、金融機關の關係亦巧妙なる組織を要す、理世の道豈に夫れ術なからん哉

元來金融は春夏秋冬其情況を異にす、故に商業一期に緩漫なりと雖も商業銀行は其資金を固定せず専ら割引に従事し資金の廻收を容易ならしめ期限中と雖も何時にても再割引を得るに差支なからしむるを要す、貸付の如きは金融緩漫資金

商業銀行  
は其資金  
を固定せ  
しむ可ら  
す



餘裕ありて貸付期限中之に恰當する分の預金の引出請求なかるべしとの見込十分に付きたる上に非ずんば苟も之に従事す可らず、割引の方法に依るときは手形の期限中と雖も其確實の點に於て缺る所なくんば中央銀行若くは其他の大銀行が容易に再割引に應ずべきを以て割引銀行をして資金に差支を生ぜしむることなかるべし、畢竟中央銀行を銀行の銀行と云ふは實に此點にあり

## 第二章 手形の割引及其他の取扱

### 第二節 割引方策

#### 第一目 割引の定義併に其機關

商界に於て金融上所謂割引とは手形賣買の當時に於て適用すべき利率に基き其期限満了までの利子金額を算定して手形面の金額より之を控除したる残額を以て其手形の價格となすを云ふ、今理論上より之を觀れば何人と雖も苟くも之に適應すべき資金を有する以上は手形を割引して割引請求人の爲め資金を融通し

銀行は割引事業は其業務の最良なり

兌換券發行は銀行の最好の業務なり

得べきは一點の疑を容るゝの餘地なし然りと雖も事實に於ては割引事業は之を銀行營業科目の一と爲さざるを得ず何となれば之が爲に要する資金は頗る巨額に達するのみならず手形交換所の關係を明かにし手形再割引の取捨を決し、手形義務者の信用の厚薄を鑑別する等の如きは實に容易の業に非ずして、到底之を個人の事業に委する能はざればなり然り而して手形の割引は間斷なく資金を運轉して其停滯するを厭忌する所の大資本の放下には最も適合し、殊に巨額の預金又は兌換券發行の特權を有する者の如きは最も之を歓迎す、銀行は即ち此種の資本家に屬し其手形割引の最好機關たる哉論なき耳然れども兌換券發行銀行にありては割引よりも寧ろ再割引を以て其主業とす、今若し兌換券發行銀行が直接個人取引の爲め盛に割引を行ひ、其高巨大なるに至れば不知不識の間に市場に深入し最高金融機關たる中央銀行の職務を盡す上に於て遺憾なき能はざるの結果を來すの虞なしとせず、蓋し割引は商業銀行主要の事業なりと雖も其間又多少の分業なきを得ざるなり

#### 第二目 割引方策の必要及其基礎

第二章 手形の割引及其他の取扱 第一節 割引方策

第二目 割引の定義併に其機關 第二目 割引方策の必要及其基礎

何を乎割  
引方策と  
云ふ

元來兌換券の發行は公益の爲め主權の一部を分派したるものにして固より銀行營業の主軸に非ず商業銀行の主業とすべきは割引と預金事業にして而かも割引は其第一位に居るものとす然らば銀行就中央銀行は其割引事業に就き粗々一定の方針なかる可らず此方針を號けて割引方策と云ふ抑々中央銀行たる者は其業務執行上自己の利害を主位に置くを得ず其進退取捨は主として國家經濟上より打算せざる可からざる所の大責任を有し其採用すべき割引方策も亦是に由來せずんはある可らず中央銀行は平時にありては兌換の大義務を全ふするを得るを以て足れりとするが如しと雖も一朝事あるに際しては全力を盡して之に當り其兌換の力を減せずして優に發行を増加し得るの餘力は平日に於て之を蓄はへざる可らず其平時に於て内地の金融市場を監督し之が整理を圖らんと欲せば本位貨幣をして常に健全なる地位を保たしめざるを得ざる哉多辯を要せず而して金融逼迫の秋に當りては中央銀行の本分として玉石を鑑別し其救ふべきは之を救ひ以て市場の擾亂を治むるを必要とす中央銀行の一舉手一投足は實に國民經濟の消長に關す墳重以て事に當らざる可らざるは論を俟たざるなり夫れ經

兌換券の  
發行に  
必要發  
行の必  
併に其  
意に注

濟界の盛運に向ふ哉資金の需用大に増加し金融に急調を來すは自然の勢なり此時に當り硬貨のみを以て其需用に應ぜんとするも到底及ぶべきに非ず縦し又之を行ふを得るも市場に便ならず此時に方り手形の割引小切手の支拂等に對し大小兌換券の發行を要すべきは論なき耳元來兌換券は手形の進化したる者にして恰も銀行手形が荷爲替手形又は商業手形より進化せるが如きの跡ありて畢竟手形の化身たるに外ならず只手形の流通範圍は限定的にして狹隘なれども兌換券の流通は一般にして廣大なるの差違ある耳故に中央銀行が其行務を料理し割引方策を定るに當り兌換券の發行最も慎重の注意を取らざる可らず實に其發行は如何なる場合に於ても金融の圓滑を圖る爲め必要缺く可らざるに出でざる可らず

抑々割引方策は素と統一を尙ぶ統一を缺く所の方策は其効力決して全きを得ざるなり其之を保つの第一要件は第一編第二卷第三章に於て論じたる兌換券發行機關の唯一たるべきこと是なり然るに方今我國及佛露埃匈帝國等數國を除くの外尙ほ多數の發行銀行を有するもの少からず即ち北米合衆國の如きは兌換券

發行銀行實に六千九百九十九行(西曆千九百六年十一月)にして資本最小限を二萬五千弗とす、瑞西の小なる尙ほ三十六行(西曆千九百五年末)の多きを數へ發行紙幣約二億四千四百七十五萬法なり其不便知るべき耳、而して英國に於ては西曆千八百四十四五年の改正銀行法施行の初に於ては英倫銀行の外發行銀行三百四行を認め、今哉(西曆千九百七年六月)著しく減少せしと雖も尙ほ全國に於て中央銀行の外四十五(内二十九は英倫)を數へ其發行高總額二千九百餘萬磅中約千六十萬磅を占む獨逸の情況も亦頗る英國に類似す即ち帝國創設の際には三十三の兌換券發行銀行を有せしに、西曆千八百七十五年三月一日の銀行法に依り其發行權を拋棄したる者二十行爾後營業期限の經過若くは株主の決議に依り發行資格を喪失若くは拋棄したる者八行ありと雖も、方今(西曆千九百七年)尙ほ帝國銀行の外五行を存す、元來英獨の如き銀行法に據りて發行の統一を期するは容易の業に非ずと雖も法の精神中央集權主義に在るは瞭然として疑ふべきものなし、獨逸帝國銀行が其發行の不統一に苦しみ他の發行銀行の營業行爲の上に制限を置きしは既論の如し而して其違反の場合に於ては發行權の全部の剝奪を以て其制裁とす、然れども

今哉發行銀行の數大に減じ中央發行機關の勢力漸く増加し帝國銀行は事實上獨逸帝國の中央兌換券發行銀行となれり、今其實況を見るに西曆千八百九十九年の一箇年間獨逸國內に於て流通したる兌換券平均總額十三億二千二百二十萬三馬の内十一億四千七百七十五萬二千馬は帝國銀行の發行に係り、他はバイエルン銀行、ヴェルテンベルク銀行等六行の發行に係るものとす、爾後の景況益々中央集權に傾き西曆千九百五年の中央銀行の發行平均は十三億三千五百七十萬馬にして一億九千二百萬馬(同年八月末日)はバイエルン銀行等五行の發行に係るものとす、而してフランクフォルト銀行の如きは西曆千九百一年三月既に發行權を拋棄し、バーデン銀行亦拋棄の意あり

### 第三目 割引すべき手形の選擇及與信所の必要

北米合衆國は姑く措き歐洲列國中最も注目すべきは英、佛、獨、露、奧、匈、帝國等なりとす、就中佛、露、奧、匈、帝國の三國は法律上より、英、獨兩國は事實上より、孰れも中央集權的兌換銀行制度を採り、英倫銀行(西曆千六百九十四年創立)、佛蘭西銀行(西曆千八百零一年創立)及獨逸帝國銀行(西曆千八百七十六年一月一日創業)の如きは世界に於て

る最も有力なる中央銀行にして刻下採りつゝある所の割引方策に就ては最も注意せざる可らざるものあり蓋し中央銀行が必要により或は手形を割引し或は手形を購入するは其本分なるを以て其手形の選擇には最も留意せざるを得ず

元來手形は適法なる商取引より生じたる者に非ずんば正當なる者と認め難く、其事實を捏造し支拂人を假設するが如き又は引受人の署名を偽造したる者の如きは割引を受くべき資格なきものと認めざるを得ず而して株券賣買を以て專業とする投機的會社即ち英語に所謂「ファイナンシャルコムパニー」に類する銀行が其投機事業の爲に取引所に提供すべき資金調達の目的を以て振出したる手形獨語に所謂「フヒナンツゲエツクセル」即ち融通爲替の如きも割引を受くべき資格を有せざる者なるを以て銀行は力めて之を排斥せざる可らざるなり然れども獨逸帝國銀行は非商工業者の振出せる手形に對して特に割引を爲すの場合なしとせず、即ち農民が多少其收穫期迄に又は羊毛布の開市期迄に一時資金の必要を感ずることあり此の如き場合に帝國銀行は特に地主の振出したる手形に對して資金の融通をなし此種の手形に限り書替を許すことあり然れども此場合に於ては必

獨逸中央銀行の慣例

獨佛中央銀行の差違

ず信用確實なる者三名以上の署名を要し而して其期限は決して三箇月を超えるを得ざるものとす是れ蓋し獨逸帝國銀行と該國農業黨との間に成立する或格段なる關係より生ずるものにして他國に於て其例を見ざる所なり

爲替手形の外約束手形も行はれざるに非ずと雖も約束手形は獨逸に於ては適法なる商取引より生ずること極めて稀なるにより獨逸帝國銀行は其割引の請求に應ぜざるを通例とす是れ實地の必要なきに由るものにして當然の措置と謂ふを得べし然るに佛國は全く其事情を異にし佛蘭西銀行は約束手形の割引を爲すを憚らず元來約束手形は其使用一地方の取引又は小取引に限るものにして所在を隔つる所の大商就中商業の中心間に行はるゝ所謂一等手形に屬せざるを以て中央銀行の取扱品に相當せざるは論を俟たず佛蘭西銀行の之を取扱ふ結果は小商に伏在せる通弊を助長するの勢あるは夙に世人の認識せる所なり然るに獨逸に於ては例の通帳を以てする掛賣なるもの行はれ同様の弊を免れず佛國に於ては今や通帳にての賣買は殆ど其迹を絶つに至れり

由來佛國は倉庫業を以て鳴り西曆千八百五十八年五月二十八日の法律に基き